

中央守形報

2003

No.93

石川県中小企業団体中央会



国・県・市の中小企業施策のあらまし

中央会のしごと

中小企業団体中央会は、各都道府県に一つ設置された47の都道府県中央会と、中央に全国中央会とがあり、中小企業等協同組合法に基づき、中小企業組合の指導連絡機関として設立されている団体で組合等を会員として、国・県・市の助成金等により運営され、組合及び中小企業の健全な発展を図ることを目的としています。石川県中小企業団体中央会の主な事業は次のとおりです。

組合の設立

組合の設立相談に常時応じています。組合制度の説明、認可行政庁との連絡・調整、創立総会の運営など組合設立まで一貫したお手伝いをいたします。

組合の運営

組合運営上の問題（法律、会計、税務、事業運営、管理等）の相談に常時応じるとともに、直接組合を巡回して相談にしています。また、組合が特別の問題を抱えその解決に専門的な知識を必要とする場合には、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を派遣する「個別専門指導事業」を実施しています。

青年部の育成

組合の次代を担う青年部の結成・運営等の相談に常時応じています。

また、組合青年部が実施する研修会、研究会などに「青年部研究会補助金」を交付するとともに、青年部の連合組織である石川県中小企業青年中央会の活動を支援しています。

女性部の育成

女性のもつ斬新な英知と感性をもつ女性部の結成・運営等の相談に常時応じています。

又、石川県中小企業団体中央会女性部の活動を支援しています。

人材養成

中小企業の経営者、若手後継者、従業員、組合等の役職員を対象に組合管理者講習会、青年部講習会、各種研修会を実施しています。

官公需

中小企業の官公需受注の拡大を図るため、県内の官公庁より発注及び落札等の情報を収集し、組合への提供を行っています。

また、「官公需適格組合証明」申請の指導を行っています。

任意組織、共同出資会社等の設立・運営

任意組織、共同出資会社、公益法人等、組合以外の多角的連携組織を中央会の指導対象範囲に加え、その設立・運営の相談にしています。

助成事業

組合等の運営の健全化並びに組合業界の振興発展を図るため、「活路開拓ビジョン調査事業」をはじめ各種の事業に対してその経費を助成しています。

融合化

優れた技術や知識を集約して「創造的事業活動促進法」に基づく新製品・新技術を研究開発し、需要開拓を目指す組合を支援する「融合化開発促進事業」、及び異業種グループの組織化や異業種組合等の研究開発事業をサポートする「融合化組合等集中指導事業」を実施しています。

労働

労働時間短縮、労働環境の改善など組合や組合員企業の労働に関する相談に常時応じています。

また、「労働力確保組合集中指導事業」などを通じて人材確保等の支援を図っています。

表彰、後援、建議・陳情

国や石川県への優良組合、組合功労者等の表彰申請に関し推薦を行うほか、必要に応じ政府、政党、地方自治体、その他関係方面に対し建議・陳情又は要望を行っています。

情報化

組合の情報ネットワーク構築に対しての企画調査やシステム設計に助成するほか、組合や組合員の情報化やマルチメディアに関する相談に専門家を派遣する事業を実施しています。

情報の提供

機関誌「中央会会報」及び「組合活性化情報」を定期的に発行し、中小企業や中小企業組合に関する各種の情報を提供しています。

調査、研究

毎年「中小企業労働事情実態調査」を実施しているほか、県内主要業界に情報連絡員、景況調査員を配置し、景気動向を調査しています。

また、組織化、組合運営、サービス、近代化、組合人材、業種別活性化等をテーマに「組合特定問題研究会」を実施しています。

P L 保険・各種共済制度の普及

P L（製造物責任）法の施行による損害賠償に備え、中央会独自の中小企業P L 保険の加入を促進しています。また、生命保険会社とタイアップして個人年金や疾病保険等の団体加入を促進するほか、国の中小企業倒産防止共済制度、小規模企業共済制度の業務委託団体としてその普及拡大に努めています。

目次

第1章 中小企業連携組織対策

- 1. 組合制度 1
- 2. 組合に対する助成措置 3
- 3. 中小企業団体中央会 4

第2章 資金供給の円滑化及び自己資本の充実

- 1. 資金供給の円滑化・多様化 6
 - 石川県信用保証協会 7
- 2. 中小企業のための税制 10

第3章 経営革新・創業の促進

- 1. 創業・創造的事業活動の促進 16
- 2. 財石川県デザインセンターによるデザイン振興事業 26
- 3. 石川県工業試験場の技術支援 28
- 4. 経営革新の促進 29
- 5. 財石川県産業創出支援機構 32

第4章 経営基盤の強化

- 1. 経営資源の確保 36
- 2. 産業集積の活性化 41
- 3. 創造的産業等立地促進制度（石川県） 44
- 4. 中心市街地の活性化 51
- 5. 中小商業の振興 54
- 6. 労働対策 60
 - 石川労働局雇用均等室 69
 - 雇用・能力開発機構石川センター 73
- 7. 取引の適正化 79
- 8. 下請中小企業の振興 83
- 9. 財石川県産業創出支援機構 販路開拓事業 84
- 10. 国等からの受注機会の増大 86

第5章 環境変化への対応

- 1. 倒産防止対策 88

第6章 小規模企業対策

- 1. 商工会・商工会議所を通じた施策 91
- 2. 小規模企業者のための金融 92
- 3. 設備資金貸付制度・設備貸与制度 92
(財)石川県産業創出支援機構)
- 4. 延払いによる機械設備貸与制度のあらまし 96
(石川県鉄工機電協会)
- 5. 小規模企業共済制度 97

第7章 県内各市の中小企業施策

- 1. 金沢市 98
- 2. 加賀市 103
- 3. 小松市 105
- 4. 松任市 107
- 5. 羽咋市 108
- 6. 七尾市 110
- 7. 輪島市 111

第1章 中小企業連携組織対策

中小企業は一般に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等によって不利な立場に立たされている場合が多く、そのため、同業者などが相寄り集まって組織化することは、生産性の高揚を図り、価値実現力を高め、あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策の一つであるといえます。この中小企業の組織化を図るための手段としては、中小企業組合、共同出資会社による会社、任意グループ等の手段があり、参加する中小企業者の目的に合った組織を選択し、活用する必要があります。

1. 組合制度

組合の種類と内容

中小企業の組合制度には、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合、商工組合連合会、協業組合、商店街振興組合法に基づく商店街振興組合、商店街振興組合連合会などがあります。また、生活衛生営業関係、酒類業関係、内航海運業関係などについても、それぞれの組織法に基づく組合制度があります。

事業協同組合

事業協同組合は、共同事業によって組合員の経営の近代化・合理化、取引条件の改善等を図るための組合です。4人以上の事業者が集まれば設立できますので、中小企業が共同事業を行う際に最も活用される基本的な組合です。組合への加入・脱退は自由で、組合員の議決権及び選挙権は平等です。

組合の共同事業は、組合員の事業に関するものであれば、ほとんどの事業が実施できます（中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法による認定組合（融合化組合）については、組合員の現行の事業分野に属さない新しい事業分野の研究開発事業（知識融合開発事業）も実施できます）。具体的な事業には、ア）生産、加工、販売、購入、保管、輸送、検査、受注、研究その他の共同事業（共同経済事業）、イ）事業資金の貸付、ウ）福利厚生事業、エ）教育情報事業、オ）団体協約の締結、カ）債務保証、キ）組合員の新たな分野進出の円滑化を図るための事業などがあります。

事業協同小組合

事業協同小組合は、主に事業者自身の勤労によって事業を行っているような小規模事業者のための組織で、組合員資格は従業員5人（商業・サービス業では2人）以下の事業者に限られています。実施できる事業の内容などは事業協同組合と同じです。

火災共済協同組合

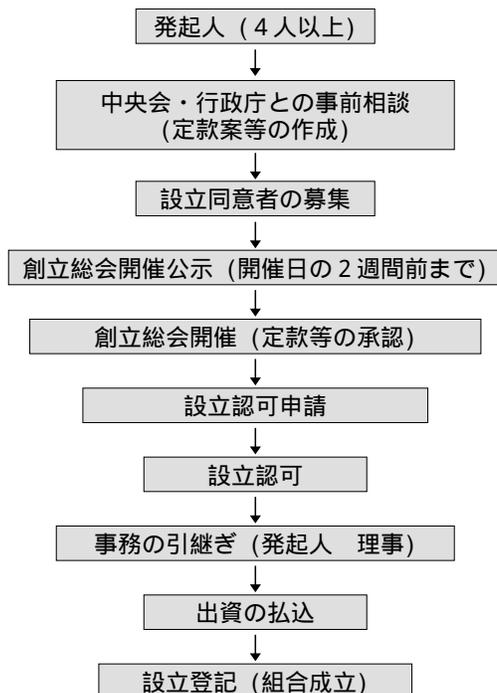
火災共済協同組合は、火災、爆発、風水害等による組合員の損害を補填し、組合員の事業の安定を図るための共済事業を行う組合です。1都道府県に1組合、また業種別組合については1業種につき全国で1組合しか設立できません。

信用協同組合	信用協同組合は、組合組織による中小企業専門金融機関です。中小企業者や勤労者等の相互扶助を目的に、組合員に対する預金の受入れや資金の貸付などの金融事業を行います。
協同組合連合会	協同組合連合会は、協同組合（企業組合は除く）の上部団体で、各種の組合において2組合以上が会員となって組織するものです。事業は組合の種類によってそれぞれ異なりますが、個別の組合が単独で行うよりも大きな効果が期待できる共同事業（例えば、共同宣伝や共同広告など。火災共済協同組合連合会では再共済事業）を行い、会員である協同組合及び組合員の経済的地位の向上を図っています。
企業組合	<p>企業組合は、独特の協同組合の形態であり、その組合員は自己の資本と労働力とのすべてを組合に投入し、企業組合自体が1個の企業体として事業を行うものです。</p> <p>したがって組合員は、組合の経営に参画するとともに、原則として組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者の存在となるものです。このように、この組合の活動は、外見からは会社に類似していますが、内部的には協同組合の原則によって運営されます。</p> <p>このような企業組合は、小規模事業者が企業合同により、その経営単位を拡大して、経済的地位を向上するための組織として、利用されるとともに、創業・新事業挑戦のための多様なパートナーシップ組織として利用されているものです。</p>
商工組合	<p>商工組合は、業界全体の中小企業者を代表して、その事業の改善・発達を図ることを目的としており、同業組合としての性格を持っています。組合の地区は、ア) 原則として1都道府県以上であること、イ) 地区内の同業者の半数以上が加入することなどとなっており、同業種では地区内に1組合しか設立が認められません。</p> <p>商工組合が行う事業には、ア) 指導等事業、イ) 共同経済事業（出資組合に限る）などがあります。</p>
商工組合連合会	商工組合連合会は、商工組合の上部団体であり、会員である商工組合又は商工組合連合会の行う事業の総合的な事業を行うことにより、中小企業者が営む事業の改善・発達を図っています。
協業組合	<p>協業組合は、企業規模の適正化による生産性の向上等を目的に、組合員の事業を協業（統合）し、組合自体が一つの独立した企業体として事業を行う組合です。協業する事業は、組合員の生産、販売などの事業の全部（全部協業）であっても、事業の一部（一部協業）であってもかまいません。</p> <p>組合員には協業対象となった事業について競業禁止義務があり、組合の事業と実質的に競争関係にある事業を行うことができません。また、協業組合には一定割合の中小企業者以外の者の加入が認められるほか、事業協同組合等に比べて出資制限が緩和されており、出資比例の議決権付与も認められています。</p>
商店街振興組合	商店街振興組合は、商店街が形成されている地域において、小売業、サービス業などの事業者によって組織される（定款で定める場合は、これらの者以外の者も組合員とすることができます）組合です。共同仕入、共同宣伝、チケット・商品券発行などの共同事業の他、アーケードや駐車場、街路灯の設置などの環境整備事業を行い、商店街の整備・発展を図っています。
生活衛生同業組合	生活衛生同業組合は、飲食店、理容、旅館、クリーニングなど国民生活の生活衛生に特に関係の深い業種の同業組合で、17業種が指定されています。国民生活の

安定に寄与することを目的とし、適正な衛生管理や衛生施設の改善を図るための事業を行います。

組合の設立手続

組合を設立するには、行政庁の認可を必要とするなど、一定の手続きを経なければなりません。設立手続は組合の種類により若干異なりますが、代表的組合である事業協同組合の設立手続を簡単に示すと、以下のようになります。



2. 組合に対する助成措置

中小企業団体中央会からの助成

組合事業の活性化等のため、国や都道府県からの補助のもとに中小企業団体中央会から次のような助成等が行われています。

中小企業活路開拓調査・実現化事業

地域の業界全体を取り巻く問題の解決に積極的に取り組む同業者組合や産地組合、下請組合、公益法人等が、問題解決のための調査及び実現化等を行う事業に対して助成することとしています。

組合情報ネットワーク化事業

組合が共同経済事業として組合員間のコンピュータを用いた情報ネットワークを構築しようとしており、すでに基本的計画が作成され、フィージビリティ・スタディを終了している場合に、そのシステム設計に係る費用を補助することとしています。

中小企業情報創造発信強化支援事業

経営資源に乏しい中小企業が厳しい経済環境を克服し、自立的な成長を実現していくためには、中小企業相互間の分業関係を構築する等、他社との連携（ネットワーク）を通じ自らの経営力を高めていくことが必要です。このため、中小企業団体中央会が情報の結節点である商工組合を通じ、個別企業及び

業界の情報を収集し、これを中小企業団体中央会の有する情報と併せ、業種別・地域別に分類された中小企業データとしてインターネットを通じ全国に公開することにより、企業同士のマッチングを視野に入れた情報発信事業に対して助成することとしています。また、商工組合等の事業団体が、企業紹介等のホームページを作成する費用についても助成することとしています。

外国人研修生共同受入事業

外国人研修生の共同受入事業を行っている組合が、組合員に対し外国人受入れのための講習会を開催する事業に対し助成することとしています。

外国人研修生技能実習移行指導事業

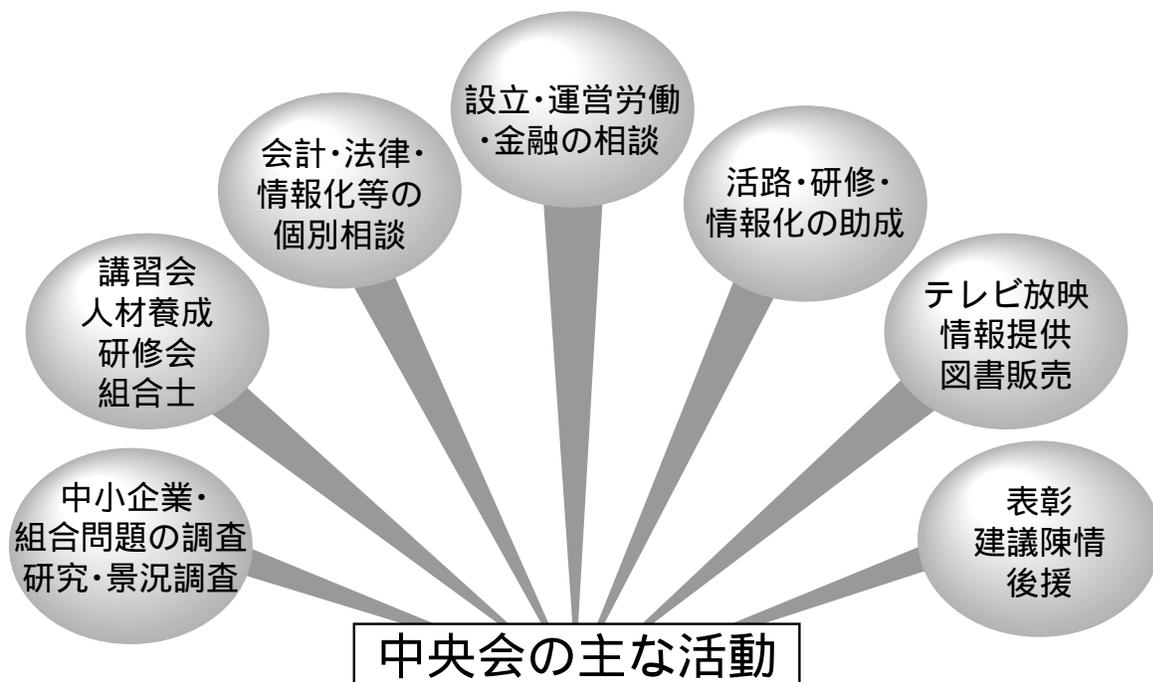
外国人研修生の共同受入事業を行っている組合のうち、研修期間から技能実習期間へ移行するものに対し、移行に当たっての留意点や研修結果の評価等について、都道府県中小企業団体中央会が指導員及び専門家を活用した指導を実施する事業等に対して助成することとしています。

3. 中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法に基づき、組合の指導・連絡機関として設立されている団体で、組合等を会員として組織されており、各都道府県にそれぞれ1つと、中央には全国中央会があります。

中央会は組合の設立をはじめ、組合運営全般にわたり巡回指導や個別専門指導・集中指導などの指導を行うなど、中小企業の組織化を推進しているほか、金融、税制、労働、情報化等中小企業が抱えている多くの問題について相談に応じています。中央会の指導・相談対象は、組合に限らず中小企業の任意グループ、共同出資会社、公益法人など様々な中小企業の連携組織にも及んでいます。また、組合管理者講習、組合情報化推進研修、組合指導者（後継者）養成特別研修、青年部女性部研修、優秀従業員海外研修などの人材養成事業も行っています。この他、組合や中小企業の経営に関する情報の提供を行うとともに、中小企業が直面する諸問題に関する調査・研究や中小企業施策について、国や地方公共団体に対し建議・陳情を行うなど、中小企業の地位向上のため幅広い活動を行っています。

全国中小企業団体中央会	東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル 電話：03-3523-4901 FAX：03-3523-4909 http://www.chuokai.or.jp/
石川県中小企業団体中央会	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター本館3F 電話：076-267-7711 FAX：076-267-7720 http://www.icnet.or.jp E-mail:chuokai@icnet.or.jp



**任意グループ、共同出資会社等への
相談・指導・支援も行っています。**

本会では従来、中小企業組合制度にもとづき中小企業の組織化による振興を図ってきましたが、さらに組合制度にこだわらない、任意グループや共同出資会社等の様々な中小企業組織に対してその支援を拡大しています。

組合制度にもとづく中小企業の組織化はいわばハードな組織と言えますが、任意グループ等は緩やかな繋がりによるいわばソフトな組織化といえます。

また、共同事業を進めるに当たって中小企業者が取りうる組織形態は組織制度の他に、共同出資会社など様々であり、それらへの支援も本会の重要な使命と考えています。

具体的には、任意グループや共同出資会社などへの発足・運営相談、事業費助成、他組織の支援・連携情報の提供及び中小企業ネットワークの形勢などを支援します。

第2章 資金供給の円滑化及び自己資本の充実

中小企業は一般に、資金調達力が弱く、金融難が企業経営上かなりの隘路となっています。そのため、政府によって中小企業専門の金融機関が設けられるなど、金融上様々な助成措置が講じられており、中小企業の金融の円滑化が図られています。

1. 資金供給の円滑化・多様化

中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は、中小企業の成長・発展を促進するため、一般の金融機関から供給を受けにくい設備資金や長期運転資金を中小企業者に供給することを目的として、昭和28年に設立された全額政府出資の金融機関です。貸付けを行うための資金源は、政府からの出資（資本金として4,472億1,500万円）、財政融資資金からの借入金等ですが、政府保証債の発行による調達も行っています。

公庫の貸付けには一般貸付と特別貸付があり、さらに貸付けの方法によって直接貸付と代理貸付とに分かれます。また、資金使途別には、設備資金と長期運転資金に分かれます。

《問い合わせ先》

本店 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル ☎03-3270-1260(代)
金沢支店 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル ☎076-231-4275

国民生活金融公庫

国民生活金融公庫は、昭和24年に設立された旧国民金融公庫と昭和42年に設立された旧環境衛生金融公庫との統合により、平成11年10月1日に発足しました。その目的は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営安定を図るための資金、生活衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他国民生活の向上に寄与することとなっています。

貸付けを行うための資金は、政府からの出資（資本金として平成15年3月末現在3,479億7,100万円）、財政融資資金からの借入金・回収金等によって賄われています。

公庫の貸付けは、次の種類に分かれ、本店・支店（平成15年3月末現在152支店）又は代理店（平成15年3月末現在教育資金貸付除き478、全代理店698機関において業務が行われています）

《お問い合わせ先》

本店 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル ☎03-3270-1361(代)
金沢支店 金沢市川岸町47 ☎076-263-7191
小松支店 小松市園町2-1 ☎0761-21-9101

商工組合中央金庫

商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）は、商工組合中央金庫法に基づき、中小企業等協同組合のほか主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化を図るため必要な業務を営むことを目的として昭和11年に設立されました。

商工中金の資本金は、政府の出資金と所属資格のある団体の出資金から成り立っ

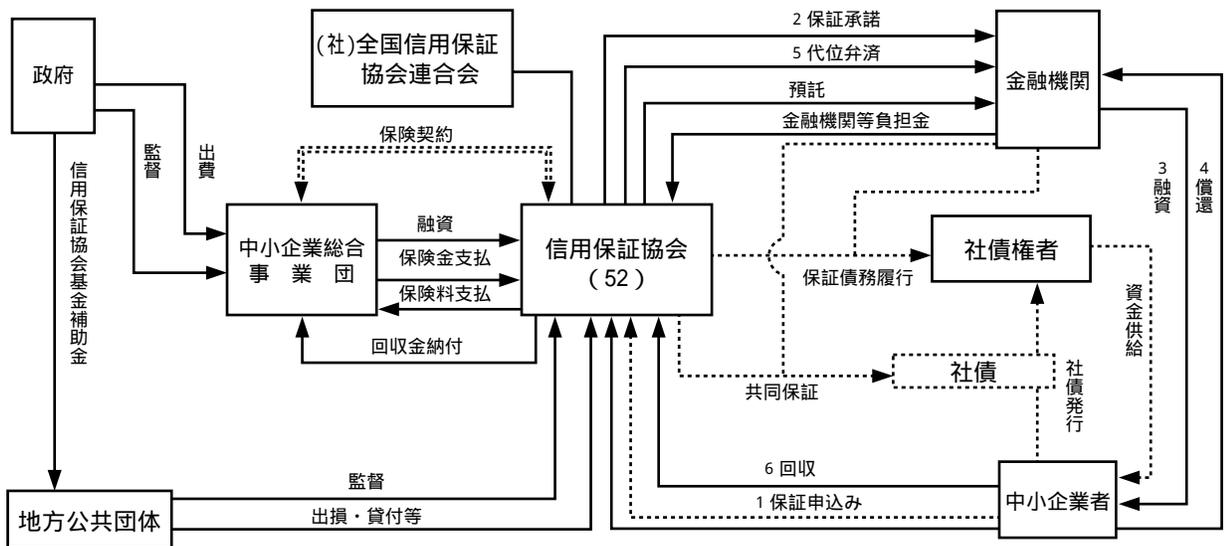
ています。出資金のほか預金の受入れ、債券の発行及び政府からの財政資金の受入れなどによって貸出資金源を賄っています。平成15年3月末現在の資本金は5,113億円で、うち政府出資は4,054億円、組合出資は1,059億円です。

また、商工中金は本店のほか全国各地に支店（ニューヨーク支店を含む）92、出張所3、事務所（ロンドン・香港事務所を含む）6、計102店舗（平成15年3月末現在）を持っています。このほか、小口資金の利用希望者のため、信用組合等を代理店として貸出業務を委託しています。

《お問い合わせ先》

本店 東京都中央区八重洲2-10-17 ☎03-3272-6111(代)
 金沢支店 金沢市本多町3-1-25 ☎076-221-6141

信用補完



(注1) 1～4は保証申込みから償還まで、5、6は事故による代位弁済から回収まで
 (注2) ……は社債保証のフロー

金融機関からの借入を容易にするため、信用補完制度が設けられています。本制度は、都道府県等に設立されている信用保証協会（52）が中小企業の銀行等の金融機関からの事業資金の借入債務を保証し、中小企業総合事業団がこの保証に対し保険を付保するという仕組みになっており、これにより中小企業の金融機関からの借入の円滑化を図っています。

《お問い合わせ先》

中小企業総合事業団 東京都千代田区大手町1-8-2 新公庫ビル ☎03-3270-2371(代)
 (社)全国信用保証協会連合会 東京都中央区京橋3-1-3 京橋三丁目ビル ☎03-3271-7201(代)
 石川県信用保証協会 金沢市尾山町9-25 ☎076-222-1511(代)

石川県信用保証協会

石川県信用保証協会

目的

石川県信用保証協会は、中小企業者の信用力を補完し、金融の円滑化を図ることを目的として制定された信用保証協会法（昭28. 8. 10法律196号）を根拠法とし、多くの中小企業者の中に埋もれている人的信用力を発掘し、これを繁栄に導き、もって地域経済の発展に役立たせようとする目的で設立されました。

中小企業者が金融機関から借入を受ける場合にその借入債務を保証することを主たる業務としています。

役割

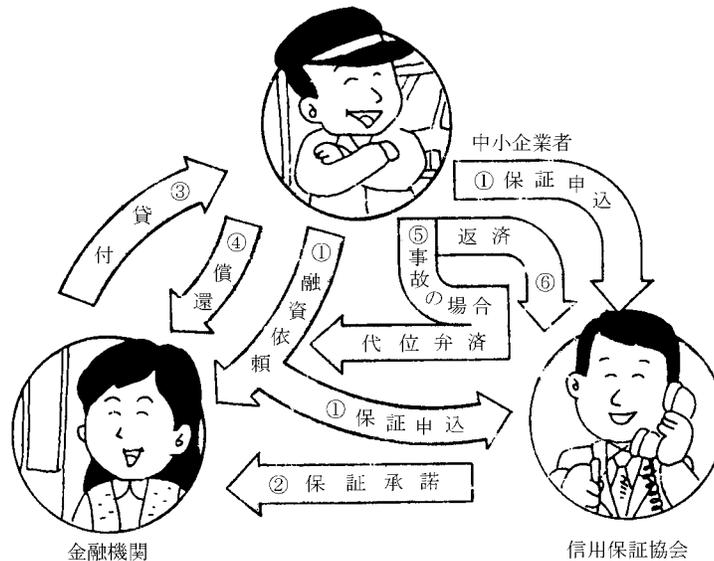
当協会は、中小企業者の金融上の不利性を解決するために、物的担保力には乏しいが、事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって事業発展の可能性があり、自らの力で事業の発展に努力する県内中小企業者に対して金融上の強力な「公共的な保証人」となって県内中小企業者と金融機関とを結ぶ「かけ橋」の役割を果たすものであります。

仕組み

信用保証協会は前述のような機能と役割を十分に果たすため、一方においては中小企業者に対する経営診断、経営指導力を養い健全な中小企業者の育成に努め、他方においては、国や県からの財政支援と国の信用保険制度により、信用保証業務に伴う不測の保証事故に備えております。この中小企業者に対する信用保証を信用保証協会が行い、中小企業総合事業団はその保証を再保険するという現行の体制が確立され、信用保証協会の保証基盤を支える大きな力となっております。信用補完制度とは、このような信用保証制度と信用保険制度との有機的な結びつきを総称したもので、我が国の中小企業金融対策の中核的推進制度として重要な役割を担っており、国際的にも特異な制度として注目されています。

さて、信用保証の仕組みは、金融機関、中小企業者、信用保証協会の三者が基本となります。その関係を理解していただくために図解しますと次の図のようになります。

信用保証のしくみ



(ア) 中小企業者は、協会に信用保証の申し込みを行います。この場合、金融機関を経由して申し込む方法と、協会に直接申し込む方法があります。

(当協会は前者に該当します。)

(イ) 協会は、申し込みのあった中小企業者について信用調査を行います。

(ウ) 協会は、この中小企業者の事業内容や経営計画等を検討し、保証の諾否を決め、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対して信用保証書を発行します。

(エ) 金融機関は、この信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者の方には、所定の信用保証料を金融機関を通じて、協会へ納めていただきます。

- (オ) 中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。
- (カ) 中小企業者が何らかの事情によって借入金の返済が不能となったとき、金融機関は協会に対して代位弁済の請求を行います。
- (キ) 協会は、この請求に基づいて中小企業者に代って借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- (ク) 協会は、この代位弁済によって中小企業者に対して求償権を取得し、金融機関に代って債権者となり、以後債務者に対して実状に即してこの求償債務について返済を求め、求償権の回収を行います。

なお、信用保証協会が代位弁済した場合は、中小企業総合事業団が保険契約に基づき一定割合をてん補することになっております。この信用保険は生命保険とは異なり、信用保証協会が保険金を受領した後、債務者から回収を行い、その都度、てん補率に応じて中小企業総合事業団へ返納しなければならない保険であります。

保証制度

中小企業の皆さまのニーズに応えるさまざまな保証制度をご用意しております。

- (ア) 普通保証
 - 一般的な事業資金から大口・長期資金、極度内の反復継続による資金調達に利用ください。
 - 「例」一般保証、無担保保証、長期経営資金保証、事業者カードローン根保証
- (イ) 特別保証
 - 国の施策による特別な保証です。原則として普通保証とは別枠で利用いただけます。又、保証料も軽減されております。
 - 「例」経営安定関連保証、資金繰り円滑化借換保証、売掛債権担保融資制度

- (ウ) 県制度保証
 - 石川県及び県内市町村との連携による保証です（原則として、普通保証の内枠での取扱となります）。低利・固定の融資利率であり、保証料も軽減されております。
 - 「例」追認小口保証、緊急経営支援保証、事業転換支援融資保証

信用保証ご利用のメリット

- (ア) ニーズに合わせて選択。
 - 資金ニーズに応じたさまざまな信用保証制度をご用意しております。又、「県制度融資」の保証をご利用になると、信用保証料や金利負担の軽減が図れます。
- (イ) 借入れ枠が、拡大。
 - お取引金融機関のプロパー借入れと保証付き借入れとの併用で、借入れ枠の拡大が図れます。
- (ウ) 長期借入れや反復継続の信用保証も可能。
 - 長期の借入れには「長期経営資金保証」を、又必要なときに調達、余裕のあるときに返済、効率的な資金運用には「当座貸越根保証」や「事業者カードローン根保証」もあります。
- (エ) 売掛金を担保に、事業資金の融通を円滑化。
 - 中小企業者が自ら有する売掛債権のみを担保とし、法人代表者以外の保証人は不要です。売掛先からの入金を待たずに資金調達が可能です。
- (オ) 資本市場からの資金調達が可能。
 - これまでの金融機関からの融資に加え、資本市場から事業資金調達を円滑に進めることを目的とした「中小企業特定社債（私募債）保証」もご用意しております。

- (カ) セーフティネット保証も充実。
 厳しい経済環境の中、やる気と能力のある中小企業者の円滑な資金供給が確保されるよう、経営安定関連保証や借換保証等のセーフティネット保証のメニューも充実しております。
 - (キ) 経営相談にも対応。
 保証申込、保証条件の変更等について、迅速かつ適切な対応が図れるよう経営相談（無料）に応じております。
 - (ク) 公的な保証機関である保証協会を利用することにより、対外的信用が広がります。
- なお、保証制度の内容につきましては、本会発行の金融の手引（平成15年8月発行）を参考にして下さい。

2. 中小企業のための税制

中小企業は、近代化や合理化が一般的に遅れているうえ、税負担能力が小さいなどのことから、その内部留保の充実による企業体質の強化を促進する等のため、税制上、中小企業に対して各種の特別措置が講じられています。

個人事業者のための措置

青色申告事業専従者の完全給与制等（所得税・住民税・事業税）

事業主の家族が事業に従事している場合、家族に支払った給与が、その労務の対価として相当であると認められるときは、青色申告者に限り、全額必要経費に算入できます。

なお、白色申告者の場合は、所得税、住民税、事業税それぞれにおいて、専従配偶者については86万円、それ以外の専従者については1人50万円の定額控除ができます。

青色申告特別控除

事業所得又は不動産所得を生ずる事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を、正規の簿記の原則に従い記録している者は、年55万円又は事業所得・不動産所得の合計額のいずれか低い額の所得控除が認められます。

以外の青色申告者については、10万円又は事業所得・不動産所得の合計額のいずれか低い額の所得控除が認められます。

事業税の事業主控除

事業税の課税対象から290万円を控除することが認められています。

小規模企業共済掛金控除（所得税・住民税）

小規模企業共済制度の掛金は、全額所得控除（最高年84万円）ができるとともに、共済金は退職所得扱いとなっています。なお、平成元年度より導入された共済金の分割支給制度により、給付される一定の分割共済金については雑所得扱いとして、公的年金等控除が認められています。また、旧第2種共済掛金は生命保険料控除として一定額の所得控除が認められます。

法人事業者のための措置

法人税の軽減税率	資本金1億円以下の中小企業の法人税率は、年所得800万円以下の部分が22%（年所得800万円超の部分30%）に軽減されています。
同族会社の留保金課税の留保控除額（法人税）	同族会社の留保金については、通常の法人税のほか特別の加算課税があります。 なお、(ア)設立後10年以内の中小企業者、又は(イ)新事業創出促進法の認定を受けた事業者、(ウ)経営革新を図る中小企業・ベンチャー企業（前年度の試験研究費及び開発費が対売上高比率の3%を超える中小企業者）については、留保金課税は適用されません。
貸倒引当金の特例	公益法人等及び協同組合等は、法定繰入限度額の16%増しの繰入れができます。
交際費の損金算入	交際費は一般に損金に算入できませんが、中小企業は次の区分により、一部について損金算入することができます。 ・資本金1億円以下の法人 - 年400万円までのうち90%
事業税・住民税の軽減	事業税については所得金額、住民税については資本金額及び従業員数によって軽減税率が適用されます。

事業承継の円滑化のための措置

個人事業者の事業用宅地の評価の特例	個人事業者の事業用宅地の評価については、平成13年度の改正により、個人事業者の事業用宅地に係る特例（評価減額率80%）の適用対象面積が330㎡から400㎡に引き上げられました。また、特定居住用宅地に係る特例（評価減額率80%）についても適用対象面積が200㎡から240㎡に引き上げられました。
非上場会社の株式評価方法	中小企業の事業承継を円滑にするため、会社の規模により株式の評価方法が異なりますが、類似業種比準方式における類似業種の採り方については幅のある選択が認められています。

相続税の延納の利子税

相続税を延納する場合には、利子税が課されますが、平成12年度より利子税率が軽減されています。

贈与税の基礎控除額の引上げ

贈与税の基礎控除額については、平成13年度の改正により60万円から110万円に上げられました。

消費税及び地方消費税の中小事業者に対する特例措置

事業者免税点制度	前々年の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。
簡易課税制度	前々年の課税売上高が2億円以下の場合には、選択により、売上げに係る消費税額にみなし仕入れ率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができます。

協同組合等のための措置

中小企業者の組合である事業協同組合や商工組合などの組合に対しては、組織化促進のために次のような優遇措置がとられています。

組合等の優遇措置

法人税率が所得額にかかわらず22%に軽減される（企業組合・協業組合を除く。以下について同じ。）

事業利用分量配当の損金算入が認められる

加入金の益金不算入が認められる

組合が所得を留保した場合に、累積留保額が出資総額の4分の1に達するまでは、毎事業年度の留保所得の100分の32（出資金額1億円超の組合で累積留保額が2,500万円を超える留保所得部分については100分の20，1億円を超える留保所得部分については100分の14，2億円を超える留保所得部分については100分の10）を損金算入することができる（事業協同組合，事業協同小組合，出資商工組合及びそれらの連合会に限る。）：出資金が1億円を超える組合は、設立後5年以内の事業年度に限る。

出資証券、貯金及び預金の各通帳，出資者への受取書などに対する印紙税が非課税

事業税・事業所税の軽減

一定の共同施設に対する不動産取得税，固定資産税が非課税

設備投資促進のための特別措置

中小企業投資促進税制

中小企業者が、機械設備等の新規資産を取得した場合、初年度に取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用が認められ、リース資産の場合は、リース料の60%相当額について7%の税額控除が認められています。

中小企業等基盤強化税制

「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく組合及び組合員，「中小企業経営革新支援法」に基づく中小企業者，卸売業，小売業，飲食店業及び特定サービス業を営む者並びに，「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に規定する中小農産加工業者が、事業基盤の強化に資するための設備又は労働時間の短縮等に資する機械・装置を取得した場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用が認められています。また、リース資産については、リース料の60%相当額について7%の税額控除を行うことが認められています。なお、本制度は「中小企業創造活動促進法」の設備投資減税との選択適用となります。

IT（情報通信機器等）投資促進税制

この制度は、一定のIT関連設備等の取得の場合については、10%の税額控除（ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）又は50%の特別償却が受けられます。

リースの場合（個人事業者又は資本金3億円以下の法人のみ）については、リース費用の総額の60%について、10%の税額控除（ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）が受けられます。

試験研究促進のための特別措置

中小企業技術基盤強化税制

中小企業の技術基盤を強化するため、中小企業者などの試験研究費について、その15%相当額の税額控除をすることができます。(増加試験研究費の税額控除との選択適用が認められています。)

試験研究費総額に係る税額控除制度(総額型税額控除制度)

適用事業年度の試験研究費について、当該企業の試験研究費割合に応じて一定率(10%~12%)に相当する額を法人税額(所得税額)から控除します。ただし、税額控除額は法人税額(所得税額)の20%相当額を限度とします。
試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を売上金額(=当年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額)で除したものの。
適用期間・期限の定めはありません。

増加試験研究税制

適用事業年度の試験研究費の額が、過去5年間の試験研究費のうち上位3年の平均額と比較して増加している場合、その増加額の15%に相当する額を法人税額(所得税額)から控除します。ただし、税額控除額は法人税額(所得税額)の12%相当額を限度とします。

適用期間：法人 平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度
個人 平成18年までの各年

〔試験研究費総額に係る税額控除制度(総額型税額控除制度)と増加試験研究税制は選択制です。〕

試験研究費賦課金の任意償却

中小企業者が特定組合等に対し次の負担金を支出した場合は、その支出額相当額までの任意償却ができます。

対象となる負担金

特別の法律に規定する事業計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業に対して、試験研究の実施に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む)を取得し、又は製作する費用に充てるために課した負担金。

対象となる中小企業者

青色申告書を提出する個人又は法人であって次のいずれにも該当するもの。

- (ア) 適用事業年度終了の日において、各法律に規定する中小企業者に該当すること
- (イ) 各法律に規定する事業計画に係る特定組合等の構成員であること

適用期間

平成17年3月31日まで

特定組合が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳

特定組合が、その構成員に賦課した賦課金により取得した試験研究用固定資産について、備忘価額1円を残した金額の範囲内で圧縮記帳した場合にはその圧縮した額の損金算入が認められます。

中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

法人住民税(地方税)の法人税割額の課税標準となる法人税額について、中小企業技術基盤強化税制による税額控除を行った後の額を法人税額として用います。適用期間は昭和60年4月1日から平成18年3月31日までです。

省資源・省エネルギーのための特別措置

エネルギー需給
構造改革投資促
進税制

中小企業者等が一定の要件の下にエネルギー有効利用等に寄与する減価償却資産を取得した場合には、初年度に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除（当期税額の20%相当額を限度）の選択適用が認められます。

公害防止・リサイクルのための特別措置

一般公害防止用
設備の特別償却

一定の公害防止用施設を取得した場合には、取得価額の16%の特別償却ができます。

リサイクル設備
の特別償却

リサイクルを行うための機械その他の設備を取得した場合には、初年度において取得価額の23%の特別償却ができます。

公害防止施設の
耐用年数の短縮

汚水処理用及びばい煙処理用の減価償却資産については、短縮された耐用年数の適用が認められております。又、登録免許税の軽減、不動産取得税の特例、固定資産税の軽減、特別土地保有税の特例、事業所税の特例等の措置が講じられております。

その他の措置

中小企業経営革
新支援法関係の
措置

設備投資のための特例措置

同法に基づく承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行おうとする中小企業者であって、生産額又は取引額が相当程度減少している旨の確認を行政庁から受けたものが取得（リースも含む）した機械及び装置（製作した場合も含む）については、初年度に7%の税額控除又は30%の特別償却が認められます。

機械等の割増償却

同法に規定する中小企業者であって、経営基盤強化計画について、主務大臣の承認を受けている組合等の構成員である者が、その経営基盤強化に係る事業を主として営む場合、機械装置・工場用建物等について、5年間、普通償却限度額の100分の27の割増償却が認められます。

試験研究費賦課金の任意償却と増加試験研究費等の税額控除

同法に基づく経営革新計画の承認を受けた組合等、承認経営基盤計画の承認を受けた特定組合等が新商品又は新技術の研究開発事業を実施する場合に、その構成員が支出した試験研究のための負担金については、支出相当額までの任意償却が、また、試験研究費が増加した場合又は中小企業技術基盤強化税制の税額の特例控除の適用が認められます。

賦課金により取得した資産の圧縮記帳

同法に基づく経営革新計画の承認を受けた組合等、承認経営基盤計画の承認を受けた特定組合等が新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産を構成員の負担金により取得した場合には、1円まで圧縮記帳を行うことができ、また、圧縮額の損金算入が認められます。

欠損金の繰戻しによる還付

平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度において欠損金が生じた場合、欠損金が生じた事業年度前1年間の法人税額の還付を請求することができます。

事業所税の非課税

組合等が、同法による経営基盤強化計画に基づく経営基盤強化事業に対する事業所税は非課税となります。

中小企業の創造的
事業活動の促進
に関する臨時
措置法関係の措
置

設備投資のための特例措置

ア. 売上高に対する研究開発費比率が3%を超える中小企業者、イ. 創業5年未満の製造業、印刷業、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を行う中小企業者、ウ. 同法に基づく認定研究開発等計画に従って研究開発事業を実施する中小企業者が、取得する280万円以上の機械・装置については7%の税額控除又は30%の特別償却（リースの場合、リース費の総額370万円以上の60%について7%の税額控除）が認められます（中小企業等基盤強化税制との選択適用となっています）。

欠損金の繰越期間の延長

同法に基づく認定研究開発等事業計画に従って、研究開発事業を実施する中小企業者の欠損金については、7年まで繰り越すことができます。

負担金の損金算入の特例

同法に規定する指定支援機関が行う債務保証事業等に係る基金に対して、負担金を支出した場合、当該負担金を損金算入することが認められます。

事業所税の課税標準の特例

研究開発等事業の用に供する施設については、事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準は4分の3に軽減されます。（地方税法附則第32条の7）

中小企業高度化
事業についての
特別の措置

中小企業者の組合等が高度化事業を実施する場合には、次のような優遇措置が講じられています。

団地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳等

共同施設用建物の不動産取得税の軽減

組合員に譲渡する場合の不動産取得税の免除

固定資産税の課税標準の特例

事業所税の非課税

その他個別の法
律に基づく措置

これまで紹介したもののほか、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法、中小小売商業振興法、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律、中小企業流通業務効率化促進法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく措置が行われます。

第3章 経営革新・創業の促進

中小企業経営革新支援法や中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業創造活動促進法）などに基づいて、経営革新、創業、研究開発及びその事業化の支援のための施策が講じられています。

1. 創業・創造的事業活動の促進

法律による総合的支援

新事業創出促進法（最低資本金規制の特例）

本法に規定する創業者（事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社を通じて事業を開始する具体的計画を有する者）のうち、当該創業者に該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社及び有限会社については、商法及び有限会社法に規定される最低資本金（株式会社：1,000万円、有限会社：300万円）に係る規定の適用を、その設立から五年間猶予します。

新事業創出促進法（株式公開型ベンチャー企業への支援）

新事業分野開拓の認定

本法は、著しい成長発展を目指し、新商品の生産や新サービスの提供などにより新たな事業分野の開拓を図る活動（新事業分野開拓）を支援する法律です。

この法律に基づき、新事業分野開拓に取り組む企業であって、商法の特例である「事後設立に係る検査役調査に関する特例」を利用する企業に対して、事業所管大臣は認定を行います。

ア) 事後設立に係る検査役調査に関する特例

設立2年以内に資本の20分の1を超える資産を譲り受ける場合、事後設立の規制がかかり、裁判所が選任する検査役の調査が必要ですが、必ずしも譲り受ける企業を熟知しているわけではないので検査に長時間を要する場合があります。認定事業者は、この検査を譲り受ける側の企業の事業内容や財産等に精通している弁護士、公認会計士、監査法人等の検査に代えることができる特例の適用を受けることができます。

イ) 認定の基準

また、新事業分野開拓についての認定を受けるためには、原則として以下の3点を満たしていることが必要となります。

- ㊦ 成長志向性：概ね5年以内に株式上場又は店頭公開等を行うことを目標としていて、そのための具体的かつ確実な計画を有していること
- ㊧ 事業の新規性：新商品の生産・新サービスの提供、又は新技術を利用した事業方式の改善を行うものであること
- ㊨ 事業の確実性：事業の実施方法や必要な資金の額・調達方法が、事業を確実に実施するために適切であると認められること
特定投資事業組合から出資を受けている場合には不要になることもある

認定事業者に対する支援措置

ア) 認定中小企業に対する金融支援措置として、信用保証協会、産業基盤整備基

新事業創出促進
法（中小企業技
術革新制度
〔SBI R〕）

金、新規事業投資株式会社、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫等の保証制度があります。

国等の研究開発予算の中小企業者等への支出の機会の増大

(ア) 対象となる国等の研究開発予算

国や特殊法人が行う研究開発予算の中から、「基本方針」に照らして適切な研究開発委託費や補助金等（「特定補助金等」として指定された（平成15年度は、関係6省庁53種類の補助金等を指定）もの）が、本制度の対象となります。

(イ) 特定補助金等の中小企業者等への支出の目標額等の策定

国は特定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大を図るために、毎年度、特定補助金等の交付に関する支出の目標等の方針を閣議決定します。（平成15年度の支出目標額は約280億円）

(ウ) 特定補助金等による多様な技術開発支援

特定補助金等は多様で、対象分野は多岐にわたっており、フィージビリティ・スタディ段階から研究開発段階まで、幅広く支援します。

特定補助金等による研究開発成果の事業化支援

特定補助金等の交付を受けた中小企業者（「特定中小企業者」）及び特定補助金等の交付を受けた事業を営んでいない個人が特定補助金等により研究開発した成果を利用した事業活動を行う場合に、(ア)中小企業信用保険法の特例、(イ)中小企業投資育成株式会社法の特例、(ウ)小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（産業活力再生特別措置法に基づく支援措置）、(エ)革新技術導入促進資金の事業化支援措置の特例が受けられます。

新事業創出促進
法（地域産業資
源を活用した事
業環境の整備）

個人・企業による新事業の創出をバックアップするために、各地域において都道府県等を中心にして様々な取り組みが展開されています。中でも、テクノポリス構想に代表される地域づくりの結果、大学を中心として研究開発型企業の集積が進み、新事業を創出する上で重要な人材・技術を初めとする経営資源（地域産業資源）が蓄積されるなど新事業創出に向けた魅力的な事業環境が整備されつつあります。

本法では、こうした環境整備に意欲をもって取り組む都道府県及び政令市に対する支援を通じて新事業の創出を促進しています。

都道府県等は、新事業創出に向けた魅力的な事業環境の整備に向けて、地域の特性を最大限に活かしたマスタープランとして基本構想を策定し、新事業創出支援体制（地域プラットフォーム）の整備、高度技術産業集積地域等の活用を推進しています。

地域プラットフォームの整備

研究開発から事業展開に至るまでの過程で個人・企業が遭遇する資金調達面・技術開発面・人材育成面等の課題に対して、産学官連携や異業種交流等を初めとする適切なサポートを行う新事業創出のための総合的支援体制（地域プラットフォーム）の整備を、都道府県等毎に、都道府県等自らが主体となって推進しています。

高度技術産業集積地域等の活用

高度技術を活用している産業が集積している地域（高度技術産業集積地域）や、大学をはじめとする研究機関が集積している地区（高度研究機能集積地区）は、新事業が創出される可能性が高い地域であるため、この集積の魅力を高めるために、企業の立ち上がり期の支援に有効なインキュベータや賃貸型工場の整備や、税制上の優遇措置等を図っています。

中小企業の創造的
事業活動の促進
に関する臨時
措置法（中小企
業創造活動促進
法）（平成7年
法律第47号・
期限10年）

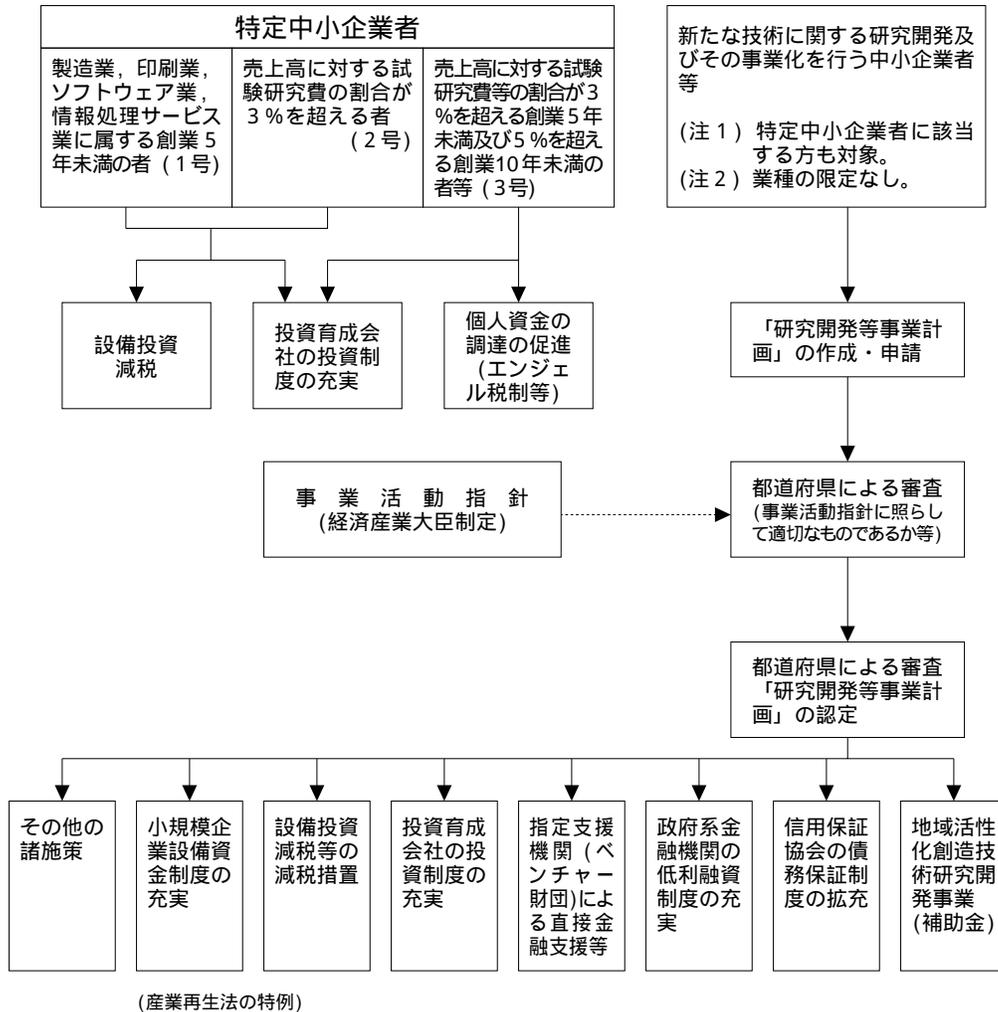
目的

中小企業の創業及び技術に関する研究開発等を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創造的
事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図り、もって我が国産業構造の円滑化と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

概要

(ア)創業支援、(イ)積極的に研究開発及び事業化を行う中小企業者に対する支援

【中小企業創造活動促進法の体系図】



資金面の支援

直接金融

創造的中小企業創出支援事業

創造的な事業活動を行う中小企業（創造的中小企業）を支援するため、高度化融資制度の無利子融資を活用することにより、各県の財団等（ベンチャー財団）が以下の事業を実施するものです（都道府県によっては、当該事業を実施していない場合もあります）。

間接投資：ベンチャー財団と契約を結んだベンチャーキャピタル（特定VC）

が、創造的中小企業に対して投資（株式又は社債の引受け）を行うための原資を預託

債務保証：ベンチャー財団が創造的中小企業に対する特定VCの投資額の70%を債務保証（この場合、投資が社債である場合に限る）

なお、ベンチャー財団は研究開発等促進保険契約を締結することにより、より円滑な債務保証が実施できます。

直接投資：ベンチャー財団が創造的中小企業に対して直接投資を実施

ベンチャーリース事業：ベンチャー財団がベンチャー企業に対して設備リース、割賦販売を実施（平成10年度創設）

新事業開拓促進出資事業

民間のベンチャーキャピタルが業務執行組合員となって、国内の成長初期段階（アーリーステージ）にある中小企業等に投資事業を行う中小企業等投資事業有限責任組合を作り、中小企業総合事業団はそれに対して有限責任組合員として出資を行う制度です。

出資額：1組合につき出資総額の2分の1以内であって10億円を上限

出資期間：12年以内（ただし、3年を超えない範囲で延長可能）

中小企業投資育成株式会社

中小企業投資育成株式会社が、中小企業の設立に際して株式の引受けにより資金調達を支援します。

融 資

成長新事業育成特別融資

新しい技術の活用、特色ある財・サービスを提供するベンチャー企業を支援する制度です。担保が不足する場合は、担保特例及び無担保の社債及び新株予約権を中小公庫が取得して資金を供給する制度があります。

実施機関：中小企業金融公庫

新事業育成貸付

技術水準が高い等、発展の素質が認められる新事業を行う中小企業に対して担保徴求における特例を有する融資制度です。

実施機関：商工組合中央金庫

新事業振興貸付（イノベーション21）

事業に新規性の認められる中小企業に対し、当該事業を行うために必要となる資金を融資する制度です。

実施機関：商工組合中央金庫

革新技術導入促進資金

新たな技術を利用した事業展開を図る中小企業を支援する制度です。

実施機関：中小企業金融公庫

新規開業・女性・中高年起業家貸付

新たに開業する者で、継続勤務年数等一定の要件を満たす者及び開業後5年以内の者に対する融資制度です。

(ア) 新規開業支援資金

実施機関：国民生活金融公庫

(イ) 女性起業家・中高年起業家支援資金

女性及び中高年起業家の視点を生かした事業の促進を図ることを目的とした制度です。

実施機関：中小企業金融公庫、国民生活金融公庫

地域中小企業新事業開拓貸付（フロンティア企業育成貸付）

地域の実情に応じた新事業の開拓を行う中小企業の育成を図るため、中小企業体質強化資金助成制度を活用した低利の融資制度です。

新規事業育成融資

新商品を生産し、若しくは、新たなサービスを提供する事業に対する融資制度です。

実施機関：日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融金庫

小規模企業設備資金制度

(ア) 設備資金貸付制度

貸与機関（各都道府県に設置されている財団法人）が小規模企業に対し、創業及び経営基盤の強化のために必要とする設備の導入を支援するため、必要資金の2分の1を無利子で貸し付ける制度です。

実施機関：貸与機関（公益法人）

(イ) 設備貸与制度

貸与機関が小規模企業に対し、創業及び経営基盤の強化のために必要とする設備を低利で割賦販売又はリースする制度です。

実施機関：貸与機関（公益法人）

小企業等経営改善資金（マル経）融資

新創業融資制度

新たに開業される方等の事業計画（ビジネスプラン）を審査して無担保・無保証人で融資する制度です。

貸付機関：国民生活金融公庫

信用補完

（中小企業信用保険）新事業開拓保険

新事業の開拓を行う中小企業に対し、中小企業信用保険制度において優遇措置を講じています。

創業者に対する無担保保険の特別枠

創業者となる中小企業者に対する支援措置として、「新事業創出促進法」及び「産業活力再生特別措置法」において、中小企業信用保険法に規定する無担保保険についてそれぞれ自己資金の範囲内で最大1,500万円及び1,000万円（合計2,500万円）の特別枠を設けています。

助成金

中小企業総合事業団

(ア) 新事業開拓助成金交付事業

従来にない新商品・新サービスの開発や、従来にない革新的な方法で商品・サービスを提供する事業を実践する創業者又は新事業開拓者に対し助成金を交付するとともに、専門家のアドバイスを行います。

(イ) 新事業開拓支援助成金交付事業

地域におけるベンチャー企業を支援する者が行う創業者向けセミナー及び研修事業、創業者に対する情報提供及び指導等の事業に対して助成金を交付します。

財団法人中小企業ベンチャー振興基金

財団法人U F Jベンチャー育成基金

経営面の支援

研修・セミナー等の開催

創業塾、創業セミナー、創業講座の開催

(ア) 都道府県等中小企業支援センターによる創業セミナー

都道府県等中小企業支援センターにおいて、創業セミナーを実施し、創業に意欲を有する方を対象に、創業に向けた取組みに着手するに当たって必要な基礎的知識の修得を支援します。

(イ) 商工会・商工会議所による創業講座

全国各地で地域に密着した事業を行っている商工会・商工会議所が連携し、

参加される方に密着した形で創業への取り組みに向けた具体的課題解決を支援するため、地域の実情を踏まえたテーマ（例えば、社会福祉関係、リサイクル関係、ものづくり関係、対個人サービス関係、対事業所サービス関係、国際展開関係等）毎に少人数（10人程度）の講座を開催します。

(ウ) 全国商工会連合会（全国連）・日本商工会議所（日商）による創業塾

全国商工会連合会、日本商工会議所が傘下の商工会、商工会議所などと連携を図りつつ、創業に向けて具体的なアクションを起こそうとする方を対象に、経営戦略（ビジネスプラン）の完成、創業に必要な実践能力の修得を支援するため、10日間（30時間）程度の短期集中研修（創業塾）を開催します。

中小企業総合事業団による新規創業支援研修の開催

全国の中小企業総合事業団中小企業大学校において、新規創業を意図する者を対象に1週間の研修を行い、創業に係る経営問題に関し必要な支援を行います。なお、受講するには具体的な創業計画を有することが必要です。

経営支援体制

中小企業・ベンチャー総合支援センター、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター、経営改善普及事業、ベンチャーサポートウェア事業の各事業があります。

市場開拓

ベンチャープラザ事業

ベンチャー企業と投資家等が出会う機会の提供などを行い、ベンチャー企業が抱えている様々な課題の解決を支援するため、次のような内容のイベントを各経済産業局ごとに開催しています。

ベンチャーフェア事業

新規性に富み、優秀なサービスや試作品等を大々的に展示・紹介し、事業提携先の発見など、ベンチャー企業の販路開拓努力の支援を行うイベントを開催しています。

新商品テクノフェア開催事業

異業種交流活動を始めとする中小企業の創造的事業活動によって開発された新商品等の市場展開を円滑化するため、新商品等の展示会を開催します。

人材確保

中小企業労働力確保推進事業

財中小企業ベンチャー振興基金による人材育成助成金制度

技術面の支援

技術開発

課題対応技術革新促進事業

中小ベンチャー企業又は中小ベンチャー企業を含む共同研究体に対し、関係省庁と連携し、経済・社会ニーズに即応した技術開発課題を提示し、公募を行い、優れた提案について、中小企業総合事業団から研究調査（F/S）又は研究開発（R&D）を委託します。研究調査（F/S）事業に採択された中小ベンチャー企業は、実現可能性を検証するため、技術的可能性、事業化可能性等の研究調査（F/S）を行います。さらに研究調査（F/S）事業を終了したものを対象に公募を行い、優れた提案について研究開発（R&D）を委託し、効率的に事業化を推進します。なお、研究開発成果については、技術や投資の専門家等により評価を行います。

創造技術研究開発事業

本事業は中小企業者が自ら行う新製品等に関する技術研究又は試作に要する経費の一部を補助することによって、中小企業の技術開発を促進し、中小企業の技

術改善を図り、もって中小企業製品の高付加価値化、中小企業の新分野進出等の円滑化等を図ることを目的としています。

ア) 補助対象者

- ㊦ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者。
- ㊧ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会は除く）。
- ㊨ 特定の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体並びに、民法第34条に規定された社団法人又は財団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体。

ただし、新技術開発枠の補助対象経費の直接人件費についても申請を行う場合は、前記の条件に加えて以下の条件を満たす必要があります。

直近の過去1期の決算において、売上高（団体にあっては収入額の合計）に対する研究開発費比率が3%以上であること

イ) 補助対象事業 補助対象事業は、以下に掲げる技術に係る研究開発です。

枠	技 術 内 容
新技術開発枠	1. 機械、器具又は装置の高性能化のための新技術 2. 物質又は材料の開発利用技術のための新技術 3. 製品の開発のための新技術 4. 生産、加工又は処理のための新技術 5. システム又は工法の開発のための新技術 6. 都市開発のための新技術 7. ソフトウェア、情報処理の開発のための新技術 8. 廃棄物処理・リサイクル技術のための新技術 9. 環境改善・保全のための新技術

ウ) 補助対象となる経費

原材料等の購入に要する経費、機械装置又は工具器具等の購入、試作、改良、借用又は修繕等に要する経費等

エ) 補助率

補助対象となる経費の2分の1以内

オ) 補助金額

新技術開発枠100万円以上から4,500万円以下

カ) 補助事業者の義務

補助事業者は交付年度終了後5年間企業化状況を報告し、補助事業の成果の企業化又は工業所有権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その利益の一部を国に納付（納付額は補助金額以下）する義務を負います。また、「技術研究」として申請をした補助事業者は、研究成果を広く一般に普及徹底させるため、当該地区の経済産業局及び都道府県が主催する講習会等に出席し、研究内容を発表することになっています。

地域活性化創造技術研究開発事業

本事業は地域産業の振興に寄与する中小企業者が自ら行う新製品、新技術の開発等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の技術開発等を促進し、中小企業の技術の創造を図ることを目的としています。

(ア) 補助対象者

創造技術研究開発事業と同様です。

ただし、創造的中小企業振興枠について技術開発を行う場合は、以下の条件も満たす必要があります。

- ・創造的事業活動支援関連技術部門の場合、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）第3条事業活動指針に基づき、第4条研究開発等事業計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者であること。

(イ) 補助対象事業

補助対象事業は、以下に掲げる技術に係る研究開発です。

枠	技術部門	技術内容
創造的中小企業振興枠	創造的事業活動支援関連技術部門	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定計画に基づいて事業を実施するための技術
ものづくり施策枠	試作開発部門	新製品化のための技術
	取引多様化部門	新たな販路開拓のための技術

(ウ) 補助対象となる経費

原材料等の購入に要する経費、機械装置又は工具器具等の購入、試作、改良、借用又は修繕等に要する経費等です。

(エ) 補助率

補助対象となる経費の3分の2（国1/3，県1/3）以内です。

(オ) 補助金額

創造的中小企業振興枠 100万円以上～3,000万円以下
ものづくり試作枠 100万円以上～1,000万円以下

(カ) 補助事業者の義務

創造技術研究開発事業と同様です。

エネルギー使用合理化等技術改善費補助金

本事業は課題対応技術革新促進事業のうち、エネルギーに関する分野に関して中小ベンチャー企業又は中小ベンチャー企業を含む共同研究体に対し、関係省庁と連携し、経済・社会ニーズに即応した技術開発課題を提示し、公募を行い、優れた提案について、中小企業総合事業団から研究調査（F/S）又は研究開発（R&D）を委託します。研究調査（F/S）事業に採択された中小ベンチャー企業は、実現可能性を検証するため、技術的可能性、事業化可能性等の研究調査（F/S）を行います。さらに研究調査（F/S）事業を終了したものを対象に公募を行い、優れた提案について研究開発（R&D）を委託し、効率的に事業化を推進します。なお、研究開発成果については、技術や投資の専門家等により評価を行います。

産学官連携の促進

中小企業技術開発産学官連携促進事業

中小企業の活性化と新規産業の創出を促進し、ものづくりを支える地域の中小企業が抱える技術的課題を解決するため、公設試験研究機関を中心とした産学官の連携の下に、地域における中小企業の技術開発能力の向上を図り、技術開発成果の普及促進等を推進します。

技術に関する助言等

技術知識（テクノナレッジ）ネットワーク事業

ものづくりを支える中小企業者が抱える諸問題に対処するため、公設試験研究

機関、産業技術総合研究所、大学等の研究者、技術者等の専門家が連携・協力し、これらの専門家が有する知見や経験をデータベース化することにより、中小企業者のニーズに合ったタイムリーな技術情報を提供できるネットワークシステムを構築しています。

公設試験研究機関による技術支援

都道府県等に設置されている公設試験研究機関（機関名、住所、業務内容その他の詳細については、都道府県商工担当課に照会してください）は、技術支援の中核的機関として中小企業者に直結した技術支援を行っています。

また、中小企業が自己の製品の品質・性能の向上及び生産の合理化を図るためには、原材料の試験、製品の検査等が不可欠ですが、これに必要な試験・検査設備を中小企業者が個々に保有することは資金面、経営面からみて困難です。そこで、中小企業に必要であり、かつ、中小企業者単独では設置し難い試験設備を備え、中小企業者が自由に利用できるような解放試験室を公設試験研究機関に設置しています。

特許に関する支援

- ・特許流通の促進
- ・特許情報の利用促進
- ・特許取得の支援

融 資

革新技術導入促進資金

新製品の開発や新規産業の創設を支援するため、中小企業の方が自ら行う新製品・新技術の研究開発事業や新技術に関する研究開発のための特定補助金等の事業について低利で融資する制度です。

(ア) 融資機関：中小企業金融公庫

(イ) 貸付限度：直接貸付 7億2,000万円（うち長期運転資金は2億5,000万円）
代理貸付 一般貸付のほか、1億2,000万円

(ウ) 貸付利率：基準利率

（用地費を除く設備資金については、2億7,000万円を限度として特別利率）

(エ) 貸付期間：15年以内

長期運転資金は5年以内

(オ) 貸付対象

㊦ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（創造法）に規定する認定研究開発等事業計画に係る技術を利用する事業

㊧ 地域活性化創造技術研究開発事業の補助金交付を受けて開発した技術を利用して行う事業

㊨ 新事業創出促進法に規定する特定補助金等の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業（SBI R）

(カ) 資金使途：貸付対象に掲げる者が当該事業を行うために必要な長期設備資金及び長期運転資金

(キ) 取扱期間：平成13年4月1日～平成17年3月31日

(ク) 申請先：中小企業金融公庫の各窓口

技術人材の育成

都道府県（市）による技術研修を講じております。

その他の諸施策

創業・ベンチャー 国民フォーラム

わが国社会において新規開業の活発化、多数のベンチャー企業の創出を進めていくためには、創業・ベンチャー企業に対する国民の理解と、社会的評価の向上、獨創性に富む起業家精神の涵養、教育、年金、雇用等に関する社会的諸制度の改革など、創業・ベンチャーを生み出す風土づくりを進めていくことが必要です。

異業種交流・融
合化

このため、起業経験者や学識経験者に加え、国民各層の幅広い分野の方々を結集して「創業・ベンチャー国民フォーラム」を組織し、起業家精神の発揮、高揚に向けての国民的議論の喚起、模範となる起業家、起業支援者に対する顕彰などの普及啓発活動を展開しています。

なお、活動内容の詳細については、本フォーラムのホームページで紹介しています。

異業種の中小企業者の交流（「交流」段階）に始まり、新たな製品・技術やサービスを生み出すための研究開発（「開発」段階）を経て、事業化に至り（「事業化」段階）、市場流通を図る（「市場展開」段階）といった息の長い活動である「異業種交流・融合化」の過程に着目し、その段階ごとに～のような支援措置を講じています。

「交流」段階

都道府県等及び中小企業総合事業団においては、次に掲げる異業種の中小企業者の交流を支援する事業を実施しています。

(ア) 都道府県等による交流支援事業

①技術・市場交流プラザ開催事業の実施

(イ) 中小企業総合事業団による交流支援事業

①技術・市場交流プラザ支援事業、②カタライザー設置・派遣及び養成事業、

③情報収集・提供及び技術支援等を実施しています。

「開発」段階

交流の中から異業種の企業グループが生じ、新たな製品やサービスの開発に取り組む段階です。

(ア) 法律による支援等

①中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、②中小企業経営革新支援法

(イ) 開発等のための補助金等

①創造技術研究開発事業、②中小企業経営革新支援対策費補助金、③新事業開拓助成金、④中小企業活路開拓調査・実現化事業

「市場展開」段階

開発事業化された融合化成果の市場流通の促進を行う段階です。

(ア) 新商品テクノフェア開催事業

財団法人中小企業異業種交流財団による事業

国の中小企業施策と連携しつつ、民間サイドで異業種交流・融合化を促進するものとして、(財)中小企業異業種交流財団が、(ア)見本市の開催、(イ)異業種交流フォーラムの開催と支援、(ウ)異業種交流成果等の表彰、(エ)情報誌の発行・インターネットを通じた情報提供、(オ)異業種交流関連資料等の収集と配布、(カ)異業種交流活動に関する調査の実施等の支援事業を実施しています。

2. (財) 石川県デザインセンターによるデザイン振興事業

お問い合わせは 076 - (267) - 0365

市場の国際化、消費者ニーズの多様化、情報化の進展など、産業を取り巻く内外環境は大きく変化しております。

こうした状況に積極的に対応し、創造性溢れる企業への転換を図るためには、消費者ニーズを形にするという、デザインの果たす役割は非常に大きなものとなっています。

当センターでは、こうしたデザインというツールを、地域の活性化や、企業並びに団体の新商品開発やコミュニケーション活動に積極的に生かしていただくために、各種のデザイン振興活動を総合的に推進しています。

(1) 情報の収集・提供に関する事業

デザインに関する資料の収集・整備を行い、産地やデザイナーのデザイン開発の促進を図っています。

また、石川県デザインセンター・ホームページに、デザインセンターの概要、県内のデザイン事務所、クラフトマンの情報を整備しています。【<http://www.design-ishikawa.jp>】

(2) 広報・啓蒙普及に関する事業

デザイン振興のための各種展示会等の開催協力や、企画指導を行っています。

(3) 研修・教育に関する事業

デザイナーの資質向上と新しいネットワーク化に向け、セミナーを開催しています。

(4) 改善・開発促進に関する事業

デザイン相談

チラシ・パンフレット、パッケージ、商品開発、工作機械、C I等幅広い分野のデザイン相談やデザイナーの紹介を行っています。

委員等による指導

各種展示会・コンクールの審査員や、講演会講師として、専門家を派遣します。

(5) デザイン推奨事業

地域特性を生かし現代生活に対応した、デザインの優れた商品を選定PRし、新しい需要開拓に努めています。

デザインの優れた商品の選定（石川県デザインセンター選定商品）

選定商品の需要開拓

- ・ギフトショー東京・春2004「アクティブデザイン&クラフトフェア」に出展します。
- ・選定商品カタログの配布
- ・特設コーナーで展示
- ・大阪（ほっと石川なにわ館）

(6) 国際交流事業

石川・デンマークデザイン交流事業

石川県が平成13年5月デンマークコペンハーゲン市で開催した「EAST MEETS WEST」を契機に、石川県デザインセンターとデンマークデザインセンターとの交流を申し入れ、平成13年度に「デンマークデザインに聞く」をテーマに国際デザインセミナーを開催しました。

平成14年度からは、「子供たちのためのデザイン」をテーマに専門家を招き、新商品開発事業を行っていますが、平成14年度のクラフト分野に続き、平成15年度は、インテリア分野の開発を予定しています。

(7) 産業デザイン高度化推進事業

石川県デザイン会議開催事業

デザインのより一層の活用促進と、デザイナーの本質的役割である社会問題の解決能力の強化と相互交流の促進に向け、デザイン会議を開催します。

マーケット・イン商品開発モデル事業

近年の技術の高度化、流通の変革、市場ニーズの複雑化は、開発 生産 販売という従来の作り手

の論理（プロダクト・アウト）では、対応できなくなってきました。

こうしたことから、注目される商品分野を想定し、消費者の観点からの商品開発（マーケット・イン）を支援するためのモデル事業を実施し、クラフト業界の新商品開発能力の高度化を図ります。

マーケット・イン商品販路開拓モデル事業

平成10年度から実施している「マーケット・イン商品開発モデル事業」において制作した商品を消費者ニーズの把握や今後の新商品開発の参考とするため、11月18日(火)から12月2日(火)までの2週間、東京の松屋銀座で展示会を開催します。

(8) 特別事業

「国際ガラス展・金沢」並びに「国際漆展・石川」

ガラスをテーマとした「国際ガラス展・金沢」、漆をテーマとした「国際漆デザイン展・石川」を、国際公募展としてトリエンナーレ形式で開催しています。

こうした誰もが参加できる国際公募展は、世界で唯一であることから、回を重ねる毎に海外からの評価も高まり、国際交流の推進に大きく貢献しています。

平成15年度は、平成16年秋に開催予定の「国際ガラス展・金沢2004」の準備事業を実施します。

石川県デザイン展

県内デザイナー及び学生から作品を公募し、優れた作品を表彰展示します。第30回を迎えた今回は、平成15年11月28日(金)から30日(日)まで、石川県地場産業振興センターで開催します。

石川デザイン賞

第4回の石川デザイン賞には、(株)小堀酒造店（代表取締役社長 小堀幸穂 = 鶴来町）、(株)ナナオ（代表取締役社長 実盛祥隆 = 松任市）、高瀬由紀氏が選ばれ、3月27日石川県庁特別会議室において谷本知事から賞状が授与された。

(株)小堀酒造店は、デザインとマーケティングを経営の基軸においた企業活動を展開、2002年のグッドデザイン賞では、萬歳楽・純米吟醸凍結酒「白山氷室」が商品デザイン部門で入賞したほか、河内村で建設した酒蔵が新領域デザイン部門において入賞、地域の中小企業のデザイン活用のあり方について、他の企業へ大きな教訓を与えたことが評価された。

(株)ナナオは、一貫してデザインを基軸に商品開発に取り組み、美しさと使いやすさと機能性を追及、新しい商品領域の開拓にも積極的に取り組み、自社ブランド「EIZO」を石川県から国内外に発信していることなどが評価された。

高瀬由紀氏は、ファッションデザイナーとして、独自のデザイナーズブランド「25時」を立ち上げ全国に発信中であることに加え、地場産業素材にこだわった企画提案型デザインビジネスの展開が県内の繊維業界にとっても大いに刺激となり、活性化の一助になるものと評価された。



3. 石川県工業試験場の技術支援

お問い合わせは TEL : 076 - (267) - 8081
FAX : 076 - (267) - 8090
URL : <http://www.irii.go.jp/>
E-mail : sidou@irii.go.jp

工業試験場では、モノづくり支援センターを整備し、企業の技術開発、製品開発などを支援する「企業のための試験室・実験室」として開放しています。

(1) 技術相談・指導を行います。

企業が抱えている技術的な問題点を解決するため、次の3つの柱に基づいて「相談・指導」を行います。

新産業創造に対応する技術支援

- ㊦ 企業の技術者が工業試験場での研究・試作・分析などの業務に参画し、研究開発や試作のノウハウ、評価・分析技術を習得する「モノづくり技術高度化開発指導」

既存産業の高度化支援

- ㊦ 工業試験場職員を中心とした指導グループを企業に中・長期間派遣して、企業における新製品開発・研究開発機能の強化を行う「研究開発型企業重点技術指導」
- ㊧ 豊富な知識と経験を有する技術アドバイザーが現地に出向き、新技術、製品開発などの技術的支援を行う「技術アドバイザー指導」
- ㊨ 技術移転した研究成果について、生産体制の確立に向けた支援を行う「技術移転フォローアップ推進」
- ㊩ 各産地へ専門職員が出向き、技術相談に応じる「定期技術指導」
- ㊪ 織物デザイン作成工程の短縮等を図るための機器を活用して、高機能織物の試作開発を支援する指導
- ㊫ 「食品加工実験棟」に設置した設備を企業に開放し、食品業界の新製品開発を支援するための指導
- ㊬ 輪島漆器産地地域の商品開発力を高めるため、コンピュータを用いたデザイン開発技術などの指導
- ㊭ 産地組合（建具、漆器、金箔等）の企業グループと専門家、工業試験場が一体となってプロジェクトを形成し、新分野商品開発を技術支援
- ㊮ 九谷焼産地の活性化と近代化を図るため、陶磁器全般に渡る技術課題の討議や生産技術の指導
社会的課題の技術的解決
- ㊯ 企業の国際環境規格（ISO14001）認証取得を促進するための指導
- ㊰ 中小企業が行うリサイクル製品や環境計測や浄化のための装置等環境開発関連製品を開発支援するための指導

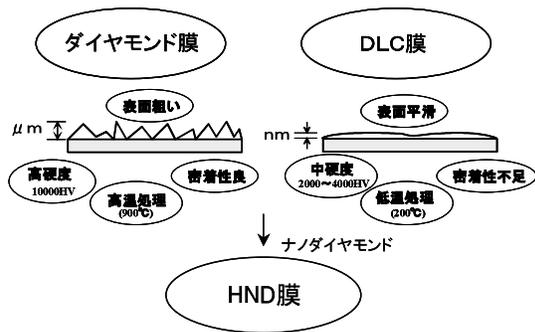
(2) 研究開発を行います。

企業や大学との共同研究を積極的に進め、その成果を広く業界に普及し、技術振興に役立てます。

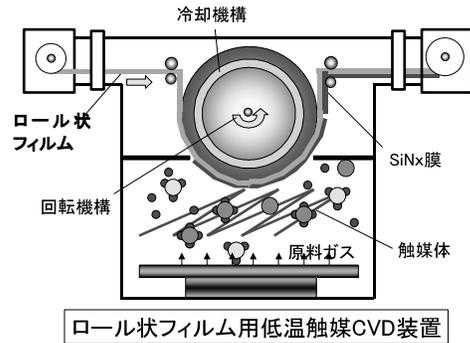
業界のニーズに応える生産技術や、新分野開拓に必要な技術の開発

国内外の研究者との「研究交流」と、県内企業に対する技術の橋渡し

社会的な課題である「情報技術」、「環境対応技術」、「医療・福祉技術」、「新エネルギー技術」などについて、産学官による研究会の開催や研究の実施



研究例 1
ハイブリッドナノダイヤモンド (HND) 膜の開発



研究例 2
低温触媒 CVD 装置の開発

創
業
の
促
進

(3) 技術情報を提供します。

製品開発や技術開発を行っている皆様へ、最新の技術情報を提供しています。

当場の活動や成果を載せた「技術ニュース」、「研究報告」などの発行
インターネットを用いた情報提供、相談

(4) 測定・分析を行います。

企業から持ち込まれた製品や材料などの試験、測定、分析を最新鋭の試験計測機器で行います。また、これらの試験データを用いた技術指導も行っています。

材料試験、繊維試験、化学・分析試験、精密測定試験など



新しく導入した三次元測定機



新しく導入した三次元測定機

4. 経営革新の促進

経営革新の支援

経営革新のための
事業に対する
支援

個別の中小企業者、組合及び任意グループ等が、国又は都道府県から中小企業経営革新支援法に基づく「経営革新計画」の承認を受け、経営の向上を図るため、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動等の経営革新のための事業を行う際の支援を次のように行います。

補助金

(ア) 中小企業経営革新支援対策費補助金

① 中小企業経営革新事業

1の都道府県内において事業を行う，中小企業者・組合等（任意グループを含む）が，都道府県より「経営革新計画」の承認を受けて行う，経営革新のための「新商品・サービス開発」や，「市場調査」「人材育成」「販路開拓」事業に必要な経費を補助します。

② 中小企業経営革新支援指導等事業

都道府県が行う啓蒙普及や，「経営革新計画」の作成指導及び承認に必要な経費を補助します。

(イ) 中小企業経営革新対策費補助金

2以上の都道府県において事業を行う，組合等（4者以上の任意グループを含む）が，国より「経営革新計画」の承認を受けて行う，経営革新のための「新商品・サービス開発」や，「市場調査」「人材育成」「販路開拓」等の事業に必要な経費を補助します。

融資制度

(ア) 中小企業経営革新等支援貸付制度

中小企業者が「経営革新計画」に従って行う経営革新のための事業に必要な設備資金，長期運転資金に対して，低利で融資を行います。

担保徴求の特例制度有（中小企業金融公庫・商工組合中央金庫），第3者保証人特例有（国民生活金融公庫）

(イ) 中小企業総合事業団高度化融資制度

中小企業者が共同して行う経営革新のための事業を高度化事業に追加し，本法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた者であって，経営革新の相当な効果が見込まれるなど一定の要件を満たす者に対しては長期無利子等の融資条件の優遇措置を行います。

税制

「経営革新計画」の承認を受けて経営革新のための事業を実施する者に対しては以下の税制の優遇措置が適用されます。

(ア) 設備投資減税

「経営革新計画」に従って経営革新のための事業を行うために取得（リースによる場合を含む）する機械装置について，取得価格の7%の税額控除又は30%の特別償却が認められます。

生産額等の減少要件を満たした中小企業者が対象

(イ) 試験研究関連税制

(ウ) 欠損金の繰戻しによる還付の特例

「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者の欠損金について，当該欠損金を生じた事業年度前1年間の税額の一部を繰戻しにより還付します。

生産額等の減少要件を満たした中小企業者が対象

中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険，無担保保険及び特別小口保険について，経営革新のための事業を行うのに必要な資金に係る債務の保証に関するものは，保険限度額の別枠化，てん補率引上げ，保険料率の引下げがあります。また，新事業開拓保険については，限度額の引上げ措置があります。

中小企業投資育成株式会社法の特例

「経営革新計画」の承認を受けて経営革新のための事業を行う中小企業者であって資本金3億円超の企業は，中小企業投資育成株式会社法の株式引受け等の対象になります。

新規・成長分野雇用創出特別奨励金

新規・成長分野として、中小企業経営革新支援法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者等の行う事業も新たに対象となり、以下の奨励金が支給されます。

- (ア) 新たに雇用すると、雇入れ労働者1人につき70万円
- (イ) 職業訓練を実施する場合、その実施費用及び受講料に一定額雇用対策臨時特例法の特例措置

45歳以上の労働者を新たに1人以上雇い入れる場合、中小企業労働力確保法の認定を受けることにより、(ア)中小企業雇用創出人材確保助成金、(イ)中小企業雇用創出等能力開発助成金、(ウ)中小企業雇用創出雇用管理助成金等の助成が受けられます。

小規模企業設備資金制度（設備資金貸付事業）の特例

「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者は産業活力再生特別措置法の「経営資源活用新事業計画」の認定企業者とみなされ、小規模企業設備資金制度の特例措置が適用されます。

新事業開拓促進出資事業

投資事業有限責任組合からの投資対象に「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者（株式会社）も対象になります。

経営基盤強化の支援

経営基盤強化事業
に対する支援

競争条件の急激な変化等によって業況が悪化した特定業種に属する特定組合等（商工組合等の全国団体）が作成し、主務大臣の承認を受けた「経営基盤強化計画」に従って実施される経営基盤強化事業に対する支援を次のように行います。

支 援 措 置

融資制度

(ア)中小企業経営革新等支援貸付制度、(イ)中小企業総合事業団高度化融資制度等があります。

税制

「経営基盤強化計画」に従って経営基盤強化事業を実施する者に対しては以下の税制の優遇措置が適用されます。

- (ア) 機械等割増償却制度
- (イ) 試験研究関連税制
- (ウ) 特別土地保有税及び事業所税の非課税措置

中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険について、経営基盤強化事業を行うために必要な資金に係る債務の保証に関するものは、保険限度額の別枠化、てん補率引上げ、保険料率の引下げの措置があります。

雇用調整助成金

「経営基盤強化計画」の承認を受けた特定組合等の構成員となっている中小企業者が、景気の変動及び産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、その雇用する被保険者を休業及び教育訓練又は出向をさせる場合に、休業手当や賃金の一部を助成します。

- ・対象期間：経営基盤強化事業主として休業及び教育訓練又は出向を行う旨を最初に届け出た際に、当該事業主が指定した雇用調整の初日から起算して1年間（支給限度日数100日）
- ・受 給 額：休業及び教育訓練の場合、厚生労働大臣が定める方法により算定した額（1人1日）× 2/3
出向の場合、出向元事業主の負担額 × 2/3

5. (財)石川県産業創出支援機構

代表 TEL : 076-267-1001 FAX : 076-268-4911

URL : <http://www.isico.or.jp>

E-mail : info@isico.or.jp

(1) 総合的な相談窓口と産業情報化の推進

[担当：インフォメーションセンター]

TEL : 076-267-1145 (ダイヤルイン)

ワンストップ・サービス (総合相談窓口) の提供

(ア) 技術・経営・市場等に関する情報のほか、省エネ・産業IT化に関する情報、新規事業・新分野への進出等に必要情報を総合的に提供します

(イ) 研究開発・情報通信・経営・省エネ・小売商業・特許等に関して専門のコーディネーター、アドバイザーを配置して相談に応じます

(ウ) 電話、FAX、E-mailによる相談にも応じます

(エ) 各種商用データベースを活用した情報検索サービス

(オ) 各種年鑑・統計・白書・市場情報・専門誌等の雑誌・図書の閲覧・貸出および人材育成・販売促進、最新技術など、経営に役立つビデオソフトの視聴・貸出サービス
産業情報のポータルサイト「DGnet (デジネット)」による情報発信
DGnetは、あらゆる産業情報をインターネット上で提供しています。

(<http://www.isico.or.jp>)

提供内容：イベント情報、支援施策情報、人材情報等

(ア) ユーザー参加型サイトでイベント・セミナー情報や企業情報、新製品情報等を発信できます。

(イ) ビジネスに役立つ情報を「DGnet News」として無料でメール配信します。

(ウ) 経営・技術ノウハウ相談について、専門家が素早く的確にメールでアドバイスします。

リテール (小売商業) への支援

(ア) バーチャルショップの運営ノウハウ取得、支援専門家 (ホームページドクター) の育成セミナー等の開催

(イ) ISICOバーチャルモール「お店ばたけ ISHIKAWA」(<http://www.omisebatake-isico.com>) の運営

(ウ) 情報誌「あきんど」の発行

SOHO事業者への支援

(ア) 企業とSOHOの事業連携と交流を促進するホームページ「いしかわSOHOプラザ」

(<http://www.isico.or.jp/soho>) の運営

(イ) SOHO事業者支援施設「いしかわSOHOプラザクリエイションオフィス」の運営

(ウ) SOHO事業者のスキルアップを図る、セミナーの開催

(エ) SOHO事業者の事業連携と起業促進を図るため、「民間ITインキュベート施設」の認定および入居SOHO事業者への一部経費を助成

(2) ベンチャー・創造的企業に対する総合的な支援

[担当：新規事業支援部]

TEL : 076-267-1244 (ダイヤルイン)

事業資金の提供

(ア) 無担保 (無保証人) 融資の実施

「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」による知事認定を受けた企業に対し無担保 (無保証人) で事業資金を融資します (別途融資に関する審査が行われます)。

< 融資の条件 >

- ・ 融 資 利 率 1.50% (固定金利, H15.4.1 現在)
- ・ 保 証 料 無担保 0.8%
- 無担保無保証人 1.3%

- ・融資期間 10年（内据置 2年）
- ・融資限度額 7,000万円（無担保）
2,000万円（無担保・無保証人）

(イ) 株式・社債の引受けによる投資の実施

創業期及び成長期の創造的中小企業等の育成を図るため、支援機構指定の民間ベンチャーキャピタルを通じ、または当機構が直接株式や社債の引受けを行う投資制度を実施しています（別途投資に関する審査が行われます）。

<引受限度額>

指定ベンチャーキャピタルを通じて行うもの 1億円/件
当機構が直接行う投資 1,000万円/件

これらの投融資制度が円滑に実施されるよう、当機構では金融機関・ベンチャーキャピタルに対し低利で投融資の原資を預託し、また、金融機関等のリスクを低減するための債務保証等を行っております。

研究開発資金の提供

県内中小企業等が行う新製品・新技術等の研究開発事業に対し助成金を交付します。

<制度の概要>

助成限度額：200万円以内

補助率：助成対象経費の1/2以内

対象分野：石川県産業科学技術振興指針に定める重点技術分野に関する開発事業

本助成制度のほか、国、県等が実施している新技術・新製品の開発に対する補助制度等の紹介や、申請に関する相談も行います。

ベンチャー・創造的企業の成長、新事業の事業化に対する総合的な支援

(ア) 講習会、石川県産業大学経営講座の開催

(イ) 継続的経営指導の実施

(ウ) 販路開拓支援

(エ) 大学、研究機関等による創造的中小企業等に対する経営技術指導の斡旋仲介

等

ベンチャーマーケット事業

県内企業のベンチャー・スピリットを高揚するとともに、ベンチャー企業とベンチャー企業支援者の出会いの場を提供するため次の事業を行います。

(ア) ビジネスプラン発表会（年間3回開催）

(イ) ビジネスプラン作成セミナーの開催

等

異業種交流・融合化に対する支援

異業種交流に関心を持つ企業のグループづくりに向けた勉強会や交流の場づくりを行うとともに、県内異業種交流・融合化グループによる新製品開発、販路開拓事業等への支援を行います。

また、異業種交流活動の拠点として石川県地場産業振興センター内に設置されている融合化支援センターを提供しています。

専門家派遣

県内の中小企業が抱える種々の課題（経営、技術、人材、情報化等）の解決を図るため、その目標あるいは目的に応じて専門家を派遣し、具体的・実践的なアドバイスを行います。

(3) 中小企業の再生支援

「産業活力再生特別措置法」に基づく認定支援機関として、中部経済産業局から中小企業再生支援協議会事業の委託を受け、中小企業の再生を支援します。

[担当：新規事業支援部 中小企業再生支援室]
TEL：076-267-1244（ダイヤルイン）

対象企業

経営上の問題を抱え、企業の将来に不安があるが、意欲を持って新しい企業づくりに取り組もうとする石川県内の中小企業。

支援内容

(ア) 窓口相談

中小企業の再生に精通した専門のアドバイザーが、企業からの相談に基づき再生の可否を見極めます。

(イ) 再生支援

再生可能と判断した企業に対し、適切なアドバイスや指導、経営改善計画の策定、制度融資や金融機関との調整など、経営健全化に向けての支援を行います。

(4) 産学官の交流・連携の促進と共同研究による新技術開発の推進

[担当：プロジェクト推進部]

TEL：076-267-6291（ダイヤルイン）

石川県産業創出支援機構では21世紀に向けて、地域資源の有効活用と産学官の力を結集して、石川県における技術研究開発を総合的に推進するため、企業からの受託研究・共同研究、産学官連携研究開発、国の大型プロジェクト事業へのコーディネーター等の事業を推進・支援します。

また、人材育成の研修講座、研究交流会等の開催、研究開発補助事業を行います。

新規事業・新産業分野に関する産学官による勉強会・交流会

ライフサイエンス、環境ビジネス等今後重要となる分野毎に産学官共同の研究会・勉強会を開催し、新製品開発、事業化・企業化に向けての課題の抽出や開発テーマの検討等を行うとともに、交流会を開催し人と人とのネットワークづくりを進めます。

また、つくば学研都市の研究者・技術者との交流も行います。

産学官共同研究の推進・支援

産学官が連携して、大学等の頭脳・技術シーズ等を活用しながら次世代技術を開発するための共同研究を推進するとともに、国・県等の支援制度を活用した共同研究実施のための制度紹介、申請書作成支援等を行います。また、大学や工業試験場等公設試験研究機関との共同研究の実施についても、紹介・斡旋、相談等を行います。

受託研究の実施と斡旋紹介

企業等から委託されたテーマについて、県工業試験場等公設試験研究機関と連携しながら研究開発を行います。

また、大学や研究機関へ研究を委託する際の紹介、斡旋や契約事務についてのアドバイスを行います。

人材育成・産学官連携セミナーの開催

先端技術の応用や新しい生産技術、新分野進出、環境保全等に関する講習会（産業大学技術講座）を開催し、次代を担う技術人材の育成と産学官相互の交流促進を行います。

(5) サイエンスパークにおける産学官交流連携、新産業創造の支援拠点

[担当：サイエンスパークオフィス]

TEL：0761-51-0122（ダイヤルイン）

いしかわサイエンスパークのワンストップサポート（総合相談窓口）

新産業創出や新分野進出、新技術開発をめざす際の総合窓口を設け、パーク全体の連携を促進し、パーク内の研究開発資源を有機的に結びつけ、情報・人材・技術・資金など、事業活動の総合相談窓口となります。

いしかわサイエンスパーク交流会の開催

パーク内に立地する最先端科学技術大学院大学や企業、研究所、支援機関などの情報交流と支援サービスの向上を図り、産学官連携の促進に資する。

(ア) 交流会・見学会の実施

(イ) 講演会、セミナーの実施

- (ウ) I P S 交流ニュースの発行
 インキュベーター「いしかわクリエイトラボ」の運営・管理
 創業間もないベンチャー企業や新分野進出を目指す中小企業に低廉な事業スペースを提供するインキュベーターを設置し、入居企業に対しては、北陸先端科学技術大学院大学等との共同研究斡旋、専門家による各種相談・指導など総合的な支援を行います。
 高速・大容量通信に最適な情報通信インフラを整備
- (ア) サイエンスパークホームページ (<http://www.isikawa-sp.com>) に情報発信スペースを提供
 いしかわサイエンスパークのホームページ上で、進出企業の情報を世界に広く発信します。
- (イ) インターネット高速接続を無料で提供
 100Mbpsの通信回線など、ブロードバンド時代に最適な情報通信インフラを提供します。
 産学官連携促進コンベンション施設「石川ハイテク交流センター」の管理・運営
 最先端の情報システムやハイビジョン画像にも対応可能な映像システムを備え、学会やセミナー、シンポジウム等の利用に適しています。

その他の関連諸施策

<p>中小企業ビジネスフェア</p>	<p>中小企業者の「販路拡大」と「経営革新の促進」を目指し、承認中小企業者等や経営革新に取り組む中小企業等が出展するフェアを開催します。自社の新商品・新技術、新サービス等を展示・紹介し、事業提携先の発見の場を提供するビジネスマッチング支援を行います。</p>
<p>経営革新セミナー</p>	<p>都道府県等中小企業支援センターにおいて、経営革新に意欲を有する方を対象に、経営革新に向けた取組みに着手するに当たって必要な基礎的知識の修得を支援するセミナーを実施します。</p>
<p>経営革新講座</p>	<p>全国各地で、地域に密着した事業を行っている商工会・商工会議所が連携し、参加される方に密着した形で経営革新への取り組みに向けた具体的解決を支援するため、地域の実情等を踏まえたテーマ（例えば、社会福祉関係、リサイクル関係、ものづくり関係、対個人サービス関係、国際展開関係等々、縦・横、分野別等）に少人数（15人程度）の講座を開催します。</p>
<p>ベンチャー予備軍発掘・支援事業（新事業開拓助成金交付事業）</p>	<p>中小企業者が経営革新の一環として行う従来にない新商品・新サービスの開発等の事業に対して、ベンチャー予備軍発掘・支援事業により助成しています。</p>

第4章 経営基盤の強化

1. 経営資源の確保

経営支援事業

3 類型の支援センターによる中小企業支援事業

中小企業の多様なニーズにきめ細やかに応え、中小企業の方々が抱える経営課題の解決や経営資源の円滑な確保のための的確な助言等が得られる支援体制として、地域中小企業支援センター・都道府県等中小企業支援センター及び中小企業総合事業団の中小企業・ベンチャー総合支援センターからなる3 類型の支援センターを整備し、センターに中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置して、それぞれが中小企業施策等に関する情報提供のワンストップサービスの窓口となるとともに、これら3 類型の支援センターの一体的な運用を図りつつ、窓口相談、専門家派遣等の支援事業を実施しています。

地域中小企業支援センター

(ア) 事業の概要

創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者等が様々な悩みを気軽に相談できる身近な支援拠点として全国の広域市町村圏程度の区域ごとに設置され、企業経営について十分な知見を有する専任のコーディネーターがきめ細やかに相談に応じています。

(イ) 事業の内容

㊦窓口相談事業、㊧専門家派遣事業、㊨情報提供事業、㊩講習会等開催事業
都道府県等中小企業支援センター

(ア) 事業の概要

都道府県等中小企業支援センターは、中小企業支援法に基づき指定された法人であり、都道府県等（都道府県及び政令で指定する市）が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として、各都道府県等に設置されます。

当該センターには、中小企業の経営に知見等を有する民間人材を支援事業を支援統括するプロジェクトマネージャーとして、また経営や技術などの専門分野において豊富な経験と知識を有している民間人材をサブマネージャーとして配置し、中小企業者の経営資源の円滑な確保を支援するための事業を実施しています。

(イ) 事業の内容

㊦事業可能性評価事業、㊧窓口相談事業、㊨専門家派遣事業、㊩研修事業、
㊪セミナー、講習会、交流会事業、㊫取引情報提供事業

中小企業・ベンチャー総合支援センター

(ア) 事業の概要

中小企業・ベンチャー総合支援センターは、全国8か所に設置され、ベンチャー支援や中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャーを株式公開までも視野に入れた中小企業などに対し、資金面、技術面の支援、経営・財務・法務等高度なコンサルティングなどを行います。

(イ) 事業の内容

㊦窓口相談事業、㊧専門家派遣事業、㊨インキュベーターマネージャーの派遣事業、㊩経営支援講座等開催事業、㊪創業・経営革新支援事業（ビジネスアイデア支援モデル事業）

人材育成等

中小企業診断士の試験・登録制度

中小企業の経営の向上・発展のために、診断助言事業が果たす役割は大きいことから、診断助言担当者の確保と能力の向上を図る必要があります。このため、経済産業省では昭和38年から、中小企業指導法（現、中小企業支援法）の規定に基づき、公共診断に従事するために必要な知識を有する者として試験に合格する等一定の要件をみたす者を中小企業診断士として登録してきました。中小企業診断士制度については平成12年度に制度の見直しを行い、従来、工鉱業、商業、情報の3部門に分けて実施していた登録の部門を統合するとともに、試験についても科目を大幅に見直し、国家試験として位置付けました。そして中小企業診断士については、公共診断に従事する者だけでなく、民間のコンサルタントを含めて、中小企業の経営の診断、経営に関する助言の業務に従事する者の能力認定制度とすることとしました（これらの見直しについては、平成13年度の試験等から実施されています）。（お問い合わせ先：社団法人中小企業診断協会（東京都中央区銀座1-14-11銀松ビル ☎03-3563-0851）が実施しています。

研修事業

中小企業大学校による人材養成・研修

中小企業の経営に関し、幅広い知識に基づき助言を行う者の養成や中小企業者及びその従業員が必要な知識や手法を学び、その経営及び技術に関する能力を向上させることが情勢変化に的確に対応し得る総合経営力を強化していくためには重要であることから、中小企業総合事業団中小企業大学校（東京校、関西校、直方校、旭川校、広島校、瀬戸校、仙台校、三条校及び人吉校）では、中小企業の経営者等及び中小企業診断士、都道府県等の中小企業支援担当者（東京校のみ）等に対して高度で専門的な各種研修を行うこととしています。

都道府県等（都道府県及び政令指定市）が行う研修

中小企業者及びその従業員が必要な知識や手法を学び、その経営及び技術に関する能力を向上させることが情勢変化に的確に対応し得る総合経営力を強化していくためには重要であることから、中小企業における人的能力開発の一環として、都道府県等は中小企業の経営管理者及び技術者に対して基礎的研修を行っています。

中小企業庁は、中小企業の人的能力開発の一環として、中小企業支援法に基づく研修事業を実施する都道府県等に対して補助金を交付しています。

その他の研修事業

商工会、商工会議所の研修事業

IT革命への対応

中小企業のIT化支援

IT活用に対する意識向上と人材の育成
ITに関するアドバイス・コンサルティング
ITシステム導入に対する支援
商工会議所、商工会、中央会によるIT化支援

中小企業のIT化のための基盤整備

共通基盤的ソフトウェア等の整備
IT推進のための情報提供

特許制度の利用

特許流通の促進

特許を介した技術の流通環境を整備し、中小企業が積極的に特許を活用する機会を増やすことにより、新規事業の創出等を支援しています。

特許流通アドバイザーの派遣、特許流通フェアの開催、特許流通データベースの整備、巡回審査、早朝審査

特許情報の利用促進

過去に開発された技術の集大成である約4,800万件の特許情報等を中小企業が活用しやすい形で提供することによって、効率的な技術開発を支援します。

特許電子図書館（IPDL）による特許情報の提供、特許電子図書館（IPDL）の閲覧環境の整備、特許流通支援チャートの作成

特許取得の支援

先行技術の調査や電子出願の指導を実施すると同時に、特許料等の減免を図ることによって、中小企業等の特許取得を支援します。

先行技術調査の実施

出願アドバイザーによる電子出願手続の指導

特許料等の減免

(ア) 資力に乏しい法人に対する特許料等の減免処置を講じています。

(イ) 研究開発型中小企業に対する特許料等の減免処置を講じています。

ものづくり基盤の強化

企業技術基盤強化推進事業（デジタルマイスタープロジェクト）

我が国の製造業は国際競争の激化の中、(ア)技能者の高年齢化の進展による熟練技能の喪失による製造業の基盤の崩壊のおそれがあること、(イ)中小企業は、IT技術を活用した競争力強化の流れに必ずしも対応できないこと、(ウ)我が国のメーカーが製造業の部品・金型の発注をコストの安価なアジア諸国に移転しつつある、等の理由から、品質、費用、納期の各局面において厳しい現状に直面しており、今後現状のまま推移した場合、国際競争力の相対的低下が懸念されています。

このため、熟練技能者が保有する高度な技能を科学的に分析することにより、客観化・デジタル化・データベース化・ソフトウェア化を行い、再現性のある技術へ転換するとともに、共通の3次元CADデータで発注元から受注する中小企業者等の加工業者までをオンラインでつなぐことにより、我が国の中小企業もものづくりにおいてITを効果的に活用し、産業競争力を強化することを目的とし、以下の事業を支援します。

(ア) 技能の客観化・マニュアル化・デジタル化

(イ) CAD等活用のためのプラットフォームの研究開発等

戦略的基盤技術力強化事業

中小企業が主たる担い手となる産業分野であり、我が国製造業全体の競争優位や我が国経済活性化への波及効果が特に高いと考えられる基盤的・戦略的分野について、その国際競争力を強化するため、当該分野の優れた技術を有する中小企業と、当該技術のユーザー企業、大学等が共同で行う、競争力強化のために鍵を握る研究開発を、戦略的かつ集中的に実施するため、国の提示した対象技術分野について公募を行い、優れた提案について中小企業総合事業団が研究開発を委託します。

なお、研究開発の成果については、追跡評価等を行いますので、受託した共同研究体（コンソーシアム）の事業管理法人は、事業団が行う追跡評価業務等に協力する必要があります。

産業技術人材育成
インターンシップ
推進支援事業

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行い実践能力を身につけるインターンシップ制度を推進することにより、将来の産業界を支える人材を育成し、また、学生の起家精神を醸成し、あわせて中小企業と大学等の連携を促進することにより地域における中小企業の技術基盤等の強化を図ることを目的として、以下の事業を展開します。

インターンシップ実施団体への補助

インターンシップ制度普及のためのセミナー等の開催

その他

- ・ 中小企業大・大学による技術研修
- ・ 新高度技術普及共同利用促進事業
- ・ IT活用型経営革新モデル事業
- ・ 中小企業技術開発産学官連携促進事業
- ・ 中小企業関連情報流通円滑化研究開発事業（テクノナレッジ・ネットワーク事業）

国際化対策

海外展開の円滑化

海外展開を行おうとする中小企業者への支援策

(ア)支援・情報提供, (イ)人材育成, (ウ)金融・税制等を講じております。

現地日系中小企業者に対する支援策

支援・情報提供, 人材育成, 金融等による支援を行います。

貿易の円滑化

支援・情報提供, 金融等により円滑化を図ります。

国際交流

外国政府等との交流, 国際会議等への参加, 国際競争力の強化及び外国人研修生の受入れ等に対する支援を行います。

エネルギー・環境対策

情報提供等事業

中小企業環境・安全等対応情報提供事業, 中小企業エネルギー対応情報提供事業, エネルギー使用合理化設備導入促進支援事業

技術開発事業等

中小企業エネルギー環境対応計画認定事業

法律に基づき, 中小企業者又は組合等が策定する事業計画を, 都道府県知事が承認するために必要な経費を都道府県に補助します。

創造技術研究開発費補助金

エネルギー使用合理化等技術改善費補助金

設備導入支援等

融資制度

(ア) 環境対策貸付

中小企業の省エネルギー及び公害防止等の環境対策に関する融資があります。

取扱機関：中小企業金融公庫, 国民生活金融公庫, 沖縄振興開発金融公庫

(イ) 中小企業総合事業団高度化融資

① 特定中小企業団体事業

設備リース

(ウ) 小規模企業設備資金制度

小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため, 貸与機関の事業として, 当該設備の取得に要する費用を無利子で貸付ける設備資金貸付事業を行うとともに, 当該設備を小規模企業に代わって購入し割賦販

売及びリースする設備貸与事業を行います。

なお、省エネ・リサイクル支援法に定める特定設備のうち一部については、小規模企業者設備導入資金助成法第12条第1項に基づく事業計画作成の基準別表において、経営基盤強化に必要な設備と同等に扱われています。

信用保証

中小企業信用保険法の特例

法律に基づき承認を受けた特定事業活動の実施に必要な費用及び同法に規定する特定設備の設置又は改善に必要な費用について、中小企業信用保険法の保険限度額の拡充等を行います。

出資制度

中小企業投資育成株式会社法の特例

法律に基づき承認を受けた特定事業活動を行う中小企業者及び同法に規定する特定設備の設置又は改善を行おうとする中小企業者であって資本金3億円超の企業を、中小企業投資育成株式会社法による株式引受け等の対象にします。

高度化対策

中小企業の経営基盤の強化のためには、中小企業構造の高度化（事業の共同化及び工場・店舗等の集団化を言います）を推進することが重要であり、中小企業構造の高度化に寄与する事業を行う中小企業者や高度化を支援する事業を行う株式会社、公益法人、商工会等に対し、中小企業総合事業団と都道府県が財源を出し合って、長期・低利の融資を行っていますが、高度化事業は計画作成について診断・助言を行い、診断と融資を一体化して行うところに特色があります。

高度化事業の種類

中小企業総合事業団で推進する高度化事業は、法令（中小企業総合事業団法、同法施行令並びに同法施行規則）等で定められており、大きく分けて 高度化に寄与する事業、 高度化を支援する事業及び 創造的中小企業創出支援事業があります。

高度化に寄与する事業

高度化に寄与する事業の中には、(ア)集団化事業、(イ)集積区域整備事業、(ウ)経営革新計画承認グループ事業、(エ)特定中小企業団体事業、(オ)協業・企業組合事業、(カ)合併・出資会社事業、(キ)構造改善高度化事業、(ク)災害復旧高度化事業、(ケ)特別広域高度化事業があり内容は次のとおりです。

高度化を支援する事業

高度化を支援する事業の中には、(ア)地域産業創造基盤整備事業、(イ)地域情報化促進事業、(ウ)地域振興基盤整備事業、(エ)商店街整備等支援事業、及び(オ)輸入品卸売等経営合理化支援事業があり内容は次のとおりです。

創造的中小企業創出支援事業

創造的な事業活動を行う中小企業（創造的中小企業）を支援するため、都道府県の財団等（ベンチャー財団）が以下の事業を実施するものです。

(ア) 間接投資

ベンチャー財団と契約を結んだベンチャーキャピタル（特定VC）が、創造的中小企業に対して投資（株式又は社債の引受け）を行うための原資を預託

(イ) 債務保証

ベンチャー財団が創造的中小企業に対する特定VCの投資額の70%を債務保証（この場合、投資が社債である場合に限る）

(ウ) 直接投資

ベンチャー財団が創造的中小企業に対して直接投資を実施

その他事業

先行取得事業には、(ア)用地先行取得事業、(イ)倒産等企業施設先行取得事業、(ウ)

空き店舗等先行取得事業があり、事業の内容は次のとおりです。

(ア) 用地先行取得事業

市街地の中に散在する中小企業者の計画的な集団移転を図り、その適正立地を推進する工場・店舗の集団化等の高度化事業は、都道府県の公害・過密・過疎対策等の見地からもますます重要性が増大していますが、近年の土地価格の高騰等の要因によって中小企業者自身による土地取得は困難となってきました。

このような状況を打開し、高度化事業の需要に沿った適正立地を先行的かつ計画的に確保するため、中小企業総合事業団は都道府県、市及び開発公社等が土地を取得し、造成するのに必要な資金について、都道府県に対し貸し付けることとしています。

(イ) 倒産等企業施設先行取得事業

現在、高度化事業の集団化事業として造成された団地の中には、国内外の経済・社会環境の著しい変化、不況の長期化等のため経営悪化を招いて倒産等に追い込まれている組合員を抱え、団地全体としての運営基盤までが脅かされ、その運営が危機にさらされつつある団地があります。

このような状況を未然に防止し、団地運営の基盤の確保等を図るため、都道府県等が倒産等に追い込まれている組合員の施設を取得し、他の中小企業者に対し譲り渡す事業について、中小企業総合事業団が都道府県に対し貸し付けることとしています。

(ウ) 空き店舗等先行取得事業

商店街における空き店舗問題は、商店街活性化のために取り組むべき緊急の課題となっています。空き店舗の発生は、商店街全体の集客力の低下を招き、それにより別の空き店舗を発生させるという悪循環につながります。

このため、街づくり会社又は高度化融資を受けて小売商業商店街近代化事業若しくは商店街共同施設事業を実施した若しくは実施している商店街の組合が、商店街地区内において空き店舗状態にあると認められる施設を取得し、新しく商店街にふさわしい商店等を営もうとする中小小売商業者又は中小サービス事業者へ譲り渡す事業について、中小企業総合事業団が都道府県に対し貸し付けることとしています。

2. 産業集積の活性化

近年の経済環境の急激な変化により、これまで「ものづくり」を支えてきた部品、金型、試作品等の基盤的技術産業集積や産地などの地域における中小企業集積は崩壊の危機が懸念されています。地域産業の自律的發展を図るためには、その基盤たる産業集積が技術の高度化や新分野進出を行うことにより活性化されることが不可欠です。

このため、本法を支柱として予算、税制、金融等の総合的な支援措置を講ずることにより、特定産業集積の活性化を促進します。

地域活性化対策

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（地域産業集積活性化法）

支援措置

(ア) 補助金

① 地域産業集積創造基盤施設整備事業

「地域産業集積活性化法」又は「小規模事業者支援促進法」に基づいて、都道府県、市町村（東京都における特別区を含む）、公益法人、商工会等が

行う新規創業や新分野進出のための小規模貸事務所・貸工場又は研究室（インキュベータ）の整備に対して補助を行います。

事業主体	補助金	出資	融資
都道府県 市町村	補助額： 国：3,600万円 県：3,600万円 補助率：定率 1/4 (地方公共団体も同額)	-----	中小企業総合事業団高度化融資 (地域産業創造基盤整備事業) (都道府県については対象外) 融資割合：設備投資 - 対象施設設置資金の90%以内 運転資金 - 所用資金の80%以内 償還期限：設備資金 - 20年以内 (うち据置期間 4年以内) 運転資金 - 10年以内 (うち据置期間 3年以内) 金利：設備資金 - 無利子 運転資金 - 無利子
株式会社		中小企業 総合事業 団からの 出資	
公益法人 又は 商工会等		-----	

- ① 地域産業集積活性化調査事業
都道府県が活性化計画を策定する際の実態調査及び法の施行状況、施策の利用状況等の調査を行うために必要な事務に対して補助を行います。
- ㊦ 地域産業集積活性化計画策定事業
都道府県が法に基づく活性化指針に従って活性化計画を策定する際の計画策定事務に対して補助を行います。
- ㊧ 地域産業集積活性化計画指導等事業
都道府県が法に基づく活性化計画を地域中小企業に周知し、中小企業者が円滑に「高度化等計画」及び「進出計画」等を策定するように指導・助言する際の事務に対して補助を行います。
- ㊨
 - (a) 地域活性化創造技術研究開発費補助事業
基盤的技術産業集積において、都道府県知事から高度化等計画又は高度化等円滑化計画の承認を受けた個別中小企業・組合等が行う研究開発に対して都道府県を通じて補助を行います。
 - (b) 地域産業集積活性化計画支援事業
特定中小企業集積において、都道府県知事から進出計画又は進出円滑化計画の承認を受けた個別中小企業・組合等が行う新商品開発・販路開拓事業等に対して都道府県を通じて補助を行います。
- ㊩ 関連機関支援強化事業
活性化計画に位置づけられた公設試、地場産業振興センター等の支援機関が行う人材育成・共同研究支援等の事業に対して都道府県を通じて補助を行います。
- ㊪ 地域産業創業機会創出事業
投資家と新規創業者の「見合い」のために都道府県が行うベンチャープラザ事業に対して補助を行います。
- (イ) 税 制
 - ㊰ 試験研究税制 (国税)
 - ㊱ 特別土地保有税の非課税措置 (地方税)
 - ㊲ 事業所税の軽減 (地方税)

(ウ) 融資制度

① 地域産業集積活性化資金

貸付対象：都道府県の承認を受けた計画に基づき事業を行う中小企業者

貸付用途：設備資金及び運転資金

貸付利率：基準利率

(設備資金については、2億5,000万円を限度として特利)

貸付限度額：7億2,000万円 (中小企業金融公庫)，(組合は別)

② 高度化融資

都道府県知事の承認を受けた計画に基づき実施する各種高度化事業は構造改善高度化事業の対象となり、貸付条件が優遇されます。

③ 中小企業信用保険法の特例措置

(a) 都道府県知事の承認を受けた計画を実施する中小企業者等を対象に、信用保険法上の付保限度額、てん補率、保険料率の特例があります。

(b) 都道府県が作成し、法律の同意を得た計画に位置付けられた支援機関のうち一定の公益法人が信用保険法の対象になります。

④ 中小企業投資育成株式会社法の特例措置

都道府県知事の承認を受けた計画を実施する中小企業者であって資本金3億円超の企業は、中小企業投資育成株式会社による株式引受け等の対象になります。

地場産業の振興

地域中小企業創造力形成事業

地場産業の活性化のため行われる次の各事業に対し、地方公共団体を通じて補助します。

新商品開発能力育成等事業

地域中小企業の技術力等の強化のため、公益法人・組合等が行う新商品・新技術開発事業、人材養成事業、需要開拓事業について地方公共団体を通じて補助します。

地域人材確保・養成事業

地域中小企業の人材確保等を支援するため、公益法人・組合等が行う人材定着促進、人材確保・養成事業について地方公共団体を通じて補助します。

地場産品展示・普及等支援事業

地域中小企業の産品の販路開拓等を支援するため、公益法人・組合等が行う見本市開催事業、展示会出展事業について地方公共団体を通じて補助します。

特別地域産業活性化推進事業

地域資源等活用型起業化等事業

中小企業が発掘した地域の産業おこしの芽 (試作品の完成、地域の文化・観光資源の産業おこしへの活用策等) を事業として具体化させるべく、中小企業者の起業化段階における商品開発、市場開拓等のソフトな事業に対して補助します。

地域技術起業化事業 (立地環境整備課)

地域産業活性化基金

テクノポリスに蓄積された技術を活用した地域中小企業による起業化を支援するため平成元年度に設置されたテクノポリス開発機構の「地域産業活性化基金」を活用し、その運用益を用いて商品・デザイン開発事業、情報収集・処理・提供事業、需要・販路開拓事業等の事業を実施することとしています (26テクノポリス開発機構)。

地域グループ活動事業

地場産業の目指すべき新たな事業分野を地域資源・経営資源等に応じて選定・企画するために行う調査事業又は多様な技術やノウハウを持つ企業との連携を図るために行う研究会・交流会等の開催事業及びオーガナイザー、マーケティングアドバイザーの活用等により、当該地場産業の目指すべき事業分野への展開を図るために行う次の事業について地方公共団体を通じて補助します。

その他

- ・試作品等の開発事業
- ・市場調査事業
- ・販路開拓事業

3. 創造的産業等立地促進制度(石川県)

この制度は、「石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例」により、創造的産業等の県内における立地に対して積極的な優遇措置を講じ、産業構造の高度化等の推進及び雇用機会の拡大を図ろうとするものです。

優遇措置は、産業高次機能施設、空港・港湾活用工場等及び独自技術保有工場等に対して適用され、最高15億円を限度として補助金が交付されます。

補助金は、産業高次機能施設を除く工場等では投資額（リース設備を含む）の百分の十を限度としますが、産業高次機能施設に対しては投資額の百分の二十を限度とした、より優遇された助成内容となっています。

助 成 対 象
(1) 対象 産業高次機能施設 研究所・開発機能、本社・統括管理機能又はバックアップ機能に係る施設 空港・港湾活用工場等 空港又は港湾を活用し、国際物流拠点化に貢献する工場等 独自技術保有工場等 市場占有率の高い自社製品の製造又は高度な基盤技術保有工場等 ~ の新設または増設 (2) 要件 投資額（リース設備を含む）が3億円以上 常時雇用従業員数 産業高次機能施設、空港・港湾活用工場等は10人以上、独自技術保有工場等は20人以上

助 成 内 容
助成対象としての指定を受けた企業に対し、事業場の設置に要した投資額の一部を助成する。 (1) 助成金額の算定 助成金額は、助成限度額の範囲内で、地域経済に対する貢献度等を考慮して算出 (2) 助成限度額 産業高次機能施設.....投資額の20%以内 空港・港湾活用工場等...投資額の10%以内 独自技術保有工場等.....投資額の10%以内 ~ の算定により得た金額又は15億円のいずれか低い額 ただし、新設・増設をあわせ、1企業あたり15億円を限度とする。

雇用拡大関連企業立地促進制度

この制度は、県内における産業の振興及び雇用機会の拡大を図る工場等の立地に対して積極的な優遇措置をもって立地を促進し、県土の発展と県民の福祉の向上を図ろうとするものです。

優遇措置は、製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業を営む事業所及び情報処理・提供サービス施設及び物流施設等の新增設と、これに伴う新規地元雇用者数及び県外からの移転従業員数の合計が当該地域における一定人数以上となる場合に対して適用され、補助金が交付されます。

補助金は、投資額に一定の率（2.5%～20%）を乗じたものと、新規地元雇用者数に50万円を乗じたもの及び県外からの移転従業員数に25万円を乗じたものを加算した額です。（最高5億円）

また、この補助金は、前述の「創造的産業等立地促進制度」との重複適用が可能であり、この場合は、最大20億円の補助金となります。

(1) 助成対象

対象

製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業を営む事業所、情報処理・提供サービス施設及び物流施設等の新增設

要件

(ア) 新規地元雇用者が15人以上

（ただし、過疎・準過疎地域は5人以上、過疎・準過疎地域を除く能登地域は10人以上）

(イ) 投資額（リース設備を含む）が1億円以上

（ただし、過疎・準過疎地域は5千万円以上、創造法認定企業は地域を問わず3千万円以上）

(2) 助成内容

補助金の算定

補助金額は、補助限度額の範囲内で、地域経済に対する貢献度等を考慮して算出

補助限度額

(ア) 新設の場合

投資額×地域に応じて定められる率＋新規地元雇用者数×50万円＋

県外からの移転従業員数×25万円（最高5億円）

(イ) 増設の場合

投資額×地域に応じて定められる率＋新規地元雇用者数×50万円＋

県外からの移転従業員数×25万円（最高2億円）

区 分	過疎・準過疎地域	過疎・準過疎地域を除く能登地域	過疎・準過疎地域を除く加賀地域
新設の場合	20%	10%	5%
増設の場合	10%	5%	2.5%

・投資額のうち、県外からの新規立地企業が設置する、落雷防止施設及び高度な公害防止施設部分については、地域を問わず20%とする。

・新設・増設をあわせて1企業あたり5億円を限度とする。

いしかわサイエンスパーク研究所等立地促進制度

この制度は、いしかわサイエンスパーク内における研究所等の立地を積極的な優遇措置をもって促進することにより、産業の高度化を図り、もって県土の均衡ある発展と県民の福祉の向上を図ろうとするものです。

優遇措置は、研究所等の新增設を行い新規地元等雇用者数及び県外からの移転従業員数の合計が5人以上となる場合に対して適用され、補助金が交付されます。

補助金は、投資額に一定の率（7.5%～15%）を乗じたものと新規地元等雇用者数に50万円を乗じたも

の及び県外からの移転従業員数に25万円を乗じたものを加算した額です。(最高5億円)

また、この補助金は、前述の「創造的産業等立地促進制度」との重複適用が可能であり、この場合は最大20億円の補助金となります。

(1) 助成対象

対象

研究所等の新增設

要件

(ア) 新規地元等雇用者数及び県外からの移転従業員数の合計が5人以上

(イ) 投資額（リース設備を含む）が1億円以上

(2) 助成内容

補助金の算定

補助金額は、補助限度額の範囲内で算出

補助限度額

投資額×新規地元等雇用者数によって定められる率+新規地元等雇用者数×50万円+県外からの移転従業員数×25万円（新設の場合は最高5億円、増設の場合は最高2億円）

区 分	新規地元等雇用者数及び県外からの移転従業員数の合計	
	5～14人	15人以上
新 設	10%	15%
増 設	7.5%	12.5%

・新設、増設をあわせて1企業あたり5億円を限度とする。

企業立地促進融資制度

企業立地に必要な設備資金を円滑に供給することにより、県外企業の本県への立地促進を図るとともに県内産業構造の高度化に役立てるものです。

(1) 融資対象

県外からの企業の新規立地であること（特認団地については、県内企業も含む）

県が指定する用地（農工地区、工場適地、県・市町村の造成団地など）に立地するもの

10人以上の新規地元雇用増があるもの（過疎地域は5人以上）

地域経済への波及効果があるもの

(2) 融資内容

融資対象経費

工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費（投資額）

融資限度額

投資額の2/3または5億円のいずれか低い額

利率

知事が定める（平成14年10月1日現在1.5%）

融資期間

10年以内（うち、据置2年以内）

県内市町村の産業立地助成制度

市町村独自の優遇措置の概要（税を除く）

条例名	対象者の要件	内 容	
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（金沢市）	[一般製造工場] 工場適地又は市長が認める地区内 土地 3,000㎡以上 工場 1,000㎡以上 従業員 10人以上	補 助 金	土地取得費 ×0.2以内 工場建設費等× 0.05以内 限度額 2億円 (市長特認 3億円)
	[高度技術工場] 工業専用地域 工業地域、準工業地域 { 土地3,000㎡以上 } { 工場1,000㎡以上 } 又は投下固定資産 1億円以上 従業員 10人以上		土地取得費 ×0.2以内 工場建設費等× 0.05以内 又は 投下固定資産× 0.1以内 限度額 2億円 (市長特認 3億円)
	[特定事業所] ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所 { 土地3,000㎡以上 } { 建物1,000㎡以上 } 又は投下固定資産 1億円以上 従業員 10人以上		土地取得費 ×0.2以内 建物建設費× 0.05以内 又は 投下固定資産× 0.1以内 限度額 2億円 (市長特認 3億円)
	上記対象工場等における新規雇用（市民） 5人以上		新規雇用者×20万円 限度額 4,000万円
			投下固定資産総額 ×3/4以内 5億円限度
金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例（金沢市）	[高度技術工場及び地域拠点工場] 工場 1,500㎡以上 (増設は1,000㎡以上) 従業員 10人以上 [試験研究所] 建物 1,000㎡以上 従業員 5人以上	補 助 金	土地取得費×0.2以内 建物建設費等×0.1 以内 限度額 5億円
	上記対象工場等における新規雇用（市民） 10人以上		新規雇用者×50万円 限度額 1億円
七尾市における工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（七尾市）	製造、先端技術・関連ソフト産業及び試験研究関連事業 用地 2,000㎡以上 (試験研究関連施設は1,000㎡以上) 工場 700㎡以上 (試験研究関連施設は500㎡以上) 操業時従業員 新設 10人以上 (試験研究関連施設は5人以上) 増設 経費10億円以上 5人以上増員 経費10億円未満 3億円以上 3人以上増員 経費3億円未満 2人以上増員	補 助 金	用地費×0.05以内 (特定地区以外は0.04) 1億円限度 工場建設費等×0.05 以内 (特定地区以外は0.04) 1億円限度 又は便宜供与 (道路整備等)
	中小企業者 用地 1,000㎡以上 工場 300㎡以上		融 資 投下固定資産総額 ×2/3以内 2億円限度

条例名	対象者の要件	内 容	
小松市工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（小松市）	[大規模工場] 製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう）の事業に供するもの 工場適地又は市長が認める地区内 用地 5,000㎡以上 工場 1,500㎡以上 操業時新規雇用者 10人以上	補 助 金	用地費×0.2 1億円限度 (但し、用地取得後3年以内に操業することが要件) 工場建設費等×0.05 1億円限度
	[中小企業者設置工場] 製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び物流施設（物流のアセンブリ業務により新規雇用が見込まれる施設をいう）の事業に供するもの 中小企業者 工場適地又は市長が認める地区内 用地1,000㎡以上 5,000㎡未満 工場300㎡以上 1,500㎡未満 操業時常時雇用者 5人以上		用地費×0.05 1,000万円限度 (但し、用地取得後3年以内に操業することが要件) 工場建設費等×0.05 1,000万円限度
小松市中小企業立地促進資金融資制度要綱（小松市）	製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう）の事業に供するもの 中小企業者 工場適地等市長が認めたもの 製造業等 雇用効果が相当程度見込まれること	融 資	投資額×2/3以内 1億円限度
輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（輪島市）	投下固定資産総額 5,000万円以上 従業員 5人以上 又は、市長が認めたもの	補 助 金	投下固定資産総額 ×20/100～7.5/100 限度額 1億円
珠洲市における企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（珠洲市）	新設の場合 投資額3,000万円以上 従業員 5人以上 増設の場合 投資額3,000万円以上 従業員 3人以上 製造業及び情報サービス業等	補 助 金	新設 投資額×0.20 増設 投資額×0.15 限度額 1億円
			便宜 供 与 用地のあっせん等 道路、用排水路の整備

経営基盤の強化

条例名	対象者の要件	内 容	
加賀市産業振興条例 (加賀市)	[工場] 投資額 1億円以上 土地 3,000㎡以上 従業員 5人以上	補助金	工場適地、公共団地造成地 土地取得費×0.1 限度額 1億円 (ただし、用地取得後3年以内に操業開始が要件) 工事建設費等×0.05 限度額 2億円 上記以外 土地取得費×0.05 限度額 1億円 (ただし、用地取得後3年以内に操業開始が要件) 工事建設費等×0.025 限度額 2億円 土地取得費×0.1 限度額 1億円 (ただし、用地取得後3年以内に操業開始が要件) 工事建設費等×0.05 限度額 2億円 上記補助金に替え、便宜供与(道路整備等)も可能。
	[研究所及びソフトウェア業等] 投資額 1億円以上 土地 1,500㎡以上 従業員 5人以上		投下固定資産総額×2/3以内 3億円限度
加賀市産業振興資金融資制度実施要綱 (加賀市)	投資額 1億円以上 従業員 5人以上	融 資	投下固定資産総額×0.1 (限度額 2億円) 新規地元雇業者×50万円 (限度額 2,000万円)
羽咋市商工業振興条例 (羽咋市)	製造業、情報サービス業、先端技術業、流通関連業、学術若しくは開発的研究又は試験を行う事業 従業員 10人以上 (増設5人以上) 投下固定資産額 1億円以上	補助金	用地のあっせん等
		便宜供与	
松任市における工場立地の促進に関する条例 (松任市)	工場適地又は市長が認める地区内 業種 製造業、先端技術産業・関連ソフト産業及び試験研究開発施設他 用地 3,000㎡以上 工場 1,000㎡以上 操業時従業員 10人以上	補助金	用地費×0.05以内 (市長特認0.1以内) 1億円限度 (市長特認2億円限度) 工場建設費等×0.05以内 1億円限度
			融 資

条例名	対象者の要件	内 容	
寺井町産業振興奨励条例 (寺井町)	投下固定資産総額 1億円以上 若しくは寺井町企業誘致条例の対象企業又は町長が認めるもの	便宜供与	道路及び排水の整備等
		補助金	1億円を超える固定資産課税標準額の課税相当額(1年間) 寺井町企業誘致条例の対象企業の場合は、固定資産税額の50/100(3年間)
寺井町企業誘致条例 (寺井町)	工場適地への立地製造業、ソフトウェア業、流通加工を伴う物流施設、その他町長が特に認めたもの 町外からの新規進出企業 用地 10,000㎡以上 操業時従業員数 10人以上	補助金	用地1㎡当たり3,000円(限度額1億円) 用地の大きさが16,000㎡以上で町長が特に認めた場合、用地1㎡当たり3,000円~5,000円で積算(限度額2億円)
辰口町における企業立地の促進に関する条例 (辰口町)	土地取得面積 5,000㎡以上 投資額 3億円以上 常時雇用人10人以上	補助金	投下固定資産総額の5% 限度額 1億円
川北町工場、事業場設置奨励に関する条例 (川北町)	1. 新設された固定資産課税標準額が5億円以上のもの 2. 常時使用する従業員の数が30人以上のもの 3. 増設された固定資産課税標準額が3億円以上のもの 4. 上記以外で特に町長が認めるもの	奨励金	町民税及び固定資産税に相当する金額の範囲内 期間 3年間
		便宜供与	敷地の買収、道路の設置等に対し援助、あっせん
美川町における工場立地の促進に関する条例 (美川町)	工場適地内 業種 製造業その他 町長が特に認めた事業 用地 3,000㎡以上 家屋 1,000㎡以上 従業員 10人以上	補助金	用地費×5% (限度額 1億円) 新設工事費×3% (限度額 1億円)
鶴来町工場誘致条例 (鶴来町)	投下固定資産総額 3億円以上 従業員 20人以上 (増設10人以上)	補助金	投下固定資産額×5/100以内 3億円限度
鶴来町事業所立地奨励に関する条例 (鶴来町)	製造業及び卸売業 投下固定資産額 1億円以上 従業員数 鶴来町工場誘致条例との重複は不可	奨励金	固定資産税及び都市計画税に相当する金額の50/100以内 (5年間)
		補助金	投下固定資産額のうち5億円を超える額の3%以内 (限度額 1億円)
河内村工場等誘致条例 (河内村)	投下固定資産総額 1,000万円以上 従業員 10人以上	補助金	村民税及び固定資産税の合計額以内 期間 5年以内
		便宜供与	必要事項

条例名	対象者の要件	内 容	
吉野谷村工場誘致条例 (吉野谷村)	投下固定資産総額 1,000万円以上 又は従業員50人以上	奨励金	村民税及び固定資産税の合計額以内 期間 3年以内
		便宜供与	必要事項
鳥越村工場誘致条例 (鳥越村)	投下固定資産総額 5,000万円以上 従業員10人(増設は5人)以上又は村長が認めるもの	補助金	投下固定資産総額 ×0.05以内 1,000万円限度
		便宜供与	必要事項
尾口村工場誘致条例 (尾口村)	投下固定資産総額 1,000万円以上 又は従業員50人以上	補助金	村民税及び固定資産税の合計額以内 期間 3年以内
		便宜供与	必要事項
白峰村工場事業場設置奨励に関する条例 (白峰村)	投下固定資産総額 3,000万円以上又は従業員20人(増設は10人)以上もしくは村長が認めるもの	補助金	村民税及び固定資産税の合計額以内 期間 5年以内
		便宜供与	道路整備等
高松町商工業振興条例 (高松町)	町長が認める地域(工場適地等) 10人以上の雇用者 投下固定資産額 1億円以上 用地 3,000㎡以上 用地取得後、3年以内に操業	補助金	投下固定資産額5%以内 限度額 1億円
津幡町商工業の振興促進に関する条例 (津幡町)	工場適地又は町長が認める地区内 用地 町内事業者 1,000㎡以上 上記以外1,500㎡以上(工場適地の場合は要件なし) 工場 町内事業者300㎡以上 上記以外 500㎡以上(工場適地の場合は要件なし) 操業時従業員 町内事業者 5人以上 上記以外 10人以上(工場適地の場合は要件なし)	補助金	用地費×0.05以内 1億円限度(町長特認2億円) 工場建設費等×0.05以内 1億円限度 又は便宜供与(道路整備等)
七塚町企業立地の促進及び雇用拡大に関する条例 (七塚町)	投下固定資産総額 1億円以上 従業員 5人以上	補助金	工場等の設置に係る取得費×5%(限度額 5,000万円)
富来町工場設置奨励に関する条例 (富来町)	投下固定資産総額 2,000万円(増設は5,000万円)以上 従業員10人(増設は20人)以上	便宜供与	必要事項

条例名	対象者の要件	内 容	
志雄町工場事業場設置奨励に関する条例 (志雄町)	投下固定資産総額 1,000万円以上 従業員 10人以上	便宜供与	必要事項
志賀町工場設置奨励に関する条例 (志賀町)	投下固定資産総額(評価額) 1,000万円以上	補助金	固定資産税額以内 期間 3年
		便宜供与	必要事項
能登中核工業団地工場誘致条例 (志賀町)	中核団地内における投資	補助金	固定資産税額以内 期間 建物及び償却資産5年 土地 3年
志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例 (志賀町)	能登中核工業団地、堀松工場団地に立地する工場等 投資額 1億円以上 従業員 5人以上	補助金	土地取得費×0.20 (5,000万円限度) 建物・設備 新設 ……×0.20 (1億円限度) 増設 ……×0.10 (5,000万円限度)
押水町企業誘致に関する条例 (押水町)	新設 投下固定資産総額が1億円以上で、従業員数が、10人以上(町外からの立地なら20人以上) 増設 新たに取得した固定資産総額が1億円以上で、従業員の増加数が20人以上	奨励金	投下固定資産総額×0.05以内
		便宜供与	用地のあっせん等
工場設置奨励に関する条例 (田鶴浜町)	立地企業 投下固定資産総額 500万円以上又は固定資産税評価額300万円超 常時雇用従業員10人以上	奨励金	町民税及び固定資産税の合計額の範囲内 期間 3年
鳥屋町企業誘致条例 (鳥屋町)	投下固定資産総額 2億円以上 従業員20人(増設は10人)以上又は町長が認めるもの	補助金	投下固定資産総額×0.02以内 5,000万円限度
		便宜供与	用地あっせん、立地基盤の整備等
中島町企業誘致条例 (中島町)	投下固定資産総額 1億円 (増設は5,000万円)以上 新規従業員20人(増設は10人)以上	補助金	投下固定資産総額×0.2(1億円超部分は0.15) 5,000万円限度
	助成企業の指定の特例 期間 H8.4.1～ H18.3.31 投下固定資産総額 3,000万円以上 新規従業員5人以上	補助金	投下固定資産総額×0.15(1億円超部分は0.1) 5,000万円限度 2年に分けて交付
		便宜供与	用地のあっせん等

条例名	対象者の要件	内 容	
鹿島町工場誘致条例 (鹿島町)	投下固定資産総額 3億円以上 従業員10人(増設は 10人) 以上又は町長が認め るもの	補助金 償還供与	投下固定資産総額 ×0.05 5,000万円限度 2年度に分けて交付 用地のあっせん立地 基盤の整備等
鹿西町工場誘致条例 (鹿西町)	投下固定資産総額 5,000万円以上	補助金	投下固定資産総額 (5,000万円以上10 億円以下部分)× 0.03 (10億円超部分)× 0.02以内 5,000万円限度
	新增設	償還供与	用地のあっせん等
穴水町企業誘致条例 (穴水町)	投下固定資産総額 1億円 (増設は5,000万円) 以上 従業員20人 (増設は10人)以上	補助金 便宜供与	投下固定資産総額× 0.2(1億円超部分 は0.15) 5,000万円限度 用地のあっせん等
	門前町工場事業設置奨励に関する条例 (門前町)	補助金 便宜供与	固定資産税額以内 期間 5年 道路整備等
能都町における工場等立地の促進に関する条例 (能都町)	投下固定資産の償却 資産の取得費 3,000万円以上 新規常用従業員20人 以上 投下固定資産の土地 及び家屋の取得費総 額1億円以上 新規常用従業員10人 以上	補助金	の場合 町内常用従業員1人 当たり20万円を乗じ た額 の場合 投下固定資産額× 0.05 限度額 , とも 1,000万円
		便宜供与	工場用地のあっせん 公共の用に供する道 路及び排水路の整備 その他町長が必要と 認めた事項
能都町企業立地等促進資金融資制度要綱 (能都町)	立地企業	融 資	土地、建物の取得に あつては、評価額の 1/2 償却資産の取得にあ つては、評価額の1/4 限度額 5,000万円
柳田村工場事業場設置奨励に関する条例 (柳田村)	投下固定資産総額 課税標準額1,000万 円以上又は従業員10 人以上もしくは村長 が認めるもの	補助金	固定資産税額以内 期間 5年
		便宜供与	必要事項
柳田村における企業設置等の促進に関する条例 (柳田村)	1. 新設企業 村外経営者の場合 ア.投下固定資産額 5,000万円以上 イ.常時雇用従業員数 10人以上	補助金	投下固定資産額に 5/100を乗じた額に 常時雇用従業員数1 人当たり20万円を 乗じて得た額をそれ ぞれ加算した額

条例名	対象者の要件	内 容	
柳田村における企業設置等の促進に関する条例 (柳田村)	村内経営者の場合 ア.投下固定資産額 3,000万円以上	補 助 金	投下固定資産額に対 する算出額は、村外 と同じ。ただし、常 時雇用従業員に対 する算出額は5人以上 雇用した場合に適用
	2. 増設企業 村外経営者の場合 ア.投下固定資産額 3,000万円以上 イ.新規常時雇用従 業員5人以上		投下固定資産額に対 する算出額は、新設 する企業と同じ。助 成対象となる従業員 は、新たに常時雇用 従業員を雇用した場 合に適用
	村内経営者の場合 ア.投下固定資産額 2,000万円以上		投下固定資産額に対 する算出額は、村外 と同じ。ただし、常 時雇用従業員に対 する算出額は、3人 以上雇用した場合に適 用
内浦町における工場等立地の促進に関する条例 (内浦町)	投下固定資産総額 5,000万円以上 従業員20人以上 (増設は10人)以上 又は町長が認めるも の	補助金	投下固定資産総額 ×0.05(1億円超部 分は0.03) 5,000万円限度
		便宜供与	道路整備等
根上町工場立地促進に関する条例 (根上町)	工場適地又は都市計 画法による工業地域、 準工業地域、特別工 業地区等への立地 製造業、先端技術産 業、物流関連産業 用地費及び造成費を 補助対象とする場合、 用地面積1,000㎡以上 で、用地取得後3年 以内に操業すること 工事延床面積 300㎡以上 常時雇用者5人以上	補 助 金	用地費及び造成費× 20%以内(限度額 1,000万円。ただし、 投資の内容等が一定 の規模を越える場合 は限度額を5,000万 円とする。)工場建設 費及び機械 設備費×5%以内 (限度額1,000万円。 ただし、投資の内容 等が一定の規模を越 える場合は、限度額 を5,000万円とする。)

4. 中心市街地の活性化

中心市街地活性化対策

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
(平成10年法律第92号)

中心市街地活性化のための総合的対策

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律は、空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を生かしつつ、「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等と連携して推進することにより、地域の振興と秩序ある整備を図り、我が国の国民生活の向上と国民経済の発展を図ることを目的としたものです。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律のスキーム

- (ア) 国が「基本方針」を作成します。
- (イ) 市町村が基本方針に即して市街地の整備改善及び商業等の活性化を中核として関連施策を総合的に実施するための「基本計画」を作成し、国及び都道府県は助言を行います。
- (ウ) 市町村の「基本計画」に則って中小小売商業の高度化を推進する機関（TMO）を市町村が認定します。その上で民間事業者等が作成する商店街整備や中核的商業施設整備等に関する事業計画を国が認定し、支援を実施します。

中心市街地活性化コンサルティングの推進

各市町村における中心市街地活性化事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、関係8府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」のソフト面での支援機能の強化を図るため、中心市街地活性化推進室において「市町村の活性化事例に即した診断・助言、分析」や「中心市街地活性化に係る効果的、効率的な情報の収集・分析・提供」等を行います。

市町村又は第3セクター等による商業基盤施設等の整備等

商業の空洞化が深刻化している中心市街地において、商業・サービス業集積関連施設（商業施設及び商業基盤施設）の面的な整備等を推進します。

- (ア) 市町村の活性化基本構想策定に対する支援
市町村が基本計画として中心市街地の範囲、施策の基本方針等を定めるために必要な調査研究費の補助を行います。
- (イ) 市町村や第3セクター等が行う、商業活性化のための商業・サービス業集積関連施設の整備に対する支援を行います。
- (ウ) 商業等活性化による街づくりの推進（中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金）

地方公共団体や第3セクターが、総合的に商業の活性化に資する施設整備やソフト事業を行う場合に補助を行います。

- (エ) 商業集積・商業基盤施設の立地に関する税制措置を講じております。

中心市街地における創造力あふれる中小小売業の育成

中心市街地における商店街・商業集積を魅力あるものとし、創造力あふれる中小小売業者の育成を図るため、TMO等による望ましい業種構成・店舗配置等の実現に向けた取組みや経営の効率化に向けた情報化に対して、支援措置等を講じます。

- (ア) 商店街等の活性化に向けた総合的な支援
 - ㊦ 商店街活性化に向けたハード整備事業への支援（リノベーション補助金）
TMOや商店街振興組合等が策定する中心市街地活性化法の認定を受けた

計画に基づき行われる中心市街地等商店街・商業集積の活性化に資する施設の整備に対して補助を行います。

なお、14年度より、事業主体（市町村を除く）に関わらず補助率を一律1/3、補助限度額を通常一律5億円とします。

また、TMO計画に基づき第3セクター等が共同店舗等を整備する場合に当たって、集客性の高い業種・業態にホテル等の宿泊施設を加えることとし、テナントミックスに資するものに限り補助対象とします。

① 上記施設整備を行う場合の高度化無利子融資等

上記リノベーション事業の補助対象事業を行う場合については、その自己負担について更に中小企業総合事業団から無利子融資を行う等の支援を行います（一部の事業を除く）。

また、中心市街地については、平成13年度においても引き続き店舗面積が占める中小企業部分の割合が2/3（TMO、第3セクター、商工会及び商工会議所が設置する場合にあっては1/4）以上の共同店舗に融資します。

㊦ 商業基盤施設等の立地に関する税制措置

- ・国 税：特別償却、登録免許税の軽減、土地の譲渡所得の特例
- ・地方税：事業所税の軽減、特別土地保有税の非課税

㊧ 地方税の不均一課税に伴う地方公共団体の減収補填

不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を行った地方公共団体に対する地方交付税による減収分の補填措置を行います。

(イ) 空き店舗対策等商店街活性化に向けたソフト事業への支援

㊦ 商店街等活性化事業

空き店舗対策、IT対応等商店街等活性化に向けたソフト事業に対して支援します。

(a)空き店舗対策、(b)駐車対策、(c)活性化対策、(d)マネジメント対策を講じております。

① コミュニティ施設活用商店街活性化事業

商店街振興組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等が商店街の空き店舗を借り上げて、保育施設や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する場合に改装費や家賃等を補助します。

㊦ 中小商業ビジネスモデル支援事業

中小事業者が共同して行う、近年の社会的課題に対応した新たなビジネスモデルの開発を行う際の実現可能性調査及び実証実験に対して支援します。本年度は、①高齢化・環境問題型②業種・業態複合型③卸小売連携・リテールサポート型④経営革新対応型を対象とします。

(ウ) TMO活動の推進を図るための支援

㊦ TMOへの計画策定事業への補助

TMO又はTMOの機能を担おうとする中小企業関係団体が、TMO構想や中心市街地のテナント・ミックスの管理等のための具体的計画を策定するために必要な調査研究（消費者ニーズ調査、商業施設の立地動向調査、再開発計画のシミュレーション等）を支援します。

① TMO活動の支援

(a) 中心市街地活性化フォーラム事業

TMO活動の円滑な推進を図るために、市町村が行うTMOや事業者、地域住民といった中心市街地の活性化に関わる関係者を集めたフォーラムの開催や商業活性化に関わる諸活動（商店街における清掃活動・イベントの開催等）に対して支援します。

(b) TMO自立支援事業

TMOが行う駐車場経営，物産販売，テナントリーシング等中心市街地活性化に資する事業であって，TMOの経営基盤の確立に資する事業について，事業立ち上げ時の経費の一部を最長3年支援します。

㉞ TMOへのアドバイス

中小企業総合事業団において学識経験者や専門家等で構成する委員会を設置し，TMOからの要請に応じTMOの各種事業の内容や組織体制・経営基盤等について診断・評価・アドバイスを行います。

㉟ 中心市街地商業活性化推進事業

中小企業総合事業団の無利子融資と都道府県の拠出金により，各都道府県の中小企業振興公社等に中心市街地商業活性化のための基金を造成し，その運用益によってTMO等が実施する下記の事業に対して助成を行います。

なお，事業の実施に当たっては，自治省が支援する市町村単独事業との連携を図ります。

- ・コンセンサス形成事業（計画策定のための市民説明会や調査事業等）
- ・テナント・ミックス管理事業

TMOが，中心市街地における業種構成の改善を図るために，TMO計画に基づいて商店街等の空き店舗入居者の家賃の一部を補助する事業

- ・広域ソフト事業（広域スタンプ事業，広域商品券発行事業，広域マーケティング事業等）
- ・事業設計・調査・システム開発事業

㊱ タウンマネージャーの養成・派遣等

中心市街地におけるハード事業，ソフト事業，テナント管理等を一体的に行うための，戦略的な指導・助言を行うことのできる高度な専門的知識を有する街づくり専門家の養成を図ります。

また，こうした専門家を登録し，商店街等へ長期派遣し，継続的なアドバイス等を行います。

㊲ 中心市街地実態調査・普及啓発事業

TMOの活動状況（TMO事業の具体化に対するノウハウや先進取組事例等）に関する情報提供・分析を行うとともに，全国各地域においてシンポジウムを開催し，情報交換を行うことにより，中心市街地活性化についての普及啓発を図り，TMO活動の推進を支援します。

(エ) 中心市街地における開業者等に対する低利融資

（中小企業総合事業団の既存資金の活用）

中心市街地内において，中小小売業者が出店若しくは店舗の改装を行うことにより，中心市街地の活性化を図るために必要とする資金の低利融資制度（体質強化資金貸付制度）を継続します。

国の中小企業総合事業団への既存出資金を活用し，これを原資として事業団と都道府県から信用保証協会に超低利融資を貸出し，信用保証協会から市中金融機関に預託。金融機関の自己資金と併せて低利融資を実施します。

（注）複数年にわたる対応のため，平成10年度措置したものを再掲

中心市街地における都市型新事業の立地促進

中心市街地が形成する都市の機能に依拠して立地し，多様かつ高度な需要家のニーズに対応して事業を営む都市型新事業（ファッション，福祉用具，ソフトウェア等）の立地促進を支援します。

施設整備の促進

都市型新事業の立地促進に向けた低利融資

都市型新事業の立地を促進する施設整備に関する税制措置

5. 中小商業の振興

中小小売商業の振興

中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）

本法は、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業を推進し、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたものです。

中小小売商業振興法に基づく認定制度

中小小売商業者の組合や会社などは、中小小売商業振興法第4条に基づき商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理、連鎖化事業（ポランタリー・チェーン及びフランチャイズ・チェーン）又は商店街整備等支援について「高度化事業計画」を作成し、都道府県知事（電子計算機利用経営管理及び連鎖化事業については主務大臣）の認定を受けることができ、認定を受けた計画に従って行われる高度化事業に対しては、次のような補助金・金融・税制面から特別な助成が行われます。

- (ア) 商店街等の活性化に向けたハード整備事業への支援
- (イ) 中小企業総合事業団の高度化出融資
- (ウ) 信用補完制度
- (エ) 税制上の助成措置

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（特定商業集積整備法）
（平成3年法律第82号）

本法は、消費者ニーズの多様化、高度化等我が国の流通構造を取り巻く環境の変化に対応して、民間事業者の行う商業集積の整備及びこれと一体的に設置する公共施設の整備を官民一体となって推進し、中小小売商業の振興及び地域の発展に配慮しつつ、商業の健全な発展及び良好な都市環境の形成を図る望ましい商業集積の整備を促進することを目的としたものです。

商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業
産業基盤整備基金による債務保証等
日本政策投資銀行等による出融資

- (ア) NTT無利子融資（Cタイプ）
- (イ) 低利融資

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）

本法は、商店街が形成されている地域で、小売商業、サービス業、その他の事業を営む者が協同して地域の環境の整備改善事業や共同経済事業を行い、構成員の健全な発展に寄与するとともに、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

商店街振興組合活動・指導事業の実施

商店街を取り巻く環境変化に対応してその活性化を図っていくため、全国商店街振興組合連合会及び都道府県商店街振興組合連合会が行う(ア)全国商店街振興組合連合会が行う事業、(イ)都道府県商店街振興組合連合会が行う事業に対して必要な資金を補助しています。

一般対策

計画策定・人材活用支援

- (ア) 商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業
- (イ) 商業タウンマネージメント計画策定事業
- (ウ) 商店街活性化専門指導事業
 - ㊦シニアアドバイザー派遣、㊧タウンマネージャー派遣、㊨商店街事務局強化アドバイザー派遣、㊩タウンマネージャー養成研修

その他の関連対策

商店街等の活性化に向けた総合的な支援

- (ア) 商店街活性化に向けたハード整備事業への支援（リノベーション補助金）
- (イ) 高度化資金融資
- (ウ) 商店街等活性化事業

空き店舗対策，IT対応等その他の商店街等の活性化に向けたソフト事業に対して支援します。

- ① 空き店舗対策
- ② 駐車対策
- ③ 活性化対策
- ④ マネジメント対策
- (エ) コミュニティ施設活用商店街活性化事業
 - 基金造成等による各種ソフト事業支援
 - (ア) 中心市街地商業活性化推進事業
 - (イ) 商店街競争力強化推進事業
 - 経営革新，新規開業等支援
 - (ア) 中小商業ビジネスモデル支援事業

民間能力活用特定施設緊急整備費補助

民活法の認定を受けた計画に基づいて行う高度商業基盤施設の整備に必要な経費の一部を，第3セクターに対し補助します。

人材の育成

- (ア) 小売商（販売士）検定試験制度



中小企業の物流効率化

中小卸売業は、流通構造の変化に的確に対応し、その機能強化を図ることにより、流通の合理化、効率化に資するとともに、地域経済社会の活性化にも寄与していく重要な役割を担っています。

中小卸売業が期待される役割を果たすためには、自ら機能強化の戦略を明確にしつつ求められる機能の充実に努める必要があります。そのため、流通構造、流通機能の変化等の実態を把握し、今後の方向を見定めるために必要な調査研究を行うほか、共同化、組織化、情報化等を促進することとし、次のような中小卸売業対策の強化推進を図ります。

融 資

商業近代化等貸付（流通業強化資金）

厳しい流通環境の変化に直面している中小商業者の経営基盤強化のため、流通の合理化、共同化等を図るための設備取得、セルフ・サービス店及び集配センターの取得に必要な資金に加え、新たな分野への進出に必要な資金と販売促進・人材確保に必要な運転資金を対象とする低利融資を行います。

(ア)流通の合理化、共同化等を図るための設備取得又は賃貸、(イ)セルフ・サービス店の取得、(ウ)集配センターの取得、(エ)ショッピングセンターへの入居、(オ)新商品開発、(カ)販売促進、人材確保資金、(キ)新分野への進出、(ク)空き店舗への入居

貸付対象者 卸売業者、小売業者、飲食店及びサービス業者、又はこれらの者を構成員とする事業協同組合

取扱機関 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫

地域生活向上型中小流通業育成貸付

地域の消費者の文化的水準の向上等、地域の生活向上に特に資する事業を行う中小卸売業者に対し、商工組合中央金庫、民間金融機関から低利の融資を行います。

地域中小卸売業物流変化調整対策貸付（コンビニ物流貸付）

コンビニエンスストアの出店が進行している地域で物流に関する設備投資を行う最終段階の中小卸売業者に対し、商工組合中央金庫、民間金融機関から低利の融資を行います。

高度化融資

中小卸売業の高度化事業を行う中小企業者に対し、中小企業総合事業団が、都道府県とともに長期・低利の融資を行います。中小卸売業関係の高度化事業には、次のようなものがあります。

(ア)集団化事業（卸団地の建設）、(イ)共同施設（特定中小企業団体の行う事業）、(ウ)設備リース（特定中小企業団体の行う事業）、(エ)経営基盤強化（特定中小企業団体又は出資会社の行う事業）、(オ)集積区域整備事業

税 制

高度化事業に係る税制

中小卸売業者が集団化事業を実施する場合には、次の特別措置が設けられています。

(ア) 団地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

(イ) 事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳等

(ウ) 共同施設用建物の不動産取得税の軽減

(エ) 組合等が取得した不動産を組合員に譲渡する場合における不動産取得税の免除

(オ) 固定資産税の課税標準の特例

(カ) 特別土地保有税及び事業所税の非課税

物流効率化

中小企業等基盤強化税制

中小卸売業者等が機械等を取得して事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除を受けることができます。

近年、我が国の物流量が増大し、多頻度小口配送の進展にみられる物流の高度化、物流に関する労働力不足の深刻化、道路混雑の激化といった数々の新たな環境変化の波は、産業界全体に物流の効率化を迫っています。しかしながら、中小企業における物流対策はまだまだ低水準にとどまっており、このまま放置した場合には経営面での大企業との格差が一層拡大し、我が国経済の重要な担い手である中小企業の活力を損なうことになりかねません。

このような状況の下で、物流の効率化に取り組まれる中小企業者の方々を総合的に支援するために、平成4年5月に「中小企業流通業務効率化促進法」が制定され、平成4年10月から施行されています。

中小企業流通業務効率化促進法（平成4年法律第65号）

(ア) 本法の支援対象

本法の支援対象となる事業は、中小企業者が共同化の力を発揮して、物流の効率化を図るために行う事業です。すなわち、中小企業者の組織である事業協同組合等が実施する物流の効率化を図るための共同事業（流通業務効率化事業）が、本法の支援対象となります。

支援される中小企業については、その業種業態のいかんを問わず物流に携わる事業者であれば対象となり、荷主の貨物を運送する中小物流事業者、小売店に納品する中小卸売業者、親事業者に納品する下請事業者を始め、様々な中小企業者による共同事業を支援するものです。また、同業種の中小企業者の共同事業に限らず、例えば同一の納品先を有する異業種の中小製造業者や中小卸売業者の共同事業、物流に係る取引の両当事者である荷主事業者と物流事業者、納品側事業者と納品先事業者の共同事業も考えられます。

本法でいうところの「流通業務」とは、物流に係る業務のことであり、具体的には、荷受け、保管、流通加工（物資の流通過程における簡易な加工）、出荷、道路運送等の業務です。

また、「事業協同組合等」の内容は、法第2条第2項及び政令で定められており、具体的には、

- ㊦ 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- ㊧ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ㊨ 商工組合及び商工組合連合会
- ㊩ 社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）です。

(イ) 流通業務効率化事業の内容

「流通業務効率化事業」の内容は、法第2条第3項で規定されていますが、要点は、事業協同組合等又はその構成員たる中小企業者が、次の2つの事業、すなわち、

- ㊰ 流通業務を行うための施設又は設備を設置する事業
- ㊱ ㊰の施設又は設備を利用して当該構成員たる中小企業者の流通業務の全部又は一部を一体的に行う事業

を併せて実施することです。ここで、「流通業務を行うための施設又は設備」とは、流通業務を行うためのあらゆる施設又は設備であり、例えば、共同物流センターや共同倉庫、自動仕分け装置、小口分け機械等の物流機器、電子計算機、共同配送用トラック等が挙げられます。また、「当該構成員たる中小企業者の流通業務の全部又は一部を一体的に行う」とは、複数の構成員たる中小企

業者の流通業務を一括して処理することを指しています。例えば、事業協同組合等が共同物流センターに運び込まれた構成員の貨物について流通加工を行った上で、配送方面別に仕分け及び出荷をすること、また、複数の荷主たる構成員が、各自の物資について外部の運送業者に巡回集荷してもらい、一括して出荷すること等が該当します。

複数の中小企業者の流通業務を一体的に処理する事業を実施することをもって「流通業務効率化事業」の要件とし、個別の中小企業者が単独で各自の流通業務を効率的に処理しても「流通業務効率化事業」の要件には適合しないこととしたのは、単独の中小企業者では、物流の効率化への取組が容易でない点を踏まえれば、共同事業を活用しながら集団的に取り組むほうが効果的であること、流通業務効率化事業に対する政策融資等の支援措置は、極力有意義かつ効果的な事業に対して講じる必要があることなどの理由によります。

(ウ) 効率化計画の認定（手続方法）

事業協同組合等は、流通業務効率化事業についての計画である「効率化計画」を作成し、これを主務大臣に提出して、その効率化計画が適当である旨の認定を受けることができます（法第4条）。

ア 効率化計画の記載事項

効率化計画に記載すべき事項は、流通業務効率化事業が、本法の政策目的に合致した内容を具備し、その確実な遂行と本法のねらいに合致した効果が期待されるか否かについて判断するために必要かつ十分と考えられる事項であり、次の4つの事項です。

- (a) 流通業務効率化事業の目標
- (b) 流通業務効率化事業の内容
- (c) 流通業務効率化事業の実施時期
- (d) 流通業務効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

イ 効率化計画の認定に係る申請

効率化計画の認定を申請しようとする事業協同組合等は、「効率化計画認定申請書」を作成して、当該申請書1通（道路運送を一体的に行う事業を含む流通業務効率化事業に係る効率化計画にあつては、申請書1通を地方運輸局長に提出）をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出することとしています。

ロ 効率化計画の認定基準

効率化計画の申請を受けた都道府県知事及び地方運輸局長が、効率化計画が適切であるか否かを判断する基準は次のとおりです。

- (a) 流通業務効率化事業の目標、内容、実施時期が、基本指針に合致するものとなっているか否か。
- (b) 流通業務効率化事業の内容、実施時期、必要な資金の額及びその調達方法が、事業を確実に遂行するため適切なものであるか否か。
- (c) 貨物運送取扱事業法上の欠格事由に該当しないものであるか否か。

(エ) 指導・申請窓口

各都道府県の流通業務効率化事業担当課，地方運輸局等担当課

物流については多頻度小口配送の進展等により、労働力不足、交通インフラ、環境問題等制約要因が大きくなり、中小企業経営を圧迫しつつあります。そこで中小企業における物流の効率化を推進するため、「中小企業流通業務効率化促進法（以下、「中小物流法」）」に基づき、以下のような対策が講じられています。

融資等

(ア) 地域中小企業物流効率化推進事業・広域物流効率化推進事業

中小企業者によって構成される組合等が、物流機能の強化を図るために実施する共同物流システムの構築、受発注・輸配送情報ネットワークの構築等のテーマに係る調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、実験的事業運営事業に対し補助されます。

(イ) 地域中小企業物流連携支援事業

物流の共同化、グループ化を進めるために、独力でパートナーを見つけることができない中小企業者を募り、物流の効率化・高度化を目指し、具体的方策、実現の可能性等についての討議を行う事業に対し補助されます。

(ウ) 物流効率化専門指導員派遣事業

中小企業総合事業団では、中小企業の物流効率化のために専門家の派遣や講習会を実施しています。

(エ) 中小物流法に基づく中小企業総合事業団の高度化融資

中小物流法の認定計画に基づき実施する集団化事業、特定中小企業団体事業（共同施設、設備リース）、合併・出資会社事業等の高度化事業に対し、高度化資金の長期・低利の資金が融資されます。

(オ) 物流近代化資金貸付制度

中小物流法に基づく認定計画に従って事業を実施する事業協同組合等及びその構成員に対して、中小公庫及び国民公庫等より設備資金及び長期運転資金が融資されます。

(カ) 中小企業信用保険制度

流通業務効率化事業に必要な資金について、特例措置を講じて中小企業者の資金調達力を支援しています。

税制措置

(ア) 商業施設等の特別償却制度

事業協同組合、商工組合等が中小物流法の認定計画に基づき共同物流センター等の流通業務効率化施設（建物、付属設備）を取得し、事業の用に供した場合、初年度に取得価格の8%を乗じた額の特別償却が認められます。

(イ) 流通業務効率化事業に係る特別土地保有税の特例制度

事業協同組合、商工組合等が中小物流法の認定計画に基づき実施する共同物流センターの設置等の流通業務効率化事業の用に供する土地に係る特別土地保有税が非課税となります。

6. 労働対策

労働力確保

中小企業労働力確保法に基づく支援措置により労働力の確保に積極的に取り組む中小企業を支援するとともに、ベンチャー企業や新分野進出等を目指す中小企業が行う人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援していきます。

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（中小企業労働力確保法）（平成3年法律第57号）の概要

中小企業労働力確保法とは、労働力の確保のために中小企業が行う労働時間の短縮、職場環境の改善や福利厚生制度の充実など雇用管理の改善の取組を促進するための法律で、平成3年に制定されました（経済産業省と厚生労働省の共管）。この法律に基づき労働時間の短縮や職場環境の改善等の取組を促進するための補助金、助成金、低利融資、税負担の軽減措置などの様々な支援措置が設けられています。

その後、平成7年11月に本法律は一部改正され、経営管理者等の高度な人材の確保・育成を行う中小企業者の活動を支援するための措置が拡充されました。

また、平成10年12月の本法律の一部改正では、新分野進出等（創業又は異業種進出）を目指す個別中小企業者に対する人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援するための措置がさらに拡充されました。

改善計画

中小企業労働力確保法に基づく各種支援施策を利用するためには、職場としての魅力を向上し、労働力を確保するために、(ア)労働時間の短縮、(イ)職場環境の改善、(ウ)福利厚生の充実、(エ)募集・採用の改善、(オ)教育訓練の充実、(カ)その他の雇用管理の改善を、今後どのように実施していくかについての計画（改善計画）を作成する必要があります。

改善計画の作成主体

改善計画を作成することができるのは、事業協同組合等及び個別の中小企業者となっています。

改善計画の認定

(ア)組合等にあつては、構成中小企業者の労働力の確保を図るための改善計画を、(イ)個別の中小企業者にあつては、経営管理者等の高度な人材の確保を図るための改善計画又は新分野進出等（創業又は異業種進出）に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するための改善計画を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、当該改善計画について適当である旨の認定を受けると以下の支援施策が受けられます。

なお、平成14年1月から、「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」（以下「雇用対策臨時特例法」という。）による中小企業労働力確保法の特例として、中小企業が経営革新に伴い中高年齢者を含む労働者の雇入れを行った場合に助成措置の対象とする等の措置を講じています（平成17年3月までの措置）。

認定の手續

認定の手續きについては、都道府県担当窓口に変更計画認定申請書を提出して知事の認定を受けることになっています。

対象者 { A : 認定組合等 (「改善計画」の認定を受けた事業協同組合等)
B : 構成中小企業者 (認定組合等の構成中小企業者)
C : 認定中小企業者 (「改善計画」の認定を受けた個別中小企業者)

補助金、助成金等

中小企業労働力確保推進事業に係る補助金 (中小企業経営革新支援対策費補助金のうち) (対象者: A, C)

《認定組合等》

認定組合等が改善計画に従って構成中小企業者の雇用管理の改善を図るために行う以下の事業について必要な経費について都道府県が補助します。

(ア) 改善計画の円滑な実施のために具体的にどのような点を改善すればよいかを、個々の企業の経営実態等を経営コンサルタント等による調査、診断を行い、組合員の経営実態に即した具体的なアクションプログラム (例えば、個別企業ごとの工程管理の改善の具体策、導入すべき省力化機器の具体的機種及びその導入方法等、工場設備の具体的な改善方法等) を策定し、経営者、従業員等に対してその普及を図る事業。

(イ) 労働時間の短縮、職場環境の改善のために行う要素技術の開発及び機器、システムの開発事業並びに開発した技術等に対応するための従業員の研修事業
《認定中小企業者》

認定中小企業者が改善計画に従って実施する以下の事業について、必要な経費の一部を都道府県が補助します。

(ア) 高度な人材の確保・育成を図るため又は良好な雇用の機会の創出に資するための専門コンサルタント等による経営状況、作業工程等の分析、指導事業

(イ) 改善事業の取組状況を企業、研究・教育機関等にPRする事業

中小企業人材確保推進事業助成金 (対象者: A) **厚生労働省**

認定組合等が、認定計画に基づいて実施する以下の事業について、3年間にわたり雇用・能力開発機構都道府県センターが助成金を支給します。ただし、(ア)の事業を必ず実施し、併せて(イ)及び(ウ)の事業のうち少なくとも1つについても必ず実施することが必要です。

(ア) 年次計画策定・調査事業 — 雇用管理実態調査等

(イ) 雇用環境改善事業 ———— 女性・高齢者が働きやすい職場づくり、能力開発等

(ウ) 採用活動改善事業 ———— 共同企業ガイドブックの作成、共同会社説明会

(エ) 新技術活用普及事業 ———— 新技術検討会、研究機関見学会

(オ) 退職金制度整備充実事業 — 中小企業退職金共済制度加入促進セミナーの開催等

(カ) 職場安定事業 ———— 職業相談室の運営等

(キ) 事業定着調査事業 ———— 雇用管理実態調査、職場環境実態調査等

(ク) モデル事業普及活動事業 — モデル事業所見学会等

(ケ) 人材確保推進員の設置 — (ア)から(ク)までの事業の推進

中小企業基盤人材確保助成金 (対象者: C) **厚生労働省**

新分野進出等 (創業、異業種進出) 又は経営革新に伴って、中小企業の経営基盤の強化に資する労働者 (基盤人材) を雇用保険の一般被保険者 (短時間労働被保険者<いわゆるパートタイマー>を除く。以下同じ。) として雇い入れた事業主に対して、雇い入れた基盤人材の賃金の一部を雇用・能力開発機構都道府県センターが支給します。

中小企業雇用創出等能力開発助成金 (対象者: B, C) **厚生労働省**

高度な職業能力、又は新分野進出等 (創業、異業種進出) 若しくは経営革新に必要な職業能力の開発及び向上のため、事業所内外での教育訓練 (事業所内にお

いて集合して行うもの、公共職業能力開発施設等の事業所外の施設等に委託して行うもの、職業能力開発休暇の付与など）を行う事業主に対して、その費用の一部を雇用・能力開発機構都道府県センターが助成します。なお、雇入れ前の労働者に対する能力開発も助成の対象となります。ただし、高度な職業能力の開発及び向上のためのものは改善計画に基づく訓練開始後3年間、新分野進出等若しくは経営革新に必要な職業能力の開発及び向上のためのものは改善計画に基づく訓練開始後5年間（認定中小企業者のみ）が支給対象期間となります。

中小企業雇用管理改善助成金（対象者：B，C）厚生労働省

労働者の職場への定着を図るための職業相談室の設置・整備又は職業相談者の受入れ（出向，委嘱，雇入れ等）を行い，あわせて労働者を雇い入れた事業主に対して，設置・整備に要した費用の一部又は職業相談者の受入れに要した費用（賃金等）の一部を雇用・能力開発機構都道府県センターが支給します。

融資制度

中小企業事業展開支援資金（対象者：A，B，C）

人材の確保に努め，積極的な事業展開を行おうとする中小企業の対応を支援し，中小企業の企業体質の強化を図るとともに，雇用の受け皿として中小企業の機能の向上を図ることを目的とした融資制度であり，認定組合やその構成員又は認定を受けた個別中小企業者が雇用管理の改善を図るために必要な設備投資等の導入を図る場合に設備の取得に必要となる設備資金や運転資金について融資します。

高度化融資制度（対象者：A）

高度化融資制度（高度化資金貸付）は，中小企業構造の高度化を促進することを目的とした融資制度であり，中小企業総合事業団と都道府県が連携をとって，中小企業構造の高度化に役立つ事業を行う事業協同組合等を対象として，その事業に必要な施設の設置に係る経費を長期・低利で融資するものです。

認定組合等が，労働力不足に対応するための省力化設備又は職場環境改善設備を一括購入し，組合員に対し買取予約付きでリースする事業や，共同労務管理施設を設置し，これを組合員の共同利用に供する事業に対し，融資します。

上記のうち労働力確保法の認定計画に基づき共同利用施設を設置する事業であって，研修施設，従業員共同宿舎，食堂又は託児施設を設置する事業に対しては，融資条件が優遇されます。

その他

中小企業信用保険法の特例（対象者：A，B，C）

改善事業を行うための資金を「信用保証協会」の保証を活用して民間金融機関から借りようとする場合，中小企業信用保険について次の特例措置があります。その結果として，その資金を民間金融機関から借り入れやすくなります。

申込窓口：信用保証協会の信用保証を取り扱う金融機関

中小企業投資育成株式会社法の特例（対象者：B，C）

中小企業投資育成株式会社法は，中小企業者が発行する「株式等」を引き受けることにより，その中小企業がいずれ株式上場できるようになるまで育成することを目的とした「中小企業投資育成株式会社」について定めている法律です。

認定組合等の構成中小企業者，認定中小企業者は，改善事業を行うための資金を「株式等」の発行によって調達する場合，通常は対象外である資本金3億円超の中小企業であっても，特例的に「中小企業投資育成株式会社」による引受けの対象となります。

申込窓口：東京，大阪，名古屋の中小企業投資育成株式会社，中小企業金融公庫の取次窓口

委託募集の特例（対象労働者：A，C）

委託募集とは，事業主が第三者に委託して労働者の募集を行わせることであり，

職業安定法で原則的には禁止され、厚生労働大臣の許可を受けて行うことができます。

しかし、認定組合等が構成中小企業者からの委託を受けて募集活動を行うときは、厚生労働大臣への「届出」により当該募集活動に従事することができます。

なお、雇用対策臨時特例法の施行期間については、事業協同組合等の構成員である認定中小企業者が、同一の事業協同組合等の構成員である他の認定中小企業者からの委託を受けて中高年齢者の募集を行う場合も厚生労働大臣への「届出」により委託募集に従事することができます。

申込窓口：公共職業安定所

移転就職者用宿舎の入居者範囲の拡大（対象者：B）

通常勤務することができる地域以外の地域から、委託募集に応じて認定組合等の構成中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認める者は、移転就業者の利用に支障がない限り雇用・能力開発機構から一般労働者よりも優先的に移転就職者用宿舎を借用することができます。

申込窓口：雇用・能力開発機構都道府県センター

雇用安定・職業能力開発等

雇用の安定・促進

中小企業の雇用管理の改善等

中小企業が労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実、その他の雇用管理の改善を行い、魅力ある職場となるための取組みを行う場合、中小企業労働力確保法に基づき、中小企業者の雇用管理の改善に係る(ア)から(カ)の施策を講じています。

(ア)中小企業人材確保推進事業助成金、(イ)中小企業雇用管理改善助成金、(ウ)中小企業基盤人材確保助成金、(エ)中小企業雇用創出等能力開発助成金、(オ)委託募集の特例、(カ)受給資格者創業支援助成金

建設労働者の雇用改善

建設業には、受注生産、個別生産、屋外生産、移動生産、総合生産といった建設生産の特性と、重層的下請構造及び中小零細企業の割合の高さという我が国建設業の特徴を背景として、不明確な雇用関係、臨時・日雇労働者への依存、労働災害の多発、労働条件・労働福祉の立ち遅れ、適切な職業能力開発の機会の不足等の問題点が存在しています。このため、第6次建設雇用改善計画（計画期間：平成13～17年度）に基づき、

(ア) 建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」（昭和51年法律第33号。以下「建設雇用改善法」という。）等に基づき、建設労働者の雇用の一層の近代化を進め、魅力ある労働環境づくりを図ること。

(イ) 建設労働を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業主等が行う職業能力開発を引き続き促進する中で、建設労働者一人一人に着目した能力開発を推進しながら、建設労働者自らがその能力の開発を行えるようにし、その職業能力を高めること。

(ウ) 今後の労働力需給構造の変化を見通しながら、若年者の建設業への入職促進及び定着を図るとともに、高年齢者や女性が活躍できるような労働環境の整備を図ること。

を重点事項と位置付け、各種の施策を推進しています。

高齢者、障害者等の雇用促進

(ア) 高齢者の雇用就業対策

急速に高齢化が進展する中、我が国経済社会の活力を維持していくためには、

将来にわたって年齢にかかわらず働き続ける社会を実現していくことが極めて重要な課題となっています。

このため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齡法」という）に基づき、総合的な高年齢者の雇用就業対策を積極的に推進しています。

- ㊦ 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保
 - (a) 公共職業安定所による事業主への指導及び相談・援助
 - (b) 高年齢者雇用開発協会による相談援助等の実施
 - (c) 高年齢者雇用関係助成金
- ㊧ 中高年齢者の再雇用の援助・促進
 - (a) 需給調整機能の強化、(b) 事業主による再就職援助の促進
- ㊨ 高年齢者の社会参加の促進
 - (a) 高年齢者の共同就業機会創出支援事業、(b) シニアワークプログラムの実施、(c) 退職準備援助、(d) 臨時的・短期的な就業機会の提供、(e) 高年齢期雇用就業支援センター、コーナー
- (イ) 障害者の雇用就業対策

障害者の働く場を広げるため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の雇用の促進及び安定のための施策を講じています。知的障害者・精神障害者等、重度障害者に重点を置き、障害の特性に応じたきめ細かな対策を推進するとともに、雇用部門と福祉部門の連携、多様な雇用・勤務形態を視野に入れた雇用施策の充実を図っています。

 - ㊦ 障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度による雇用の促進、㊧ 職業リハビリテーションの推進、㊨ 障害者に対する援助、㊩ 事業主に対する援助経済変動に対応する雇用対策等
 - (ア) 厳しい雇用失業情勢に対応した雇用対策、(イ) 地域雇用対策、(ウ) 雇用保険制度、(エ) その他の雇用対策

人 材 育 成

技術革新の進展、産業・就業構造の変化の中で、これらの経済社会の変化に即応して労働者の職業能力を開発・向上することが重要になってはいますが、中小企業事業主等に対して次のような施策を行っています。

事業主等の行う職業能力開発

- (ア) 認定職業訓練に対する援助
 - ㊦ 認定職業訓練の実施に必要な経費（運営費）の補助
 - ㊧ 市町村が、共同して職業訓練を行う団体に使用される職業訓練施設を設置する場合又は職業訓練法人（中小企業の事業主団体）が職業訓練施設を設置する場合の経費（施設費）の補助
 - ㊨ 市町村又は中小企業の事業主団体が、職業訓練に必要な機械器具等を購入する場合の経費（設備費）の補助
 - ㊩ 広域団体認定訓練助成金 中小企業の事業主団体が3都道府県以上の労働者を対象として広域的な認定職業訓練を実施する場合に、その運営に要する費用の一部について広域団体認定訓練助成金を支給しています。
- (イ) キャリア形成促進助成金の支給内容として《訓練給付金》、《職業能力開発休暇給付金》、《長期教育訓練休暇制度導入奨励金》、《職業能力評価推進給付金》、《キャリア・コンサルティング推進給付金》があります。
- (ウ) 中小企業人材育成事業助成金
- (エ) 《中小企業雇用創出等能力開発助成金》
- (オ) 《地域人材高度化能力開発助成金》
- (カ) 中小企業等の行う職業訓練に対するその他の援助、助成
- (キ) 地域人材育成総合プロジェクト事業

公共職業訓練

国及び都道府県は、中小企業労働者、離転職者、学卒者、障害者等の職業能力の開発、向上を図るため、公共職業能力開発施設を設置してこれらの者の職業訓練等を行っています。

公共職業能力開発施設には、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の5種類があり、学卒者、離転職者等に対して職業訓練を行うほか、事業主等に対して職業訓練の実施に関する助言、指導、指導員の派遣その他の援助を行っています。

公共職業能力開発施設は、現在全国に295設置されており、平成15年度においては合計約49万9,000人を対象に職業訓練を実施することとしています。これら公共職業能力開発施設においては、技術革新の進展や高齢化、サービス経済化等の環境変化に対応して、IT関連の職業訓練や中高年齢者等に適した職種の訓練を拡充するなど、企業や労働者のニーズに合った訓練の実施に努めるとともに、企業や労働者に対し、職業能力開発に関する情報提供、相談援助等を行っています。

勤労意欲の向上

中小企業優秀従業員海外研修制度

中小企業従業員の能力開発、士気の高揚を図るため、従来より中小企業従業員の中から優秀従業員を業種単位に選考し、当該業種に關係の深い諸国（欧米）へ派遣していますが、平成12年度も前年度に引き続き次により実施することとしています。

《問い合わせ先》 全国中小企業団体中央会 ☎03-3582-3311

新規開業支援貸付制度

中小企業で働く従業員等の新規開業を支援するため、「新規開業支援貸付制度」を国民生活金融公庫の行う特別貸付制度として設けています。この制度は、従業員等が新規開業する際に必要な資金を、有利な条件で貸し付ける制度です。

《問い合わせ先》 国民生活金融公庫本・支店

労働福祉

労働時間短縮対策及び安全と健康確保対策

労働時間短縮対策

労働時間の短縮は、豊かでゆとりある勤労者生活を実現する上での重要な課題の一つとなっています。

ア) 労働時間短縮のための助成金制度

フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度や長期休暇の導入に取り組む中小企業事業主向けに、以下の助成金制度を実施しています。

- ㊦中小企業長期休暇制度モデル企業助成金、㊧長期休暇制度基盤整備助成金、㊨労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金

労働災害防止対策

ア)小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業、イ)中小規模事業場健康づくり事業、ウ)地域産業保健センター、エ)小規模事業場産業保健活動支援促進事業、オ)特例メリット制、カ)労働災害防止特別安全衛生診断事業、キ)シニア・セーフティ・リーダー制度、ク)専門工事業者安全管理活動等促進事業、ケ)木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業、コ)中小総合工事業者指導力向上事業、ク)中小企業に対する巡回特殊健康診断

その他の対策

ア) 労災保険制度

この制度は、政府が管掌しており、業務上の事由又は通勤による労働者の負

傷、疾病、障害、死亡等に対し、迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行い、併せて、被災労働者の社会復帰の促進を図ること等を内容とする労働福祉事業を実施するものです。この制度は、農業、林業、水産業のうち一部の事業を除くすべての事業が強制的に適用事業とされています。

また、一定の中小事業主及びその家族従事者等については、特別加入制度が設けられています。

平成13年3月末現在の適用事業場数は、約269万事業場（適用労働者数約4,858万人）です。

(イ) 賃金の支払の確保等対策の推進

㊦ 「賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）」により、事業主の賃金支払等について次のとおり規制がなされています。

(a) 社内預金を受け入れている事業主は、受入預金額の全額について金融機関による保証や質権の設定等による保全措置を講じなければなりません。

(b) 退職手当制度を設けている事業主は、中小企業退職金共済制度、適格退職年金制度を採用している場合等を除き、退職手当の支払に充てるべき額のうち一定の額について保全措置を講ずるよう努めなければなりません。

(c) 退職労働者に対する賃金（退職手当を除く）の支払を遅らせたときは、年14.6%（日歩4銭）の遅延利息を支払わなければなりません。

㊧ 未払賃金の立替払事業は、企業倒産により事業主に支払能力がない場合、退職した労働者の未払い賃金のうち一定の範囲のものを国が事業主に代わって立替え払をする事業です。

(a) 立替払の要件

破産の宣告を受ける等法律上の倒産事由に該当した企業（中小企業にあっては、事実上の倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定があった場合を含む）を一定の期間内に退職した労働者の退職前6カ月以内の期間における定期給与及び退職手当の一部又は全部が未払となっていること。

(b) 立替払の額

未払となっている賃金の80%。ただし、一定額（平成14年度にあっては、退職労働者の退職時の年齢に応じて、30歳未満119万円（70万円）、30歳以上45歳未満220万円（130万円）、45歳以上370万円（170万円））の80%を限度とし、未払となっている金額が2万円に満たないときは対象となりません。

(c) 請求手続

退職労働者が、未払賃金等について、裁判所若しくは破産管財人等の証明又は労働基準監督署長の確認を得た上、労働福祉事業団に立替払を請求します。

㊨ なお、「労働基準法（昭和22年法律第49号）」により、労働者を採用するときは、賃金の額、支払期日等を明示した書面を交付しなければなりません。

(ウ) 最低賃金制

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。最低賃金は、公労使三者構成の最低賃金審議会の意見を尊重して決定することとされており、すべての都道府県に地域別最低賃金（47件、適用労働者数4,680万人）と産業別最低賃金（合計249件、適用労働者数403万人、その他中央決定分1件があります）が決定されています。

平成14年度末現在、地域別最低賃金の日額は、全国平均（加重平均）で時間額664円となっており、産業別最低賃金は同じく時間額756円となっていま

す。

(エ) 賃金・退職金制度の整備・改善に関する相談・援助

都道府県労働局では、賃金・退職金制度をめぐる諸問題に対する企業の自主的な検討を促す場として、労働者数がおおむね100人以上の地元企業を会員とする「賃金問題研究会」を設置するなど、賃金・退職金制度の整備改善の気運を醸成するとともに、賃金相談室を都道府県労働局等に52カ所設置し、賃金・退職金制度について造詣のある学識経験者等を賃金相談員に委嘱して、個々の企業で生じている賃金・退職金制度上の具体的問題について、労使に対してそれらの整備・改善のための相談・援助を行っています。

さらに、中小企業等に対し、賃金・退職金制度を整備する必要性やそのための具体的方策等につき集団的な相談・援助を行うことを目的として、「賃金・退職金セミナー」を実施しています。

(オ) 新規起業事業場の労働条件サポート事業

新規起業事業場に対し、早期の段階において専門家による労働条件制度に関する指導、援助等を実施することにより、新規起業事業場の実情に応じた、適正な労働条件制度を整備するための支援を(社)全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という)に委託して実施しています。

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- (ア) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策
- (イ) 女性労働者が能力発揮しやすい環境整備の促進
- (ウ) 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための取組
- (エ) 母性健康管理について

職業生活と家庭生活との両立支援対策の総合的・体系的推進

- (ア) 仕事と家庭との両立のための制度の一層の定着促進
- (イ) 育児休業、介護休業を取りやすく職場復帰しやすい環境の整備
- (ウ) 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

パートタイム労働対策の推進

- (ア) (財)21世紀職業財団における雇用管理改善等援助事業の実施
- (イ) パートタイム労働に係る労働力需給調整機能の強化
- (ウ) パートタイム労働者の労働条件対策の推進
- (エ) 通常の労働者との均衡を考慮したパートタイム労働者の雇用管理に関する情報提供等のパートタイム労働対策を総合的に推進することとしています。

勤労者財産形成促進制度

この制度は、勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者が退職後の生活の安定、住宅の取得、その他の資産形成を目的として貯蓄を行い、事業主及び国がそれを援助する(事業主：給与天引きの実施、給付金等による貯蓄援助、国：貯蓄の非課税、住宅融資に対する利子補給等)制度です。

中小企業退職金共済制度

この制度は、中小企業で働く従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業者(常用労働者数300人 卸売・サービス業は100人、小売業は50人 以下又は資本金等が3億円 卸売業は1億円、サービス・小売業は5,000万円 以下の事業主)について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられているもので、その概要は次のとおりです。

- (ア) 一般の中小企業退職金共済制度
- (イ) 特定業種退職金共済制度

多様な個性や能力を発揮し、少子・高齢社会を支える基盤づくり

勤労者福祉対策

中小企業勤労者総合福祉推進事業（中小企業勤労者福祉サービスセンター事業）
昭和63年度より，市区町村を単位に設立された，中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行う「中小企業勤労者福祉サービスセンター」に対して，市区町村を通じて管理運営費等の助成措置を講じています。

《問い合わせ先》

厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課勤労者福祉事業室

☎03-3502-1779（直通）

勤労青少年福祉対策

勤労青少年福祉対策は，「勤労青少年ホーム」（以下，「ホーム」という）を中心として行っています。

ホームには，講習室や軽運動室，音楽室等の施設が備えられており，各種教養講座，ボランティア講座，クラブ活動，専門の職員による生活相談や職業に関する相談，指導等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行っています。

なお，ホームは，全国に510カ所設置されています。

また，ホームにおける事業以外にも，勤労青少年指導者の養成や勤労青少年の国際交流の促進などの施策を行っています。

《問い合わせ先》 厚生労働省職業能力開発局勤労青少年室

☎03-3502-6901（直通）

勤労者リフレッシュ対策

リフレッシュ休暇制度（職業生涯の節目節目に一定期間職務を離れ，心身のリフレッシュを図る連続休暇制度）の普及促進を中心とする勤労者のリフレッシュ対策を推進するため，引き続きパンフレット等による普及促進を図ることとしています。

中小企業福祉事業

中小企業と大企業との間の労働者福祉の格差を縮小し，中小企業を労働者にとって魅力ある職場としていくことが，社会経済環境の変化の中で重要な課題となっています。このため，厚生労働省では都道府県等を通じて，中小企業における労働者の福祉の向上等を図るため次の事業を行っています。

(ア)労働相談業務，(イ)講習会の開催，(ウ)労使関係者会議の開催，(エ)「中小企業活力ある職場づくり」推進期間地方大会の実施に対する補助，(オ)都道府県が中小企業を対象として行うゆとり推進のための各種事業に対する補助，(カ)中小企業労務管理改善のための指導事業，(キ)情報提供体制の整備

勤労者のボランティア活動への参加促進

勤労者が仕事を離れて，ボランティア活動など自ら関心のある分野の社会活動に参加することは，在職中の勤労者生活の視野を広げ，退職後の生きがい対策にもつながります。地域社会での人と人とのネットワークの形成を通じて新たなアイデンティティの形成にも資するものです。勤労者マルチライフ支援事業は，退職者を含む勤労者のボランティア活動への参加を推進することを目的としています。

勤労者マルチライフ支援事業では，経営者団体及びNPO・ボランティア支援団体を中心として関係者間の連携体制を整備しつつ，勤労者のボランティア活動への参加意欲を喚起し，活動に参加するためのきっかけをつくり，実際の活動に結びつけるシステムの構築を目指します。

(1) 雇用均等室の主な仕事

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の施行、パートタイム労働法の周知などを行っています。
女性労働者や企業の方々からの相談に応じるとともに、必要に応じて企業に対する行政指導を行った
り、職場での男女労働者の均等取扱いに関する個別紛争の解決援助を行っています。

(2) 男女雇用機会均等法のポイント

当室では、男女雇用機会均等法の趣旨・内容を事業主、女性労働者、社会一般に周知し、企業にお
ける女性労働者の雇用管理の改善を促すとともに、相談体制を整え、職場における男女の均等取扱いを推
進しています。

【男女雇用機会均等法のポイント】

1. 雇用管理の全ステージにおける女性に対する差別の禁止
 - ・募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇について、女性に対す
る差別を禁止
2. 女性のみ・女性優遇に関する特例
 - ・女性のみを対象とした取扱いや女性を優遇する取扱いについて、原則として禁止することとする
一方、雇用の場で男女労働者間に生じている事実上の格差を解消することを目的として行う措置
は違法ではない旨を規定
3. 女性労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置
 - 企業内における苦情の自主的解決
 - 都道府県労働局長による紛争解決の援助
 - 機会均等調停会議による調停
 - ・調停は、紛争の当事者の一方又は双方からの申請により開始
 - ・都道府県労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益な取扱いの禁止
4. ポジティブ・アクションに対する国の援助
 - 男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組（ポジティブ・アク
ション）を講ずる事業主に対し、国は相談その他の援助を実施
5. 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置
 - セクシュアルハラスメントの防止
 - ・職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義
務づけ
 - 女性労働者の母性健康管理に関する措置
 - ・妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保、当
該指導又は診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講ずるこ
とを事業主に義務づけ
 - 派遣先に対するセクシュアルハラスメント防止の配慮義務及び母性健康管理の措置義務に関する
規定の適用
 - 深夜業に従事する女性労働者に対する措置
 - ・深夜業に従事する女性労働者の通勤及び業務の遂行の際における防犯面からの安全確保が必要
6. 法施行のために必要がある場合の行政指導
 - 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告
 - ・法律の施行に関し必要がある場合は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による報告の徴収並
びに助言、指導及び勧告を実施

企業名の公表

・厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣が企業名を公表

(3) 育児・介護休業法のポイントと助成金等

育児・介護休業法では、育児休業・介護休業制度をはじめ、育児や家族の介護のための勤務時間短縮等の措置、育児や介護を行う労働者の深夜業を制限する制度及び育児や介護を行う労働者の時間外労働を制限する制度があります。

当室では、事業主、労働者をはじめ関係者に対し、説明会、個別相談等を行い、育児休業、介護休業その他仕事と育児・介護との両立を容易にする措置の円滑な導入・定着を促しています。

【育児・介護休業法のポイント】

1. 育児休業

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業することができます。

2. 介護休業

労働者は、その事業主に申し出ることにより、連続する3ヶ月の期間を限度として、常時介護を要する対象家族（配偶者、父母、及び子 これらの者に準ずる者を含む、配偶者の父母）1人につき1回の介護休業をすることができます。

3. 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子の養育や対象家庭の介護を行う一定範囲の労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をさせてはいけません。

4. 深夜業の制限事業

事業主は、小学校入学までの子の養育や対象家庭の介護を行う一定範囲の労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時）に労働させてはなりません。

5. 勤務時間短縮等の措置

事業主は、1歳に満たない子の養育や家族の介護を行う労働者について勤務時間短縮等の措置を、1歳から3歳に達するまでの子を養育する労働者について育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間短縮等の措置を講じなければなりません。

育児休業や介護休業を取得した労働者には、給与の40%を国から交付する制度（育児休業給付、介護休業給付）があります。（詳しくは、公共職業安定所 ハローワーク にお問い合わせ下さい）。

事業主が保険者（社会保険事務所又は健康保険組合）に申出をした場合は、育児休業期間中の社会保険（健康保険、厚生年金保険）の本人及び事業主負担分の保険料が免除されます（詳しくは、社会保険事務所にお問い合わせ下さい）。

また、事業主に対しても、下記の通り各種奨励金・助成金制度があります（詳しくは、財21世紀職業財団石川事務所 076 - 234 - 2040 にお問い合わせ下さい）。

種 類	支 給 対 象 者	支 給 額
育児両立支援奨励金	小学校就学前の子を養育する労働者のために次のいずれかの制度を新たに就業規則等に規定し、3歳以上の子を養育する労働者に利用させた事業主（育児休業に準ずる制度 短時間勤務制度 フレックスタイム制度 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度 所定外労働をさせない制度）	1事業主当たり40万円（1事業主1回限り）
看護休暇制度導入奨励金	小学校就学前の子を養育する労働者が、子の看護のために年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度（年間5日以上）を新たに就業規則等に規定し、労働者に利用させた事業主	1事業主当たり40万円（1事業主1回限り）
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	育児・介護休業をした労働者がスムーズに職場復帰できるよう「職場復帰プログラム」を計画的に実施した事業主・事業主団体	支給限度額（対象者1人当たり） 21万円
育児・介護費用助成金	労働者が就労のため利用する育児・介護サービス費用の全部又は一部について補助等を行った事業主	補助した費用の2/3【限度額：年間360万円、1人当たり30万円】労働者の育児・介護サービス利用料を援助する制度を新たに設け最初の利用者が生じた場合上記に加え40万円
事業所内託児施設助成金	・一定の要件を充たす事業所内託児施設を設置、運営又は増築した事業主・事業主団体	要した費用の1/2【限度額：新設費2,300万円・増設費1,150万円・運営費（通常型6,996千円、時間延長型9,516千円、深夜延長型10,146千円、体長不調児対応型165万円＋上記それぞれの限度額）】
	・施設の保育遊具等を購入した事業主・事業主団体	自己負担金10万円を控除した額【限度額：40万円】
育児休業代替要員確保等助成金	育児休業取得者が原則として原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年4月1日以降規定 最初の対象者が生じた場合、50万円 上記対象者が生じた翌日以降3年間、対象者が生じた場合、1人当たり15万円 ・平成12年3月31日迄に規定 平成12年4月1日以降対象者が生じた場合15万円、及びその日の翌日以降3年間、1人当たり15万円（年間20人迄）
育児休業取得促進奨励金	男女労働者の育児休業の取得促進の取組に対して事前の届出を行い、基本方針を策定し、これに基づき育児休業を取得しやすい環境づくりを促進するための両立支援対策を計画的に実施し、男女双方に休業取得者が生じた場合の事業主	1事業主当たり70万円（1事業主1回限り）

注) 金額は中小企業の場合です。

(4) パートタイム労働法等のポイントと助成金

パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的として、パートタイム労働法が定められ、同法に基づき事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善のための措置に関する指針（パートタイム労働指針）が定められています。

【パートタイム労働法及び指針のポイント】

パートタイム労働者にも、一般の労働者と同様に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令が適用されます。特に法及び指針では以下のことを定めています。

1. パートタイム労働者を雇い入れるときは、雇用通知書を交付することが必要です。
(雇用通知書に明示すべき事項)
労働契約の期間
就業の場所・従事する業務の内容
始・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換
賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の締切り、支払いの時期
退職
2. パートタイム労働者にも、労働基準法の定めるところにより所定労働日数に応じた年次有給休暇を与えなければなりません。
3. パートタイム労働者にも、労働基準法等の定めるところにより、解雇予告、退職時の証明書の交付、健康診断の実施が必要です。
4. 妊娠中・出産後のパートタイム労働者には、産前産後休業の付与、通院時間の確保等の特別な措置が必要です。
5. パートタイム労働者にも、育児休業・介護休業法が適用されます。

また、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に積極的に取り組む中小企業事業主、事業主団体に対し、下記助成金制度により助成金が支給されます。

種 類	支 給 対 象 者	支 給 額								
中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金 (モデル事業主助成金)	a. 都道府県労働局長(以下「局長」と省略。)の指定を受けていること。 b. パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、当該改善計画について、局長の認定を受けていること。	・改善計画作成経費 中規模事業主(30人以上) 15万円 小規模事業主(29人以下) 20万円 ・改善計画に基づく雇用管理改善実施経費 下記の一覧表の～の措置に応じて当該措置を実施したパートタイム労働者1人につき、それぞれに定める額(経費負担額)。 の措置については、当該措置を実施した事業主ごとに、それぞれに定める額								
事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金 (事業主団体助成金)	a. 局長の指定を受けた団体であって、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、当該計画について局長の認定を受け、当該計画に基づく措置として以下の 又は の事業を行うこと。 事業計画策定及び調査の事業 労働条件の適正化に関する情報提供、講習の実施等の事業 雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の事業 健康診断の実施等団体による共同事業 b. 構成事業主に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上であること。	・実施した助成対象事業に関して別表にイ) 定める事業の内容ごとの団体規模別標準額に応じて算定した額の合計額の2/3 ロ) 推進員の配置に要した額の2/3 ただし、1団体あたりの支給限度額は、その構成事業主の数に応じ次のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分(パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100未満</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>100以上～500未満</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>500以上</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分(パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額	100未満	600万円	100以上～500未満	800万円	500以上	1,000万円
区分(パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額									
100未満	600万円									
100以上～500未満	800万円									
500以上	1,000万円									

助成金支給項目	中規模事業主	小規模事業主
雇入時健康診断の実施	2,400円	3,600円
定期健康診断の実施	2,400円	3,600円
人間ドックの実施	3,500円	5,200円
生活習慣病予防検診の実施	1,300円	2,000円
講習の実施	1,400円	2,100円
保険・共済の負担	4,000円×対象月数/12	6,500円×対象月数/12
通勤便宜供与	8,600円×対象月数/12	12,400円×対象月数/12
キャリアアップ制度	120,000円	150,000円

雇用・能力開発機構石川センター

雇用機会の創出や魅力ある職場づくりを支援するための「雇用開発」、勤労者や求職者の方々に職業能力の開発及び向上を図るための「能力開発」に関する総合的なサービスを行っています。

〒920-0853 金沢市本町1丁目5-2 リファール12階

電話番号 企画部門 076-222-1731
 相談部門 076-222-1741
 助成部門 076-222-1791
 総務課 076-222-1771
 FAX番号 代表 076-222-5770
 相談部門 076-222-1774

<http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/>

(1) 主たる業務

(ア) 雇用開発

事業主団体・事業主・起業家・勤労者・求職者に対し、雇用に関するさまざまな相談・援助を行い良好な雇用の場の創出を支援しています。

- ㊦ 事業主団体及び事業主への雇用管理コンサルティング
- ㊧ 企業活性化と雇用創出の支援
- ㊨ 勤労者・求職者への職業・就職コンサルティング
- ㊩ 建設雇用改善対策の推進
- ㊪ 勤労者の財産形成

(イ) 能力開発

事業主団体や事業主・労働者の方々のニーズに合った各種の職業能力の開発及び向上に関する業務を実施して人材高度化や離転職者の再就職に向けた職業訓練を支援します。

- ㊦ 職業能力に関する情報の提供
- ㊧ キャリア形成及び職業能力開発プランの作成等に関する相談・支援
- ㊨ 職業能力開発のための相談・援助
- ㊩ 職業能力開発のための講座・セミナー（アビリティガーデンネット等）
- ㊪ 産・学・官の連携体制の支援

(2) アビリティガーデンのご案内

アビリティガーデンで開発された教育訓練メニューや経済・雇用・能力開発における今日的課題をリアルタイムで全国の雇用・能力開発機構都道府県センター、ポリテクセンター並びにポリテクカレッジに配信し、講師と直接質問のやりとりや討論もできるシステムです。

配信内容・予定等の詳細につきましては、石川センターにお問い合わせください。

配信種別	内 容	受講料
能力開発セミナー	アビリティガーデンで研究開発したホワイトカラーの職務に関する専門的な教育訓練講座です。	有 料
雇用管理研究会	各産業界の経営や、雇用管理上の課題に対応する情報提供番組です。	無 料
雇用創出セミナー	ベンチャービジネスなど創業や異業種進出における経営・雇用・人材育成などでのノウハウ・情報提供番組です。	無 料
就職支援セミナー	求職者の就職促進や個人の能力開発支援のための情報提供番組です。	無 料
フォーラム・講演会	能力開発をテーマとした著名人、有識者等による講演会、シンポジウムなどです。	無 料

(3) 各種助成金制度のご案内

助成金制度の種類	支給対象者（概要）	助 成 額
	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づき、知事が認定する事業協同組合・認定事業主等が対象です。	
労 確 法 に 基 づ く 助 成 金	認定事業協同組合等 中小企業人材確保推進事業助成金	石川労働局職業対策課長が指定する認定組合等が対象となります。対象事業とは、年次計画策定・調査、雇用環境改善、採用活動改善、新技術活用普及退職金制度整備充実等をいいます。
	個別認定事業主等 中小企業基盤人材確保助成金	新分野進出等（創業や異業種進出）や経営革新に伴い、新たに経営基盤の強化に資する労働者（「基盤人材」）を、雇い入れた事業主に対して、当該基盤人材の賃金に相当する額の一部として一定額を支給するものです。（基盤人材の雇入れに伴い、一般労働者を雇い入れる場合には、当該一般労働者の賃金に相当する額の一部として、さらに一定額を支給します。）
	個別認定事業主等 中小企業雇用創出等能力開発助成金	事業の高度化等に必要な職業能力又は新分野進出等に必要な職業能力の開発及び向上のため、事業内外での職業訓練の実施又は教育訓練休暇を与える認定中小企業事業主が対象となります。
	個別認定事業主等 中小企業雇用管理改善助成金	職場への労働者の定着を促進するために、労働者に対して職業に関する相談を行うための設備又は施設の設置又は整備（「環境整備事業」）又は、労働者に対し職業に関する相談を行う者（「職業相談者」）の配置（「職業相談者配置事業」）のいずれかに該当する雇用管理の改善に関する事業を行い、併せて、職業相談者以外の労働者を雇い入れた場合に、当該事業に要した費用の一部を支給するものです。
		中小企業人材確保推進事業として援助対象認定組合等が行う事業ならびに人材確保推進員の設置に要した費用の2/3。 団体の規模に応じて600万円から1,000万円を限度に支給されます。なお、継続する3事業年度にわたり助成されます。
		雇入れた労働者の1年間の賃金の一部に相当する額として、基盤人材については、1人あたり140万円、（1企業あたり5人までを限度とします。）一般労働者については、1人あたり30万円を支給します。（1企業あたり基盤人材の雇入れ数と同数までを限度とします。）
		訓練費用ならびに教育訓練休暇期間中の賃金の1/2が支給されます。 支給限度があります。 1年間 500万円
		・環境整備事業 環境整備事業に要した費用の1/2を最高100万円まで助成します。 （要した費用が20万円以上の場合に支給します。） ・職業相談者配置事業 職業相談者配置事業に要した費用（賃金等）の1/3の1年分が支給されます。（ただし、受給できる額は、雇用保険の基本手当日額の最高額の330日分を限度とします。） 職業相談者：職業に関する相談に係る専門的知識を有すると判断されるもの

これらの助成金を受けるためには、創業や異業種進出の準備を始めて6ヶ月以内に、県知事に改善計画の認定を受ける必要があるほか、創業や異業種進出に伴う経費が300万円以上であることが必要です。

基盤人材：改善計画において、申請事業主において経営基盤の強化に資する人材として記載された者であって、新分野進出等に係る新たな事業における業務に就く者であり、次のいずれにも該当するもの

ア) 次のいずれかに該当するもの

- ㊦ 事務的・技術的な業務の企画・立案，指導を行うことができる専門的な知識や技術を有する者
- ㊧ 部下を指揮・監督する業務に従事する係長相当職以上の者

イ) 申請事業主において、年収350万円以上（臨時給与，特別給与等臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除きます。）の賃金で雇い入れられる者
たとえば...

創業に伴い基盤人材2人を雇入れ，一般労働者3人雇入れた場合は，基盤人材について140万円×2人＝280万円と一般労働者について30万円×2人（基盤人材の雇入れ数と同数を限度）＝60万円との合計340万円が支給されます。

助成金制度の種類	支給対象者（概要）	助 成 額
キ ャ リ ア 形 成 促 進 助 成 金	労働者の職業生活設計に即した自発的な職業訓練の開発及び向上に係る取り組みを促進するため，目標が明確化された教育訓練の実施，職業能力開発休暇の付与，職業能力評価の実施，キャリア・コンサルティングに係る体制整備を行う事業主。 事業内職業能力開発計画の作成とそれに基づく年間計画の作成（労働組合等の意見・周知の上）が必要 職業能力開発推進者を選任し，石川県職業能力開発協会に選任届を提出していること 以下，いずれの助成金も，あらかじめ石川センター所長の受給資格認定を受けることが必要です。	
	訓練給付金	年間職業能力開発計画に基づく教育訓練で，専門的な知識・技能の習得や，配置転換等新たな職務に必要な訓練・定年退職後の再就職を円滑化するために必要な訓練を受けさせる事業主 訓練に要した経費の1/3（大企業の場合1/4） 1人1コース5万円上限 訓練期間中の賃金の1/3（大企業の場合1/4） 1人150日限度 （賃金日額は事業所の確定保険料を基に平均賃金日額を算出）1事業所につき，1年間，のべ300人を限度とする。
	職業能力開発休暇給付金	労働者の申し出により教育訓練，職業能力評価又はキャリア・コンサルティングを受けさせるために職業能力開発休暇を与える事業主 職業能力評価の受検に要した経費の1/3（大企業の場合1/4） 休暇期間中の賃金の1/3（大企業の場合1/4） 1人当たり年間150日，10万円限度 キャリア・コンサルティングを受ける場合の休暇期間中の賃金の1/3（大企業の場合1/4） 1事業所につき，1年間，のべ300人を限度とする。
	長期教育訓練休暇制度導入奨励金	新たに長期教育訓練休暇制度（連続1か月以上），定期的な休暇付与制度（連続2週間以上）又は長期教育訓練休暇制度及び休暇付与制度を導入すること。ただし，当該休暇制度等により長期教育訓練休暇の取得者，定期的な休暇付与の取得者又は長期教育訓練休暇及び定期的な休暇付与の取得者が生じること。 休暇制度を導入した場合 イ 長期教育訓練休暇制度30万円 ロ 定期的な休暇付与制度15万円 ハ 長期教育訓練休暇制度及び定期的な休暇付与制度45万円 休暇取得者が発生した場合 イ 長期教育訓練休暇制度 休暇取得者1人につき5万円 ロ 定期的な休暇付与制度 休暇取得者1人につき5万円 なお，休暇取得者が両方の制度で延べ20人を超えるときは20人を限度とする。
	職業能力評価推進給付金	厚生労働大臣の定める資格試験等で年間訓練計画に規定された職業能力検定を受けるとき費用を全額負担した事業主 職業能力検定に係る受検料，手数料等の3/4 職業能力検定期間中の賃金の3/4 限度額 能力開発休暇給付金と合わせ1人当たり年間10万円
	キャリア・コンサルティング推進給付金	労働者に対して，キャリア・コンサルティング（キャリア・コンサルティングに係る専門的な知識及び技能を有する事業外の機関又は個人に委託して実施するもの）を受けさせる事業主 専門機関等へのキャリア・コンサルティングに係る年間委託費用の1/2 限度額 初回の1年間のみ 25万円を限度

各種の助成金制度は，いずれも前もって認定を受けることが要件となっております。
詳細につきましては，それぞれパンフレット等作成しておりますので，ご請求ください。

(4) 建設雇用改善助成金のご案内

種 類		概 要	助 成 率 及 び 限 度 額
建設教育訓練助成金			
第 1 種	認定訓練	職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、経費の一部を助成	1人1月（コース又は単位）当たり1,400円から19,500円を限度（訓練の課程により助成額が異なります。）
第 2 種	技能実習	雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費の一部を助成	一の技能実習について1日13万円かつ20日分を限度
	共同訓練	雇用する建設労働者のために共同訓練を行う場合、経費の一部を助成	部外講師1人につき1日5,000円かつ60日分を限度
第 3 種	職業訓練推進	要件を具備する職業訓練法人が、広域的に主に野丁場職種の職業訓練を計画的に実施する場合、運営費の一部を助成	支給対象費用の2/3、一事業年度7,500万円を限度
	施設等設置整備	認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行う場合、経費の一部を助成	設置整備費用の1/2、3億円を限度
	受講援助	雇用する建設労働者に一の職業訓練を受講させた場合、経費の一部を助成	一の受講について、受講のために旅費として負担した額の1/2（1人当たり2万円限度）
第 4 種	認定訓練	雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり4,400円又は7,000円を限度（訓練の課程により助成額が異なります）
	技能実習	雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の技能実習等について1人1日当たり5,000円かつ20日分を限度
	共同訓練	雇用する建設労働者に有給で共同訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の共同訓練について1人1日当たり、5,000円かつ60日分を限度
雇用管理研修等助成金			
第 1 種		雇用管理研修等を実施する場合、経費の一部を助成	一の雇用管理研修等について、1日当たり10万円かつ6日分を限度
第 2 種		雇用する労働者に有給で雇用管理研修等を受講させた場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり、5,000円かつ6日分を限度
福 利 厚 生 助 成 金			下記の助成金については、種類・支給対象者等によって、別に5年間の支給限度額があります。
作 業 員 宿 舎		雇用する建設労働者の生活環境の改善を図るため、作業員宿舎を整備した場合、経費の一部を助成	新築、増築、改築、購入、耐火構造3,000万円、耐火構造以外2,000万円、賃借1,000万円を限度
現 場 福 利 施 設		建設現場において、食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所及びシャワー室を整備した場合、経費の一部を助成	新築、購入、400万円、賃借200万円を限度
リフレッシュカー		食堂、便所及びシャワー室のうち2以上の現場福利施設を備えた車両を購入した場合、経費の一部を助成	購入費用の1/3、1台当たり200万円かつ一事業年度当たり中小建設事業主200万円、元方事業主600万円を限度
全天候型仮設屋根		悪天候時における建設労働者の作業を容易にするため、全天候型仮設屋根を賃借した場合、経費の一部を助成	（1月分の賃借料÷床面積 - 500万円）の1/3、一賃貸物件200万円かつ一事業年度当たり200万円を限度
健 康 診 断		期間を定めて雇用する建設労働者に健康診断を受診させた場合、経費の一部を助成	1人当たり3,900円を限度
雇用改善推進事業助成金 第1種一般団体 [新規・継続]		構成員である中小建設事業主を対象に別に定める第1種雇用改善推進事業を実施する場合、経費の一部を助成	支給対象費用の2/3（調査研究事業は、1/2）、一事業年度当たり200万円（新規で職業生涯モデル事業を含めて3事業以上実施すると300万円）を限度

「建設事業主等」とは、建設事業主及び建設事業主の団体又はその連合団体をいいます。

「中小建設事業主等」とは、中小建設事業主及び中小建設事業主が3分の2以上を占める中小建設事業主の団体又は連合団体をいいます。

「中小建設事業主」とは、資本金若しくは出資総額が3億円以下、又は、常用労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

「元方事業主」とは、一の場所において行う建設工事の一部を自ら行い、その建設工事の一部を他の請負人に請け負わせる建設事業主のうち、最先次の事業主をいいます。

詳細につきましては、助成金の種類別にリーフレットを作成しております。

(5) 建設業労働移動支援助成金

建設業界内で離職を余儀なくされた建設業労働者（建設業関連の技術、技能、経験等を持った労働者）を新たに雇い入れ、かつ、当該労働者の方が従事する職務に必要な知識又は技能等を習得させるための教育訓練を行った建設事業主に対して助成金を支給し、もって建設業界内の円滑な労働移動を実現し、業界全体としての人材確保を促進するものです。

（平成13年12月1日から平成17年3月31日までの時限立法）

(ア) 支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する建設事業主

- ㊦ 雇用保険料率が20.5/1,000の適用事業所であること
- ㊧ 当該雇い入れの日から起算して6ヶ月前の日から1年を経過した日までの間（以下「基準期間」といいます。）において、当該雇い入れに係る事業所の労働者について事業主都合により離職させた者がいないこと。
- ㊨ 当該雇い入れに係る事業所に雇用されていた者であって基準期間に離職した者の内当該基準期間に雇用保険法23条第3項に規定する特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていることと認められること
- ㊩ 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していないこと
- ㊪ 過去3年間に雇用保険3事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがないこと

(イ) 主な支給要件

- ㊦ 事業主都合により離職を余儀なくされた建設業離職者であり、一定程度の技術・技能、経験を有している者（以下「対象労働者」といいます。）を雇い入れること。
- ㊧ 対象労働者をその離職の日の翌日から起算して3ヶ月以内に雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を除きます。）として雇い入れること。
- ㊨ 雇い入れた対象労働者に対し適切な講習（期間が2週間以上の講習を当該雇入れの日から起算して3ヶ月以内に開始する場に限ります。）を実施すること。
- ㊩ 当該雇入れの日の前日までの過去3年間に当該労働者を雇用したことがないこと。
- ㊪ 対象労働者を継続して雇用していること。

(ウ) 対象労働者

次のいずれかに該当すること

- ㊦ 建設業法の技術検定の資格取得者（建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士等）
- ㊧ 建築士法上の建築士（1級・2級・木造）
- ㊨ 技術士法上の「建設部門」技術士
- ㊩ 電気工事士法上の電気工事士（1種・2種）
- ㊪ 電機事業法上の電気主任技術者（1種・2種・3種）
- ㊫ 消防法上の消防設備士（甲種・乙種）
- ㊬ 職業能力開発促進法上の建設関連技能検定合格者
- ㊭ 建設業経理事務士（1級～4級）
- ㊮ 電気工事統括技士、造園工事基幹技能者、鉄筋施行管理士等資格認定のある基幹技能者8職種
- ㊯ 事務系職種にあつては経験年数10年以上
- ㊰ その他、雇用・能力開発機構が必要と認める者
- ㊱ 支給額 雇い入れた対象労働者1人につき20万円

(6) 建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金

建設業における新規・成長分野に対応するための教育訓練を、その雇用する建設労働者に実施又は受講させた建設事業主の方に対して助成するものです。

建設業の新規・成長分野への進出を促進し、建設労働者の雇用の安定、雇用機会の拡大を図ることを目的として平成17年3月31日までの時限的措置として設けられました。

(ア) 対象事業主の主な要件

次のいずれにも該当すること。

- ㊦ 「建設業新規・成長分野進出教育訓練等計画」（注1）に基づき、建設事業における新規成長分野

に係る事業（注2）への進出を、単独又は協同で行う（行うことを計画している）建設事業主

- ① 「建設業新規・成長分野進出教育訓練等計画」（注1）に基づき、その雇用する建設労働者に対して、当該事業に従事するために必要な教育訓練を実施する建設事業主
- ② 雇用保険料率が1,000分の20.5の建設事業主又は雇用保険料率が1,000分の20.5の事業所を持ち、当該事業所に所属する建設労働者に教育訓練を実施する、雇用保険料率が1,000分の17.5又は19.5の建設事業主
- ③ 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主
- ④ 過去3年間に雇用保険三事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがない事業主

（注1）建設業における新規・成長分野への進出等及び建設労働者が当該事業に従事するために必要な訓練等の実施に関する計画で、進出の計画、教育訓練の内容等について定めるものです。

（注2）「経済構造の変革と創造のための行動計画」（平成9年5月閣議決定）における「今後成長が期待される15分野」に係る事業のうち、建設事業に該当するもの（生活空間のバリアフリー関係事業、リフォーム事業、都市緑化事業等。）です。

(イ) 対象教育訓練の主な要件

建設業新規・成長分野進出等教育訓練計画」に基づき、その雇用する建設労働者に対して行う、当該事業に従事するために必要な教育訓練であって、次のいずれにも該当すること。

- ① 教育訓練の内容が建設事業に関連するものであること。
- ② 教育訓練の時間が合計10時間以上であること。
- ③ 所定労働時間内に行われるものであること。
- ④ 教育訓練の指導員は、当該教育訓練の内容に直接関係する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者若しくは1級の技能検定に合格した者又は機構がこれらの者と同等以上の能力があると認める者であること。
- ⑤ 次のいずれかの教育訓練であること
 - ・事業内で実施する教育訓練
 - ・事業外の教育訓練施設等に委託して行う教育訓練
- ⑥ 受講料は、無料であること。（その雇用する建設労働者にはいっさいの費用の負担をさせないこと。）
- ⑦ 次に掲げるものを除くものであること。
 - ・OJTでおこなわれるものであること。
 - ・職業に必要な専門的な知識又は技能を習得させるために適切な方法ではないもの
 - ・その他当該事業として実施するのが適切ではないと思われるもの

(ウ) 支給額等

① 教育訓練実施給付金

対象教育訓練の実施又は受講に要した経費の1/2の額（中小建設事業主の方については2/3の額）です。（1訓練コース1人当たり、5万を限度とします。）

② 教育訓練受講給付金

対象教育訓練の受講期間中に、その雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に限り、）に支払った、通常の賃金の額に相当する額として機構が別に定める額の1/2の額（中小建設事業主の方については2/3の額）です。（1訓練コース1人当たり、150日分を限度とします。）

③ 建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金の支給限度額

当該助成金の支給額については、1事業所ごとに平成17年3月31日までの累計で、対象建設労働者については延べ900人、支給額については1,500万円を限度といたします。

7. 取引の適正化

不公正取引の是正

私的独占の禁止
及び公正取引の
確保に関する法
律

独占禁止法の役割

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法等を禁止し、事業者が各自の創意と責任に基づいて自由な事業活動を営むことができる環境等の整備を図ることを目的としています。中小企業施策の観点からみた場合には、独占禁止法は、大企業による不当な拘束・圧迫から中小企業を守り、中小企業が、その特色を十分に発揮した自主的な経済活動を営めるようにする役割を果たしており、このような施策によって維持・促進される公正かつ自由な競争によって良質・低廉な商品やサービスの提供が可能となることが期待されています。

我が国経済において中小企業の果たす役割は大きく、その適正な事業活動の機会と自主性が阻害されないようにすることは、技術革新を促し、活力ある経済社会を構築するために極めて重要であり、そのために独占禁止法を今後とも厳正に運用していく必要があります。

独占禁止法の役割の中心は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法の禁止にあります。

私的独占とは、事業者が他の事業者の事業活動を排除・支配することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することであり、また、不当な取引制限とは、事業者が他の事業者と共同して価格・数量等を決定することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することです。事業者が、このような行為により市場支配力を形成し、価格の引上げや生産数量の制限を自由に行うようになると、市場メカニズムが損なわれるため、私的独占や不当な取引制限に対しては、厳しい規制が行われていますが、こうした規制は、関連する中小企業が、大きな不利益を被ることを防ぐことにもなります。

不公正な取引方法とは、公正な競争を阻害するおそれのある行為のうち、公正取引委員会が指定するものをいいます。具体的には不当な取引拒絶、差別的取扱い、不当廉売、再販売価格の拘束等のほか、取引上優越した地位にある事業者（大企業等）が、その優越的地位を利用して取引の相手方（中小企業等）に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること等が規制されます。このうち、下請企業に対する下請代金の支払遅延、買ったたき等の優越的地位の濫用行為については、その迅速かつ効率的な排除の観点から、特に独占禁止法の特別法である下請代金支払遅延等防止法で規制されます。

また、公正な競争を阻害するおそれのある行為のうち、一般消費者に対する過大な景品類の提供や一般消費者向けの商品やサービスについての虚偽・誇大な表示に関しては、独占禁止法の特別法である不当景品類及び不当表示防止法で迅速・効果的に規制されています。

このような規制は、大企業と中小企業とが同様の基盤の上に立って、公正な競争を行うため、重要な役割を果たしています。

なお、不当景品類及び不当表示防止法には、それぞれの業界において不当な顧客誘引を防止し、公正な競争を促進するために、公正取引委員会の認定を受けて、表示や景品類の提供に関する業界の自主的なルールを設定できるという公正競争規約制度が設けられており、その積極的活用が図られています。

中小企業の取引の適正化

中小企業を取り巻く取引環境・競争環境を改善するため、中小企業の取引慣行問題について業界の実態調査等を行うほか、取引慣行の改善策につき検討を行うとともに、中小企業の取引の適正化を推進していきます。

中小企業取引に係る裁判外紛争処理制度 (ADR)

中小企業に係る企業間取引において紛争が発生した場合の解決手段として、裁判に代替して紛争を迅速に解決する裁判外紛争処理制度 (Alternative Dispute Resolution) が有効となっています。

ADRは、公開のうえどちらが「白か黒か」をつける裁判とは異なり、紛争当事者双方の事情に即した柔軟な解決が非公開で迅速に図られることが特徴です。

ADRは、紛争当事者双方の合意により選出される調停人や仲裁人などの下、「あっせん」、「調停」、「仲裁」を行うことができます。

企業間取引に関する苦情・紛争処理、下請取引に関する苦情・紛争等の処理、その他の苦情・紛争処理の相談に応じております。

下請取引の適正化

下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)

下請事業者は、親事業者から規格やデザインなどの指定を伴う製造、加工又は修理の委託を受けて事業活動を行っており、しかも親事業者に対する取引依存度が高いことから、しばしば親事業者から不利な取引条件を強いられることがあります。下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき、返品等がその例です。

そこで国は、下請取引の適正化を図るため、昭和31年に下請代金支払遅延等防止法 (以下「下請代金法」という) を制定施行し、その後、経済情勢の変化に即応しつつ数度の改正を行い、親事業者の不正な取引行為を規制してきています。

また、本法の運用に当たっては、公正取引委員会及び中小企業庁において親事業者、下請事業者に対する書面調査及び下請事業者からの申出などにより、下請取引の実態を調査した上で、立入検査等を行い、その結果、違反事実の確認された親事業者に対しては、事態の是正を行うよう指導するとともに、それに従わない場合には公正取引委員会から勧告等の措置が採られます。

適用範囲

- (ア) 本法においては、次に掲げる行為を行う場合、委託者を「親事業者」、受託者を「下請事業者」とし、親事業者を規制の対象としています。
- ㊦ 資本金又は出資の総額 (以下「資本金」という) が3億円を超える者が、個人又は資本金3億円以下の者に製造委託又は修理委託をする場合
 - ㊧ 資本金1,000万円を超え3億円以下の者が、個人又は資本金1,000万円以下の者に製造委託又は修理委託をする場合
- なお、親会社から経営支配を受けている子会社 (トンネル会社) は、たとえ資本金の区分からみて親事業者でなくても親事業者とみなされ、本法の規制を受けることになっています。
- (イ) 上記の場合における「製造委託」又は「修理委託」とは、次のとおりです。
- ㊦ 製造委託とは、親事業者 (商社や百貨店など販売業者も含まれます。以下同じ) が下請事業者に物品 (その半製品、部品、附属品、原材料を含む。以下同じ) の製造 (加工を含む。以下同じ) を規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して依頼することをいいます。
 - ㊧ 修理委託とは、物品の修理業を営む親事業者 (例えば自動車修理業者) がその修理の一部を下請事業者に依頼すること及びその使用する物品の修理を自ら行う (すなわち自社内に修理部門を持って自分で修理している) 場合に、その修理の一部を下請事業者に依頼することをいいます。

親事業者の遵守事項等

親事業者と下請事業者との間の取引について、親事業者に課されている義務は、次のとおりです。

- (ア) 下請代金の支払期日を定める義務
- (イ) 書面を交付する義務
- (ウ) 書類の作成・保存義務
- (エ) 遅延利息の支払義務
- (オ) 遵守事項

親事業者は、下請事業者の利益を不当に害する次のような行為を行ってはなりません。

- ㊦発注した製品等の受領拒否，㊧下請代金の支払遅延，㊨下請代金の減額，㊩いったん受領した製品等の不当な返品，㊪下請代金の買いたたき，㊫下請事業者にとって不要な物品の購入強制，㊬中小企業庁又は公正取引委員会への訴えに対する報復措置，㊭有償支給原材料等の対価の早期決済，㊮割引困難な手形の交付

実効確保のための措置

この法律の実効を確保するため、(ア)報告の徴収及び検査，(イ)中小企業庁長官の請求，(ウ)勧告及び公表，(エ)罰則のような措置が講じられることになっています。

《相談窓口》

公正取引委員会，各公正取引委員会地方事務所，中小企業庁及び各経済産業局
下請代金支払遅延等防止法の改正

近年、経済のサービス化にともないサービス業等役務取引分野においても下請分業関係の発達が見られます。また、製造業の分野では、グローバル調達の進展等により下請中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあるといえます。

そこで、このような経済環境の変化に対応できるよう、プログラムの作成など役務に係る下請取引を下請代金支払遅延等防止法の対象として追加することなどを内容とする「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律」(平成15年法律第87号)が平成15年6月18日に公布されました。なお、施行は公布後1年以内となります。

主な改正内容

- (ア) 対象となる下請取引の追加
 - ㊦ 情報成果物(プログラム、放送番組等)の作成に係る下請取引
 - ㊧ 役務(運送、ビルメンテナンス等)の提供に係る下請取引
 - ㊨ 金型の製造に係る下請取引
- (イ) 書面の交付時期に係る規定の整備

製造委託等を行った場合は「直ちに」書面交付。ただし、正当な理由で発注時に記載内容が定められない事項は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付。
- (ウ) 親事業者が行ってはならない事項の追加
 - ・ 役務の利用強制
 - ・ 不当な経済上の利益の提供要請
 - ・ 不当なやり直し等
- (エ) 違反行為に対する措置の強化
 - ・ 勧告の内容に「再発防止措置等」を追加
 - ・ 必要に応じ勧告の公表ができることとする。

建設工事の下請契約は、注文生産という建設工事の特性からして、元請負人に有利な規定が置かれる傾向がみられます。このため、この片務性を是正し、下請負人の保護を図る必要があります。そこで国は、建設業法の改正（昭和47年4月1日施行）により元請・下請間の不公正な取引行為を規制することとしました。

また、本法の運用に当たっては、国土交通省、都道府県及び中小企業庁において、同法第42条及び第42条の2に基づき、下請負人の保護に関する規定の違反事実が確認された元請負人については、公正取引委員会に対し、独占禁止法の規定に従い、適当な措置をとるべきことを求めることができることとしています。

適用範囲

(ア) 本法において「下請契約」とは、建設工事（注1）を他の者から請け負った建設業（注2）を営む者との間で、当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。

(イ) 「元請負人」とは、下請契約における注文者である建設業者をいいます。「下請負人」とは、下請契約における請負人をいいます。

注1 「建設工事」とは、土木建築に関する工事で建設業法第2条第1項に掲げるものをいう。

2 「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

元請負人の遵守事項等

元請負人と下請負人との間の取引について、元請負人に課されている義務は、(ア)不当に低い請負代金の禁止（法第19条の3）、(イ)不当な使用資材等の購入強制の禁止（法第19条の4）、(ウ)下請代金の支払（法第24条の3）、(エ)検査及び引渡し（法第24条の4）、(オ)特定建設業者の下請代金の支払期日等（法第24条の5）等です。

注特定建設業者

発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、下請代金の額が3,000万円以上となる下請契約（ただし、建築一式工事については、4,500万円以上）を締結して施工しようとする者は特定建設業の許可を受けなければならないことになっている。

実効確保のための措置

この法律の実効を確保するため、(ア)報告の徴収及び検査（法第31条、第42条の2）、(イ)建設業者又は建設業者団体に対する指導、助言及び勧告（法第41条）、(ウ)公正取引委員会への措置請求（法第42条、第42条の2）、(エ)罰則（法第47条）のような措置が講じられることになっています。

標準外注（下請）取引基本契約書の作成・普及

下請取引は、一般に古くからの業界ごとの慣行等に依存する面が強く、不合理な取引慣行を排除し適正な下請取引のルールを確立するためには何よりも下請事業者及び親事業者の自覚と自己努力が必要であり、このためにはまず書面による契約の締結を慣行として定着していく必要があります。

このような趣旨から、下請取引の基本的な条件を含む標準的な契約書を作成し、普及を図っています。

その他の下請取引の適正化のための措置

8. 下請中小企業の振興

下請中小企業の振興対策

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）は、次の3つの柱からなっています。

振興基準による望ましい下請取引の確立

振興事業計画による支援

下請企業振興協会による下請取引のあっせん等

なお、平成15年6月に、下請中小企業振興法が改正されました。改正法の施行は平成15年11月1日からとなります。

振興基準

振興基準の主な内容として、ア) 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善（下請事業者の努力、親事業者の協力など）、イ) 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善（発注分野の明確化、長期発注計画の提示及び発注契約の長期化、発注の安定化、納期・納入頻度の適正化、発注手続事務の円滑化など）、ウ) 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化（設備の近代化、技術の向上、経営管理等の近代化、事業の共同化、情報化への積極的な対応など）、エ) 単価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善（単価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善など）、オ) 下請事業者の組織化の推進（事業共同化の推進、親事業者との円滑な関係の確立など）、カ) その他下請中小企業の振興のために必要な事項（国、地方公共団体の施策の活用、親事業者の下請企業振興協会による下請取引あっせんへの協力などの一般的留意事項、親事業者の合理化の進展などの最近の経済環境の変化に伴う留意点）からなっています。

振興事業計画制度

この制度は、特定の業種に関連する親事業者の下請事業者で組織している事業協同組合が、その親事業者の協力を得て振興事業計画を作成し、国は適切な計画に対して承認を行い、その円滑な達成に金融上の助成措置等を講ずることとしています。

なお、下請中小企業振興法の改正に伴い、平成15年11月1日より、「特定の業種」の指定を撤廃し、また、組合以外の任意グループも親事業者と計画を作成することができるようとなります。

下請企業振興協会

財団法人全国下請企業振興協会

都道府県下請企業振興協会等の中核機関として、広域的かつ組織的な取引のあっせん事業の総合調整、国の中小企業施策と連動した下請取引あっせんに関する情報提供及び業種別の下請取引標準約款の作成・普及等を行っています。

また、インターネットのホームページを開設し、親企業向けに下請企業に関する情報を常時発信し、下請企業の販路拡大を図るインターネット利用下請企業情報提供事業を実施するとともに、都道府県下請企業振興協会等が行う広域あっせんの効率化を図るため、全国下請企業振興協会のホストコンピュータと各都道府県下請振興協会の端末をオンラインで結び、下請取引あっせん情報の提供を行っています。

更に、取引あっせんの迅速化等を図るため、インターネットを利用して受注企業・発注企業の双方の方々が、企業情報、案件情報の入力や閲覧、希望条件に応じた企業の検索等ができるシステム（取引マッチングシステム）が利用可能となっております。なお、全国下請企業振興協会のホームページのURLは下記のとおりです。

【URL <http://www.matchnet.zenkyo.or.jp/>】

なお、全国下請企業振興会では外国企業の対日進出を促進するとともに、我が国下請企業と進出外国企業との新たな取引関係を開拓し、我が国下請分業構造への国際的理解の増進と下請企業の多角化を図るため、内外への冊子等による情報提供を行っています。

都道府県下請企業振興協会（都道府県等中小企業支援センター）

都道府県下請企業振興協会は、下請取引の円滑化を図ることによって、下請中小企業を振興しようとする公益法人であり、各都道府県に設立されています。

- (ア) 下請取引のあっせん
- (イ) 下請取引の経営等に関する情報提供等
- (ウ) 取引に関する苦情・紛争等の処理
- (エ) 下請中小企業振興のための情報の収集及び提供

下請中小企業振興法の一部改正

近年、経済のサービス化に伴いサービス業等役務取引分野においても下請分業関係の発達がみられます。また、製造業の分野では、グローバル調達の進展により下請中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあるといえます。

そこで、このような経済環境の変化に対応できるよう、振興の対象をサービス業等の下請中小企業に拡大することなどを内容とする「下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」（平成15年法律第86号）が平成15年6月18日に公布されました。なお、施行は、平成15年11月1日となります。

9. (財)石川県産業創出支援機構 販路開拓事業

下請中小企業振興法に基づく公益法人で下請取引のあっせんを主要業務に次のような業務を行っています。

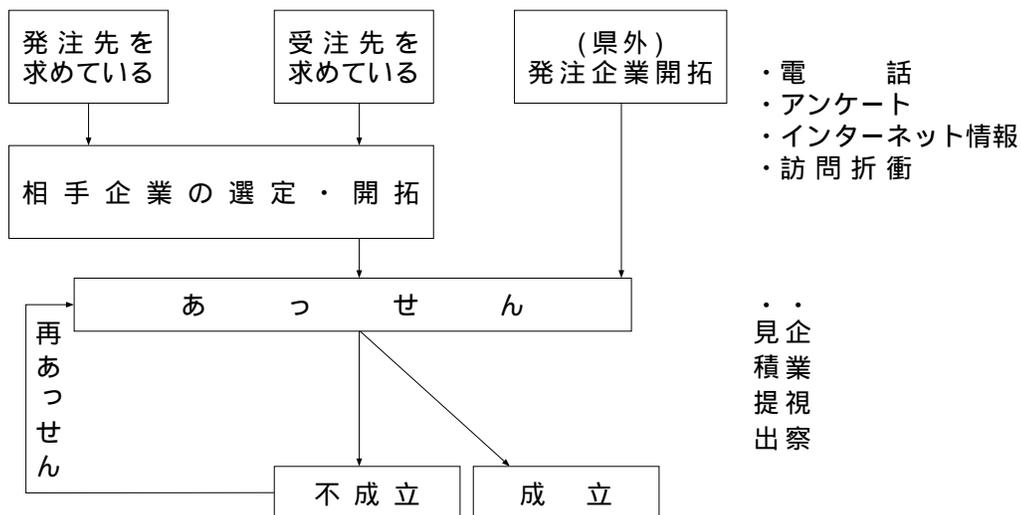
(1) 下請取引のあっせん

仕事を出したい企業、または仕事を受けたい企業に対し、両者が満足のいく取引先を紹介、あっせんします。

下請取引にあたっては、県内企業は勿論のこと、県外企業の発注を積極的に誘導して、結びつきを図ります。

なお、紹介、あっせんについては企業秘密を守ることは勿論、一切無料で行います。

(2) 下請取引あっせんの手順



(3) 情報の収集・提供

(ア) 受・発注情報の収集と提供

県内外の企業に対する巡回訪問やアンケート調査により、受発注情報の収集及び企業動向の把握を行うとともに情報誌を発行して、取引に必要な情報を提供します。

(4) 石川県ビジネスサポートセンターの運営

県内中小企業の首都圏進出をバックアップする活動拠点として貸オフィスを運営しています。

(ア) 所在地 東京都千代田区麹町4 - 8 麹町クリスタルシティ西館 石川県紀尾井会館内

(イ) 施設内容 貸オフィス 12室 商談室 1室

(5) その他の業務

このほか、下請取引が適正かつ円滑に行われるように次の業務を実施しています。

(ア) 中小企業テクノフェアの開催

(イ) 石川県中小企業技術交流展の開催

(ウ) 石川県企業交流懇談会の開催

(エ) 石川県受注開拓懇談会の開催

(オ) 下請中小企業取引条件改善講習会の開催

当協会に企業登録を

(ア) 登録とは

発注企業と受注企業の紹介や下請取引のあっせん・情報の提供等を効果的に行うためのものです。

(イ) 対象企業

企業規模に関係なく、製造業を営む企業であれば県内外を問わず、無料で登録することができます。

(ウ) 手続き

当協会所定の登録申込み書に記入のうえ当協会へ提出して下さい。

(6) 販路開拓の支援

石川ブランド認定品に代表されるような新製品を開発し、意欲的に新規分野への参入を図る中小企業のために、販路開拓を支援します。また、業界動向のチェック、新規取引先への紹介など、新製品の営業活動をサポートします。

(財) 石川県産業創出支援機構 販路開拓課
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地
(石川県地場産業振興センター新館2階)
T E L (076)267 - 1140 (代)
F A X (076)267 - 3622
U R L <http://www.isico.or.jp/>
E -mail info@isico.or.jp

10. 国等からの受注機会の増大

官公需確保対策

中小企業者の受注機会の増大の推進

官公需の発注に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（以下「官公需確保法」という）に基づき、「中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という）に沿って、中小企業者向け発注を増大するために特別の配慮が払われ、各種の具体的措置が講じられていますが、その主なものは以下のとおりです。

官公需契約の方針の決定

「官公需確保法」に基づき、中小企業者向け官公需契約目標及び目標達成のための措置を内容とする「国等の契約の方針」を毎年度閣議で決定し、公表することとなっています。

《問い合わせ先》 中小企業庁事業環境部取引課 ☎03-3501-1669

官公需適格組合の証明

中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）は、発注機関において事業協同組合等をより容易に活用できるようにするため、官公需適格組合の証明を行っています（平成14年4月現在の証明組合数836）。証明は、(ア)物品の納入、製造の請負又は役務の提供、(イ)工事の請負の別に、各都道府県中小企業団体中央会の事実確認を受けて経済産業局に申請することになります。経済産業局及び沖縄総合事務局では、(ア)共同事業の協調性・円滑性、(イ)官公需の受注に関する熱心度、(ウ)共同受注体制、(エ)経理的基礎等を審査（工事の請負については「官公需適格組合審査諮問委員会」において）し、経済産業局長及び沖縄総合事務局長はその旨の証明を行います。

《問い合わせ先》 石川県中小企業団体中央会

官公需特定品目の発注・落札情報及び競争入札参加資格申請に係る情報の提供
中小企業者が官公需の受注機会をとらえやすくするため、中小企業団体中央会等を通じ中小企業者の受注機会を増大することが必要と認められる中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製品）に関する発注計画、落札結果及び競争入札参加資格申請に係る情報の提供を行っています。

《問い合わせ先》 石川県中小企業団体中央会

技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大

国の競争契約参加資格統一基準に基づき審査決定された等級より上位の等級の入札を希望する中小企業については、国自らが物件等を調達する入札（公共事業を除く。）を対象に、技術力があれば当該上位の等級の入札に参加できる方を措置しています。

《問い合わせ先》 中小企業庁事業環境部取引課 ☎03-3501-1669

官公需業種別受注対策事業の実施

全国中小企業団体中央会において、官公需の受注に意欲的な中小企業者の組合に対して、官公需受注に関する専門的な知識又は経験を有する指導者を派遣し、官公需の共同受注体制の整備、官公需に係る品質管理、検査体制の整備、情報収集機能の強化、契約手続等の指導等を行い、受注能力の向上を図る事業を実施しています。

官公需問題懇談会の開催

中央、地方の各段階で、中小企業者が抱えている官公需受注の問題点を掘り起こし、発注者の協力を得て、その個別、具体的な解決策を探るため、全国中小企

業団体中央会において中央官公需問題懇談会を、各都道府県中央会において地方官公需問題懇談会を開催しています。

モデル官公需発注機関推進事業の実施

全国中小企業団体中央会において、中小企業者の受注の機会の増大に資するため、官公需発注機関における中小企業者に対する発注状況又は官公需共同受注事業に成功した官公需適格組合等における受注体制等について、その実態を調査・分析し、モデル事例集を作成し、官公需発注機関、官公需適格組合、中小企業者等に普及しています。

《問い合わせ先》 石川県中小企業団体中央会

官公需契約の手続

資格審査に関する公示

各省庁等の調達機関では、原則として2年に1回1～2月ごろ、翌年度その調達機関で行う競争入札参加資格審査の受付について、おおむね次の事項を内容とする公示を行います。(ア)競争契約に参加させないことができる者、(イ)資格等級の区分、(ウ)資格審査事項、(エ)資格等級の決定方法、(オ)資格等級決定通知方法、(カ)提出書類、(キ)申請の時期及び方法（おおむね随時受付を行っていますが、この機会を失すると、中小企業者はせつかくの受注機会を失うことになるため、これに係る情報は、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するようにしていますが、十分この公示については留意しておく必要があります）

なお、国の物品の製造等（公共事業を除く）の一般競争に参加する方に必要な資格は、申請場所のいずれか1カ所に申請すれば、各省各庁の全調達機関に共通して有効な統一資格となっています（統一資格制度は平成13年度から実施し、資格は平成15年度までの3年間有効となります）。

資格審査申請書の提出

官公庁の競争契約に参加を希望する者は、前記公示等に従って資格審査申請書を提出することとなります。なお、この申請書の提出に当たっては、おおむね次の添付書類が要求されます。詳しくは、各発注機関の官公需相談窓口におたずねください。

(ア)経営規模等総括表、(イ)登記簿謄本又は身元証明書、(ウ)財務諸表、(エ)納税証明書、(オ)営業経歴書

資格の取得

資格審査申請書の提出があれば、調達機関は申請者ごとに資格等級の審査を行います。この場合、申請者が破産者等で契約に参加させることができないとされている者、過去に官公需契約の履行に当たり不正な行為をした等のために契約に参加させることができないとされている者を除き、いずれかの等級に格付けされます。資格者名簿に登録された者は、取得資格の区分に応じた官公需の競争入札に参加し得ることとなります。

契約参加

一般競争については、資格を有するすべての者が競争に参加できますが、指名競争の場合には、当該調達機関から指名を受けた者のみの競争となり、調達機関では、資格者名簿の中から参加できる者を指名します。

契約書又は請書の作成

契約の相手方となったときは、軽微な契約を除き、当該契約書又は請書を作成します。

《問い合わせ先》 各省庁等契約担当部局

相談・申請窓口

各地の中小企業団体中央会及び各発注機関の官公需相談窓口

第5章 環境変化への対応

1. 倒産防止対策

中小企業の倒産防止のための施策としては、全国の主要商工会議所等に「倒産防止（経営安定）特別相談室」を設置して商工調停士・公認会計士等の専門のスタッフが相談、指導等を行う倒産防止特別相談事業を始め取引先企業の倒産により経営の安定に支障を生じ、自らも倒産に陥ることを未然に防止するための経営安定関連保証制度、緊急経営安定対応貸付制度、中小企業倒産防止共済制度といった連鎖倒産防止対策があります。

倒産防止特別相談事業

倒産防止（経営安定）特別相談室の設置

中小企業の多くは経営の悪化、不渡手形等により倒産寸前の事態に直面した場合、経営的あるいは資金的能力が乏しいため被害を深めて倒産する事例が多くみられます。

このような倒産は、従業員はもとより債権者にも多大な影響を及ぼすなど社会的混乱は極めて大きいものがあります。

このため、全国の主要商工会議所と都道府県商工会連合会に「倒産防止（経営安定）特別相談室」（平成15年度においては総数279カ所）を設置して中小企業からの相談に応ずる体制を整備し、中小企業の倒産に伴う問題の円滑な解決に資するものとします。倒産防止（経営安定）特別相談室では、当該地域経済において信望を得、経済事情、中小企業政策などについて通暁している者で、都道府県知事等が適任と認める者を商工調停士として委嘱し、これに公認会計士、税理士等の専門的知識を有する者を加え、倒産の危機に直面した中小企業者の相談に応じ、次のような内容の業務を行います。

倒産のおそれのある中小企業者からの相談・指導

- (ア) 当該中小企業者の財務内容等の把握
- (イ) 当面決済すべき手形の処理方法
- (ウ) 倒産関係法令（民事再生法等）を活用して再建を図ろうとする中小企業者への相談・指導
- (エ) 債権者・銀行等への協力依頼
- (オ) その他（受注あっせん、事業転換等）

倒産情報（月別倒産件数、企業名、関連企業、要因等）の入手

地域内中小企業を主たる対象として行う倒産防止事業の啓蒙・普及のための懇談会の開催

大型倒産の発生等に伴い倒産のおそれのある中小企業を対象とした緊急対策会の開催

経済環境の変化のために、特に問題を抱える業種のしにせ企業を対象とした懇談会の開催

行政庁等関係機関との連絡・調整のための会議の開催

中小企業倒産防止共済制度、中小企業信用保険法に基づく経営安定関連保証制度、緊急経営安定対応貸付制度の啓蒙・推進その他中小企業の倒産防止に必要な事業

日本商工会議所、
全国商工会連合
会による倒産防
止特別相談事業
の推進

倒産防止特別相談事業の円滑な実施を図るため、日本商工会議所及び全国商工会連合会では、倒産防止（経営安定）特別相談室の設置されている商工会議所及び都道府県商工会連合会との連絡・調整を行うほか、次のような事業を行い、本事業の充実に努めています。

- 相談事業の円滑な推進のための広報事業の実施
- 相談事業を実施する商工会議所等のための講習会・研究会の開催
- 商工調停士会の開催
- 相談事例集等の作成
- 相談事業関連情報データベースの作成
- 休廃業等調査の実施

連鎖倒産防止事業

緊急経営安定対
応貸付（セーフ
ティネット貸付）

この制度は、経済環境の変化、金融機関との取引状況の変化、関連企業の倒産等により、資金繰り困難をきたしているが、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる中小企業者に対して、政府系中小企業金融機関から 中小企業倒産対策資金、 中小企業運転資金円滑化資金、 中小企業経営支援資金、 金融環境変化対応資金、 運転資金を貸し付ける制度です。

- 《問い合わせ先》 中小企業金融公庫本・支店
国民生活金融公庫本・支店・相談センター
沖縄振興開発金融公庫本・支店

経営安定関連保
証制度（セーフ
ティネット保証）

中小企業信用保険法に基づき、経営安定関連保証制度を設け、倒産事業者と取引のある中小企業者等の連鎖倒産防止のために活用しており、内容は次のとおりです。

対象中小企業者（中小企業信用保険法第2条第3項）

- (ア) 第1号：再生手続開始申立等をした企業（経済産業大臣指定）に対する売掛金等の回収が困難なため、経済の安定に支障を生じていると認められる中小企業者（当該企業に対して50万円以上の売掛金債権等を持っている中小企業者又は売掛金債権等が50万円未満の場合であって、取引依存度が20%以上の中小企業者。認定は市町村長等）
- (イ) 第2号：取引先等の事業活動の制限（経済産業大臣指定）により、売上高の減少等が生じ、経営の安定に支障を生じている中小企業者（当該企業と直接・間接取引（取引依存度が20%以上）を行っており、事業制限を受けた後1カ月間の売上高等が前年同月に比べ20%以上減少し、かつその後2カ月を含む3カ月間の売上げ等が前年同期に比べ20%以上減少すると見込まれる中小企業者又は、指定地域内（経済産業大臣指定）において、1年以上継続して事業を行っており、事業活動の制限を受けた後1カ月間の売上高等が前年同月に比べ20%以上減少し、かつその後2カ月を含む3カ月間の売上げ等が前年同期に比べ20%以上減少すると見込まれる中小企業者。認定は市町村長等）
- (ウ) 第5号：特定業種（経済産業大臣指定）に属する中小企業者であって経済の安定に支障を生じていると認められる中小企業者（最近3カ月間の平均売上高等が前年同期の月平均売上高等に対して10%以上減少している中小企業者。認定は市町村長等）
- (エ) 第6号：破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより、金融機関との金融取引について借入れの減少等の事由（経済産業大臣指定）が生じているため、経営の安定に支障を生じていると認められる中小企業者（認定は市町村長等）

保険の別枠利用

普通保険（2億円）、無担保保険（8,000万円）及び特別小口保険（1,250万円）について通常の付保限度額に加え、一般の付保限度額と同額の付保限度額が別枠（の㍉については、普通保険3億円）で利用できます。

保険条件の優遇

保険料率を通常の約3分の2に引き下げることとし、普通保険のてん補率を10%引き上げて70%から80%（の㍉については、20%引き上げて70%から90%）とします。

制度の概要

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響によって、連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度です。

6月以上掛金を納付していた契約者は、万一取引先企業に不測の事態が生じ、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額とのいずれか少ない額の範囲内（最高3,200万円まで）で無担保、無保証人、無利子で貸付けが受けられます。ただし、貸付けを受けた場合は貸付けを受けた額の10分の1に相当する額が掛金から控除されます。

本制度は、昭和53年4月に発足し、中小企業総合事業団が国から出資及び補助を受け、事業運営を行っています。これまで貸付けを行った額の合計は1兆円を超えており、現在加入者は平成15年3月末現在約35万人に及んでいます。

加入のお申込みにつきましては、お近くの金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の取扱窓口で承っております。また詳細のお問い合わせにつきましては、中小企業総合事業団へお願いします。

中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）

取引先企業の倒産によって売掛金債権等の回収に支障を生じるなどした中小企業者が、積み立てた掛金の額に応じて無担保、無保証人で共済金の貸付けを受けることができる中小企業倒産防止共済制度の運営等について定めている法律です。



第6章 小規模企業対策

中小企業の中でも特に零細な小規模企業（常時使用する従業員の数が20人以下の企業、商業・サービス業では5人以下の企業）に対しては、きめの細かい経営指導が行われているほか、特別な融資制度や事業主のための共済制度が設けられています。

1. 商工会・商工会議所を通じた施策

経営改善普及事業

全国の商工会・商工会議所には経営指導員、専門経営指導員（広域指導センター、専門指導センターに設置）、記帳専任職員、記帳指導員などが設置されています。経営指導員は金融、税務、労働、取引、経理など幅広い分野にわたって、きめ細かく相談に応じて指導を行っています。記帳専任職員と記帳指導員は、記帳の指導のほか必要に応じて記帳事務の代行も行っています。小規模事業者が持ち込む売上や仕入の伝票をコンピューターに入力し、元帳や試算表などを整理して提供する記帳の機械化も進められています。

また、相談・指導以外にも、経営や技術などの専門家を委嘱して指導に当たる経営・技術強化支援事業が推進されています。地域の広域振興ビジョンの計画策定や地域資源に関する調査・研究を行う「商工会等広域連携等地域振興対策事業」、商工会を中心に地域の特産品や観光資源等を開発し地域産業おこしを図る「むらおこし事業」、海外情報を収集・提供するための「小規模企業海外展開支援事業」、商工会等の青年部、婦人部活動を推進する「若手後継者等育成事業」、ホームページにより地域商工業者の事業活動機会の増大を図る「インターネット活用情報交流事業」、経営・経済に関する人材育成・指導を行う「商工会地域広域振興対策推進事業」、地域活性化を支援する「地域振興活性化事業」、「小規模企業広域活性化事業」、ホームヘルパー養成のための「能力開発研修事業」、創業のための実践的な能力の習得をめざす「創業人材育成事業」、参加者に密着した型で創業、経営革新への取組みを支援する「地域密着型創業・経営革新推進事業」、倒産防止特別相談室を設置して相談に応じる「倒産防止特別相談事業」などが行われています。

基盤施設事業

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の認定を受けた基盤施設計画に基づいて、商工会及び商工会議所等が、商店街等の活性化、一般公衆の生活向上に寄与するコミュニティー施設、健康維持増進施設、駐車場等の商業基盤施設や地域開発に対する商品開発等における能力向上のための産業おこしの基盤となる施設等を建設取得する商店街・商業集積活性化施設整備事業、地域産業創造基盤整備事業に寄与する補助のほか、金融・税制等の支援が行われています。

2. 小規模企業者のための金融

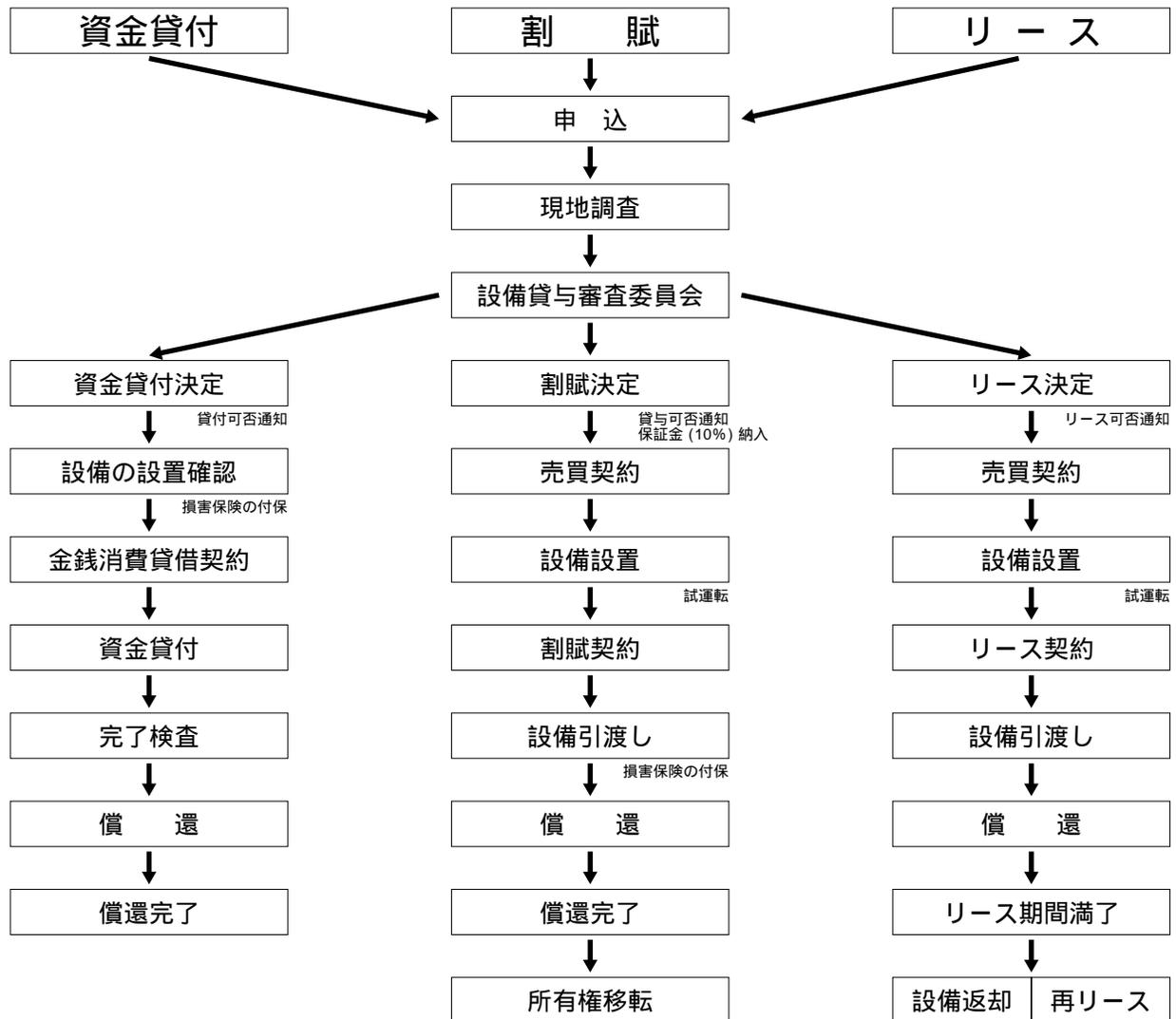
小規模企業者のための金融については、小口資金の融資を主とする国民生活金融公庫の融資があるほか、中小公庫や商工中金においても、小口融資については資金使途の緩和や審査の簡素化が行われています。

また、信用保証については、担保も保証人も提供できない小規模事業者のために、無担保・無保証人の特別小口保証制度があります。特別小口保証が利用できるのは、従業員20人以下（商業・サービス業では5人以下）の小企業者となっています。

経営改善普及事業を金融面から補完する制度として、「小企業等経営改善資金融資制度」（マル経資金制度）があります。これは、常時使用する従業員の数が5人以下（商業・サービス業は2人以下）の小企業者及び小規模企業でその経営内容が小企業者と同様の実態にあるもので、地域の商工会会長・商工会連合会会長・商工会議所会頭の推薦を受けたものに対し、国民公庫から無担保・無保証人で必要な事業資金を融資する制度です。

3. 設備資金貸付制度・設備貸与制度（財石川県産業創出支援機構）

制度の流れ



(1) 設備資金貸付制度

この制度は、小規模企業者や未操業者・操業後1年未満の皆様方が創業並びに経営基盤の強化を図るうとするために必要な設備資金を長期・無利子で貸付するものです。

制 度 の 概 要

設備資金貸付制度 (国の制度)	
対 象 業 種	原則として指定なし 性風俗特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと思われる業種は対象外
対 象 設 備	原則として指定なし 県内に設置し、自己の企業で使用する設備 (中古も可) 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外
従 業 員 数	50人以下 共通事項を参照
貸 付 限 度 額	一般の企業 50～4000万円 未操業または操業後1年未満の企業 25～4000万円 操業後1～5年未満の企業 50～6000万円 経営革新支援法等の認定計画による場合 66～6000万円
貸 付 割 合	設備購入代金の1/2以内 経営革新支援法等の認定計画による場合は2/3以内
貸 付 利 息	無利子
貸 付 期 間	7年以内 (うち据置期間半年または1年以内) 購入設備の耐用年数により3～7年 ただし、公害防止設備等は、6～12年
償 還 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還 (返済)
連 帯 保 証 人	創業1年未満 (未創業者を含む) 法人：3名以上 (うち第三者1名) 個人：2名以上 (第三者1名) 創業1年以上 法人：2名以上 (うち第三者1名) 個人：1名以上 (第三者1名) 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる
担 保	貸付金額1,000万円以上、譲渡担保に適さないものは300万円以上その他必要に応じ設定 貸付対象設備を譲渡担保とさせていただきます
損 害 保 険 の 付 保	原則として損害保険を付保し、質権を設定し、その証券を当機構に提出していただきます
固 定 資 産 税	借受人は、貸付設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません
そ の 他	抵当権設定費用などの貸付に係る一切の費用は借受人の負担となります

共通事項 従業員21～50人 (商業・サービス業は6～50人) の特認企業については次のいずれにも該当すること。
金融機関 (金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。) からの借入残額 (長期・短期合計) が3億円以下であること。
最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
出資総額の1/3を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

(2) 設備貸与制度

設備貸与制度には、国の制度による「設備貸与制度（割賦・リース）」と石川県の制度による「モノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度（割賦）」があります。

この制度は、当協会が中小企業者等や未操業者・操業後1年未満の皆様方が希望される設備を現金一括払いで購入し、これを長期・低利で割賦（完済後に所有権を移転）又はリースするものです。

制 度 の 概 要

1. 割賦

	設備貸与制度（国の制度）	モノづくり等設備貸与制度（県の制度）
対 象 業 種	原則として指定なし 性風俗特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと思われる業種は対象外	
対 象 設 備	原則として指定なし 県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外	
従 業 員 数	50人以下 共通事項を参照	中小企業（中小企業基本法に定義されたもの） 製造業は300人以下 卸売業・サービス業は100人以下 小売業は50人以下
割 賦 限 度 額 （ 消 費 税 込 み ）	100万円～6,000万円以下 （未操業・操業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下）	
保 証 金	設備価格の10%	
割 賦 損 料（ 利 息 ）	年2.75%（実質金利 2.0～2.25%） 利子補給（一般分0.5%、IT分0.75%）が受けられる	
割 賦 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） 購入設備の耐用年数により3～7年 ただし、公害防止設備等は6～12年	
償 還（ 返 済 ） 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）	
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる	
担 保	必要に応じて設定させていただきます	
損 害 保 険 の 付 保	貸与期間中借受人は、当機構を受取人として指示する損害保険を付保し、保険証書を当機構に提出していただきます	
固 定 資 産 税	借受人は、貸与設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません	
設 備 の 所 有 権	設備代金が完納された時は、設備の所有権を借受人に譲渡します	
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります 割賦限度額は概ね、2割を限度として、その超過分を前納していただきます	

共通事項 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。
金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が3億円以下であること。
最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
出資総額の1/3を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

2. リース

リース制度 (国の制度)	
対象業種 対象設備	原則として指定なし 設備貸与制度 (割賦) に同じ
従業員数	50人以下 共通事項を参照
リース限度額 (消費税込み)	100万円～6,000万円以下 (未操業・操業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下)
リース期間	3～7年 (下記別表のとおり)
月額リース料率	3.006 [3年] ～1.408% [7年] (下記別表とあり)
支払方法	前払リース料はなし リース料は、毎月定額支払
連帯保証人	設備貸与制度 (割賦) に同じ
担保	設備貸与制度 (割賦) に同じ
その他	設備貸与制度 (割賦) に同じ
固定資産税、損害保険料はリース料の中に含まれていますので、めんどろな手続が不要であり、リース料は税法上経費 (損金) として処理できます	

別表

法定耐用年数	リース期間	月額リース料率
4～5年	3年 (36カ月)	3.006%
5～7年	4年 (48カ月)	2.312%
6～8年	5年 (60カ月)	1.886%
7～11年	6年 (72カ月)	1.609%
8～13年	7年 (84カ月)	1.408%

月額リース料は、リース設備購入価格 (消費税を含む) に、リース期間毎に定められた月額リース料率を乗じた額となります。
リース期間は、設置する設備の法定耐用年数により、別表のとおりとなります。

(3) 中小企業設備投資緊急利子補給金

平成15年度設備貸与制度・モノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度を利用して、平成16年3月末までに設備を導入した企業に対して、石川県が割賦損料に対して、一般分：0.5%、IT分：0.75%、モノづくり再生支援分：0.75%相当の額を助成します。

お申込・お問合せは

財団法人 石川県産業創出支援機構
設備資金課

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター 新館1階
TEL (076) 267-1140 (直通)
(076) 267-1001 (代表)
FAX (076) 267-3622
URL <http://www.isico.or.jp>
E-mail info@isico.or.jp

4. 延払による機械設備貸与制度のあらまし (石川県鉄工機電協会)

- (1) 目的
この制度は、設備投資を行う機械金属、電気・電子関係企業及び協同組合等に対し、その計画が経営基盤の整備、確立に充分貢献し得るものとなるよう助言と指導を併わせた機械設備の貸与を行うことにより自主的な安定経営確立に寄与することを目的とします。
- (2) 貸与対象企業
中小企業基本法に規定する中小企業者
協同組合等
- (3) 対象機械設備
機械金属、電気・電子工業に関する生産設備とし、金属工作機械、金属加工機械、めっき、熱処理設備、電子応用機器及びこれらに類する設備であって、本制度の目的に即した新鋭機械設備（中古機械設備を除く）であること。
生産品の品質・性能向上のための試験・計測機器
協同組合等の場合は共同事業施設であること。
- (4) 貸与対象機械設備等の限度額
一般枠
当該年度において一企業に貸与する機械設備等の合計額の限度は6,000万円とします。
特認枠
貸与対象機械設備1台の価格が6,000万円を超える機械設備等を貸与することが適当と認められる場合は、8,000万円を限度として貸与することができます。
一般枠及び特別枠の限度額を超えて貸与を受けるときは、その超える部分を前納していただきます。
一企業当たりの貸与制限額
一企業当たりの貸与制限額は、新規貸与額及び既存貸与残額を含め1億6,000万円とします。
- (5) 貸与期間
貸与の期間は、原則として7年以内です。
- (6) 償還方法
1年以内据置で、原則として4カ月毎（7月1日・11月1日・3月1日）の元金18回均等償還とします。
- (7) 保証金（頭金）
貸与対象機械設備等の価格の10%相当額を保証金（頭金）として貸与契約締結時に納入していただきます。
- (8) 貸与料（利息）
貸与額の返済が完了するまで、貸与額残高に対し小規模企業者等設備導入資金助成法（平成11年法律第222号）の中小企業設備貸与事業に基づく貸与利率と同率を乗じて得た額を貸与料として賦払い期間の当初に納入していただきます。
- (9) 保証人
連帯保証人
個人企業の場合は、2名以上、原則としてうち1名は同居親族以外の者
法人企業の場合は、代表者を含め2名以上、原則としてうち1名は同居親族以外の者
協同組合の場合は、理事全員の連帯保証が必要です。
- (10) 所有権の移転
貸与額及びその他の納入すべき金額をすべて完納したときは、貸与対象設備等の所有権は借受人に帰属します。

5. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者が事業を廃止したり会社の役員を退職した場合に、事後の生活の安定のために「事業主の退職金」ともいえる共済金を支給する制度です。中小企業総合事業団が国の全額出資によって運営しています。

共済への加入資格があるのは、常時使用する従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の企業の個人事業主、会社・企業組合・協業組合の役員です。協同組合、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所、金融機関などが加入の窓口となっています。

共済契約は第一種共済契約（以下「共済契約」という。保険的性格）を持ち、共済事由・解約事由により共済金が異なります。掛金は月額1,000円から500円きざみの金額で最高限度額は7万円となっています。最高限度の範囲内において増額は自由にできます。

共済契約の掛金は、全額所得控除（小規模企業共済掛金等控除）され、共済金（一時金）は退職所得扱いとなります。また共済金の分割支給を受ける場合は、公的年金控除の対象となります。

小規模企業共済契約者のための還元融資として、小規模企業共済契約者貸付制度があります。貸付には一般貸付（簡易迅速に事業資金又は事業に関連する資金を貸し付ける）、傷病災害時貸付（疾病・負傷による入院、激甚災害の被災により経営に支障を生じた場合）、創業転業時貸付（共済契約者が新規開業、転業を行う場合）、新規事業展開等貸付（本人が事業の多角化又は後継者が新規開業、事業の多角化を行う場合）及び福祉対応貸付（自宅、事業所のバリアフリー化、福祉機器の購入を行う場合）があります。一般貸付の貸付限度額は50万円以上（5万円きざみ）で、掛金総額に掛金納付月額に応じた割合（7～9割）を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額です。この制度の使用用途は主として事業資金で、いずれも無担保・無保証人です。



第7章 県内各市の中小企業施策

金 沢 市

商業振興関係

(1) 金沢市の中小企業のための融資制度

金沢市では、中小企業者の事業の経営安定、設備の近代化等に必要な資金など、低利・固定金利で便利な各種の融資制度を設けています。

(2) 金沢市の商業振興を図るための施策

金沢市では商店及び商店街振興のために次のことを行っています。

商店街施策

(ア) 商店街診断

商店街を総合的に診断します。

(イ) 商店街活性化巡回指導事業

専門指導員が商店街へ出向き、商店街が抱える問題についてアドバイスします。

(ウ) 商店街空洞化対策事業

商店街が空き地や空き店舗を借り上げ整備し、有効活用するための経費の一部を助成します。

(エ) 商店街の共同施設設置事業補助

商店街が独自で設置する、共同施設（街路灯・アーケード・立体駐車場・カラー舗装等）について助成します。

(オ) 商店街ビジョン策定推進事業補助

商店街が自ら作りあげる「商店街振興プラン」策定事業費に対し、助成します。

(カ) 商店街ふれあい推進事業

地域商店街が主催するイベントに対し助成します。

(キ) 商店街C I戦略推進事業

商店街がイメージ向上のため行うC I戦略活動について助成します。

(ク) 中心市街地出店促進事業

中心市街地にある商店街の空き店舗へ出店される中小企業者に対し、家賃の一部を商店街を経由して助成します。

(ケ) 中心市街地生鮮食料品店出店促進事業

中心市街地において生鮮三品を中心とする食料品店の出店を促進させるため、小売商店や食料品スーパーの店舗改装費や家賃に対して助成します。

(コ) 中心市街地ファサード等整備事業

中心市街地にある商店街の統一コンセプトに沿ったファサード（店舗等の外壁）やショーウィンドーの整備費の一部を助成します。

(サ) 地域商店街経営改善モデル商店奨励事業

新たな商業展開を図り、地域コミュニティの中心となる可能性を持った商店（街）づくりの店舗の改装費に助成します。

(シ) I T活用事業

情報技術（I T）の活用に関する事業の展開等に対して助成します。

(ス) 商店街アメニティ空間整備事業

商店街の快適性・利便性向上を目指した設備の設置費及び購入費に対して助成します。

商業団体育成施策

中小企業組織化促進事業

商店街振興組合、事業協同組合を新たに組織化した団体について一定の条件の基に20万円を限度に助成しています。

(3) 金沢市における伝統産業の振興を図るための施策

金沢市では伝統的工芸品産業の振興のため次の施策を行っています。

- (ア) 後継者の育成事業
- (イ) 展覧会の開催補助事業
- (ウ) 新商品開発、デザイン開発事業
- (エ) 金沢工芸普及推進協会事業
工芸品普及啓発事業、アンテナショップの運営

そのほか、金沢市では、販路開拓のための各種見本市・物産展等に助成しています。

工業振興関係

(1) 金沢市の工業振興を図るための施策

工業立地促進施策

(ア) 工業立地にかかる助成と融資

条例に基づき、市内での工場立地・高度化について助成します。

また、本市産業構造の多様化に資す新規産業を導入するため、金沢テクノパークを造成し、その企業誘致活動を行っています。

一般地区

区分	研究所・高度技術産業	その他製造業	
対象業種等	研究所等の特定事業所 高度技術製品製造工場	一般製造工場 (付帯物流施設含む)	
地区指定	工専, 工業, 準工 (特定事業所は指定なし)	工場適地	
対象物件	土地, 建物・設備		
助成	助成基準	土地 3,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 または 投下資本 1億円以上 雇用 10人以上	土地 3,000㎡以上 (安原異業種工業団地を除く) 建物 1,000㎡以上 雇用 10人以上
	助成率	土地 20% 建物・設備 5% } 2億円限度 または投下資本額の10% 特認の場合 3億円限度	土地 20% 建物・設備 5% } 2億円限度 特認の場合 3億円限度
	雇用助成	上記対象工場等の新規雇用(市民5人以上)に対する助成 ・助成率 1人につき20万円, 限度額4,000万円(200人まで)	
融資	利率	低利, 固定金利(利率は変更することがあり, 融資実行時点の利率を適用。)	
	返済期間	15年以内(ほか1年以内据置)	
	限度額	5億円(総事業費の3/4以内)	
資	対象となる事業	特定事業所, 高度技術製品製造工場の新設, 増設 (投資額5千万円以上, 従業員10人以上)	製造工場等の新設・増設

金沢テクノパーク

項 目	条 例 の 内 容	
対 象 業 種	高度技術工場， 地域拠点工場	試 験 研 究 所
助成対象内容	土 地， 建 物， 設 備， 新 規 雇 用	
助 成 基 準	建物 1,500㎡以上 (増設は 1,000㎡以上) 雇用 10人以上	建物 1,000㎡以上 (増設は 1,000㎡以上) 雇用 5人以上
助 成 率	土地 20% 建物，設備 10%以内 雇用奨励金新規雇用者 (市民) × 50万円	
限 度 額	土地，建物，設備 5億円	雇用奨励金 1億円 合計 6億円

(イ) 安原異業種工業団地の分譲 (第4次)

製造業を営む中小企業者のため、工場用地の分譲を行っています。

- ・分譲区画 8区画 (複数区画の申込みも可能)
- ・区画面積 約700㎡～2,500㎡
- ・分譲単価 1㎡当り62,900円，63,500円
- ・融資制度 企業立地促進資金の利用可能

(ウ) 市内工業団地の再整備

工場敷地内の緑化事業の助成，その他工業団地の再整備を行っています。

経営改善施策

金沢市では、工場経営の近代化，合理化を目的として次の事業を行っています。

(ア) 企業革新指導事業

(イ) ベンチャー企業指導事業

(ウ) 工場団地組合活性化モデル事業

(エ) 中小企業団体ステップアップ促進事業

産学連携推進対策

中小企業の技術の向上を図るため、産学関係者の連携による次の事業を行っています。

(ア) 技術開発ゼミナール開設事業

(イ) 金沢型新産業研究開発事業助成金

(ウ) 中小企業産学共同研究開発事業

(エ) 大学技術実用化支援事業

(オ) 新事業創出研究開発事業

新分野開拓受注促進施策

中小企業等の自社製品について海外販路の開拓を支援するため次の事業を行っています。

(ア) 国際見本市出展促進事業

(イ) I S O 認証取得支援事業

新製品開発促進施策

(ア) 新製品技術開発促進事業

(イ) 異業種交流団体育成支援事業

I T 化促進施策

(ア) 金沢市 S O H O 倶楽部創設事業

(イ) S O H O 事業まちなか集積促進事業

(ウ) I T ビジネスフロンティアセミナー開催事業

(エ) 中小企業 I T ビジネス大賞奨励事業

(オ) e A T 産業塾

異業種研修会館

(ア) 異業種研修会館

中小企業者の研修または交流の場として、お気軽にご利用下さい。

- ・場 所 金沢市打木町東1400 (第4次安原異業種工業団地内)
- ・概 要 第1～4研修室, 情報化研修室, 相談室, 展示ホール
- ・開館日 毎週月～日曜日の午前9時から午後9時まで
(12/29～1/3は休館)
- ・利用料金 あり
- ・申込方法 利用日の6カ月前から電話受付 (240-1934)

(イ) 情報化研修室

ノート型パソコン15台を配置しており, 情報化研修の場として利用できます。

- ・利用料金 部屋使用料のほか, 1台1時間あたり100円。
(個人利用の場合は, 部屋代不要)
- ・申込方法 (ア)と同じ

(ウ) モノづくり支援コーナー

専門相談員による中小企業者のための相談コーナーを毎週開設

- ・内 容 技術, 経営, 特許, 情報の各分野
(利用日, 利用時間は異業種研修会館まで)
- ・相談員 技術アドバイザー, 中小企業診断士, 弁理士, IT指導員
- ・相談料 無料
- ・申込方法 (ア)と同じ

労働関係

勤労者の皆さんが安心して働けるようにと, 金沢市では雇用促進と勤労者の福祉向上などに各種の奨励金制度や融資制度を設けています。

— 労働福祉の諸制度のご紹介 —

(1) 金沢市高年齢者雇用奨励金制度

国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)

高年齢者 (60歳以上65歳未満) 1人につき, 国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から,
1年目は支払賃金の月額1/5 (22,000円限度), 12ヵ月
2年目は1/10 (11,000円限度), 12ヵ月

(2) 金沢市中高年齢者雇用奨励金制度

国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)

中高年齢者 (45歳以上60歳未満) 1人につき, 国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から,
支払賃金の月額1/6 (18,000円限度), 6ヵ月

(3) 金沢市障害者継続雇用奨励金制度

国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)

障害者1人につき, 国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から, 24ヵ月
国の助成金の支給期間が1年6ヵ月 (重度) の場合, 支払賃金の1/3 (24,000円限度)
1年 (軽度) の場合, 支払賃金の1/3 (月額22,000円限度)

(4) 金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金制度

公共職業能力開発施設等において, 職業訓練を受講し, 技能を修得しようとする者で, 本市に1年以上引き続き居住している30歳以上の者または障害のある人で15歳以上の者に次のとおり奨励金を支給します。

訓練期間	1年 の 場 合	100,000円
〃	6ヵ月以上1年未満	50,000円

(5) 有料職業紹介事業者利用助成金制度

中小企業が民間職業紹介事業者を利用して、非自発的離職者を雇い入れた場合、その照会手数料の一部を助成する。

- ・助成対象 30歳以上の65歳未満の非自発的離職者
- ・対象業種 専門、技術、管理的、事務、販売、サービスの職業に限定
- ・助成額 30万円程度
- ・対象期間 雇い入れから6ヶ月経過（常用労働者として定着）し、有料職業紹介事業者へ紹介手数料の支払いを完了した後

(6) 金沢市若年者安定雇用促進奨励金制度

国の若年者トライアル雇用事業を活用し、引き続き若年者を常用雇用に移行した事業主に対し奨励金を助成することによって、若年者雇用の促進と安定を図る。

- ・対象者 国のトライアル雇用事業を活用し、若年者安定雇用促進奨励金の支給対象とされた者の内、金沢市内に居住する30歳未満の若年者を常用雇用に移行して、引き続き雇用している事業主。
- ・支給条件 トライアル雇用終了後、常用雇用に移行してから最初の3か月について、1か月あたり25,000円を支給する。

(7) 金沢市勤労者住宅建設資金融資制度

住宅に困窮している方で、市内に住宅を新築するか、一戸建新築住宅、新築マンション、一戸建中古住宅（築後10年以内）を購入する方で下記の条件を満す方に次のとおり融資を行います。

融資の対象者

- (ア) 事業主に常時雇用されている方
- (イ) 金沢市に居住している方または居住しようとする方
- (ウ) 貸付金償還が確実である方（月収が金沢市の毎月返済額の6倍以上ある方、ただし、居住家族に収入が有る場合、合算できる。）
- (エ) 連帯保証人が2人以上いるか、または石川県労働者信用基金協会の保証が受けられる方

融資の内容

- (ア) 融資限度額 1,000万円
- (イ) 融資年率 年3.5%（利率は変更することがあり、申込時点の利率が適用されますので、ご確認下さい。）
- (ウ) 償還期間 25年以内。ボーナス償還との併用も可

融資の対象となる住宅

床面積50㎡（約15坪）以上～280㎡（約85坪）以下の住宅

(8) 金沢市勤労者小口資金融資制度

教育費、医療費、住宅改造費、その他生活費にご利用下さい。

融資の対象者

- (ア) 市内に引き続き1年以上居住しかつ同一事業所に1年以上勤務している方
- (イ) 扶養家族を有する方
- (ウ) 取扱金融機関の認める確実な保証人1名以上有する方

融資の内容

- (ア) 融資限度額 100万円
- (イ) 融資利率 年2.5%（金融情勢により変動することがありますので取扱金融機関でご確認下さい。）
- (ウ) 償還期間 3年以内

(9) 金沢市勤労者育児休業等生活資金融資制度

育児休業や介護休業を取得した勤労者の方に、生活資金を融資します。

融資の対象者

- (ア) 金沢市内に住所のある方
- (イ) 事業所に勤務する勤労者のうち育児休業等をし、またはしようとする勤労者で、育児休業等の期間終了後に復職することが確実な方

- (ウ) 市税を完納している方
- (エ) 返済能力を有する連帯保証人1人を付することができる方

融資の内容

- (ア) 融資限度額 1人100万円
 - (イ) 融資利率 年1.0% (金融情勢により変動することがありますので取扱金融機関でご確認下さい。)
 - (ウ) 償還期間 5年以内 (借入額が50万円以下の場合は、3年以内)
- (10) 金沢市未組織労働者信用保証料補給金制度

金沢市に居住する未組織労働者が北陸労働金庫より融資を受ける場合、石川県労働者信用基金協会の債務保証を受けることとなりますがその際の保証料を金沢市が補給します。

区	分	補給期間	債務保証 限度額	保証料率
生活資金	有担保	5年以内	3,000万円	0.15%
住宅資金	有担保	5年以内	3,000万円	0.15%

(注) この場合の「未組織労働者」とは
職場に労働組合のない労働者又は労働組合があっても、労働組合の保証が得られない労働者をいいます。詳しいことは石川県労働者信用基金協会 261-4347へおたずねください。

加賀市

(1) 加賀市の制度融資について

加賀市では、中小企業者の事業の設備投資や経営の安定、並びに勤労者の福祉増進・生活安定を図るため、原資の一部としての資金を取扱金融機関に調達してもらい、その調達コストに見合う分を利子補給し、取扱金融機関は、これに自己資金を加える各種の制度融資を行っています。

(2) 商工業の振興を図るための支援

加賀市では、商工業振興事業に対して必要な経費の一部補助を行っています。

(ア) 商工業振興奨励事業に係る補助

- ㊦ 市場、動向、意識、事業高度化等の調査
- ㊧ 物産展、展示会等の開催
- ㊨ 製造等の技術、技法の開発
- ㊩ 中小企業相談所の開設

(イ) 商工業組合強化事業に係る補助

- ㊦ 商工業組合の業務施設の新築及び増改築工事費 (主たる建物に限る)

(ウ) 商工業人材育成事業に係る補助

- ㊦ 通信教育の受講に要した経費
- ㊧ 創業等に要する経費

(エ) 商業活性化推進事業に係る補助

- ㊦ 緑化施設、街路灯、駐車場など公衆利便施設の整備工事費及び借上げに要する経費
- ㊧ ソフト事業に要する経費
- ㊨ 空き店舗の改装及び借上げに要する経費
- ㊩ 商店街統一コンセプトに基づく外装等に要する経費

(オ) 活性化モデル商店街支援事業

石川県が活性化モデル商店街支援事業の対象商店街として認定した商店街又は連合組織が行う活性化事業に要する経費

(カ) 商業集積推進奨励事業に係る補助

商業団体の80%以上の参加により、消費者の利便及び地域商業の集積を図るためのサービス情報の処理等 (例：スタンプカード化事業など) を行う設備の整備に要する経費

- (キ) 商工業国際標準規格等認証取得奨励事業
ISO14001の認証取得に要した審査登録料
- (ク) 商工業経営安定強化事業に係る補助
中小企業倒産防止共済法に規定する共済契約に基づく掛金。
- (ケ) 商工業退職金制度加入奨励事業に係る補助
中小企業退職金共済法または所得税法施行令に規定する退職金共済契約に基づく掛金
加賀市では、産業の健全な発展や雇用の増大を図ると共に、工場立地の基盤の開発・整備並びに立地環境の保全を行っております。

* 加賀市における企業立地の促進並びに中小企業高度化事業に係る助成及び融資制度

補助金	対象	製造業者・物流加工業	研究所、ソフトウェア業、情報処理・サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業	高度化事業	
	条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に雇用する従業員及び加賀市に転入する従業員を合わせた数が5人以上 (常時使用することとなる、加賀市に住所を有する者) ・投資額 1億円以上 			
	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得費用 ・用地造成費、建設費、設備費 			事業費
	率・制度	<ul style="list-style-type: none"> 工場適地、公害防止のための移転の場合 ・用地取得費の10% (3,000㎡以上の用地取得後、3年以内に操業開始の場合) 1億円以内 ・用地造成費、建設費、設備費の5% 2億円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費の10% (1,500㎡以上の用地取得後、3年以内に操業開始の場合) 1億円以内 ・用地造成費、建設費、設備費の5% 2億円以内 	<ul style="list-style-type: none"> 5% 2億円以内 	
	便宜供与	補助金に替えて道路及び用排水路を整備し、又は公害防除施設を設置することができる。			
融資	条件	助成条件に同じ			
	限度	(用地の取得及び造成に要する資金 + 建物、設備等の取得に要する資金 [=事業費]) × 2/3 (3億円以内)		事業費 × 2/3 (3億円以内)	
	期間	10年以内 (据置2年以内)			
利率	市長の定める額				

加賀市では、市内の事業所に勤務する九谷焼技能後継者に対し、奨励金を支給 (1人50,000円) しています。

加賀市では、「石川ブランド優秀新製品」等、各種展示会等で優秀と認められた新製品・新技術を開発された市内中小企業者に対して表彰し、奨励金を交付します。

(3) 観光産業の振興を図るための支援

加賀市では、観光産業の振興を図るために、次の支援を行っています。

- (ア) 観光行事助成事業に係る補助
 - ① 法人又は団体が催す祭礼等の行事に要する経費
- (イ) 観光施設整備事業に係る補助
 - ① 市が管理する以外の史跡、名勝地等の整備に要する工事費
- (ウ) 鉱泉源保護施設整備事業に係る補助
 - ① 鉱泉源等施設の整備工事費
 - ② 鉱泉源等施設の維持管理費
- (エ) 観光宣伝事業に係る補助
 - ① 出向宣伝、ポスター作成費及びテレビ宣伝に要する経費

(オ) 大会等誘致事業に係る補助

① コンベンションの開催に要する経費

(4) 勤労者の保護，育成を図るための支援

加賀市では，勤労者福祉活動の推進，及び勤労者福祉施設の整備を図るために，次の支援を行っています。

(ア) 勤労者福祉施設整備事業に係る補助

① 勤労者福祉施設の新築，増改築，又は修繕工事費

② 直接事業の用途に供する設備備品購入費

(イ) 労働団体施設整備事業に係る補助

① 労働団体の事務，集会に用する施設の新築，増改築又は修繕工事費

(ウ) 勤労者福祉向上事業に係る補助

① 労働時間，労働条件の改善等に関する調査研究費

② 講演会，研究会，大会等の開催経費

加賀市では，職場に労働組合のない労働者（未組織労働者）が石川県労働金庫から住宅資金を借り入れる際，信用保証料の補給（5年間）を行っています。

小 松 市

(1) 小松市制度金融

市は，原資の一部としての資金を取扱金融機関に調達してもらい，その調達コストに見合う分を利子補給します。取扱金融機関は，これに自己資金を加えて市内中小企業に資金を融資し，設備の近代化や経営の安定化を促すことにより，本市産業の発展に寄与することを目的としています。

(2) 工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する助成制度

小松市における工場立地及び中小企業構造の高度化を促進することにより雇用機会の拡大を図るとともに，小松市産業の健全な発展と市民福祉の向上に寄与するために次のような助成を行っています。

対象業種	製造業，先端技術産業・同関連ソフト産業，試験研究開発施設，情報処理・提供サービスを行う事業所（コールセンター等）及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう。）の事業に供するもの。		
対象物件	土地取得及び要した造成費 工場建設及び機械設備費		
地区指定	工場立地法の規定により工場適地 市造成の工業団地・産業団地・工業用地及び特に市長が認める地区。		
立地助成金	対象要件	「大規模工場」対象 用地取得を伴う工場の新・増設 土地5,000㎡以上 工場1,500㎡以上 操業時新規雇用10人以上 用地取得後3年以内に操業	「中小企業者」対象 用地取得を伴う工場の新・増設 土地1,000㎡以上5,000㎡未満 工場300㎡以上1,500㎡未満 常時雇用者5人以上 (物流施設にあつては新規雇用が見込めるもの) 用地取得後3年以内に操業
	助成率	土地20%以内（1億円限度） [準工業地域は10%以内] 建物設備・機械設備費 5%以内（1億円限度） [準工業地域は2.5%以内]	土地5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内] 建物設備・機械設備費 5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内]
小松市土地開発公社から用地（工場適地に限る）を取得する場合は，事業規模等を考慮して別途助成する場合もあります。ただし，その額については，用地に係る立地助成金を算出する際には，取得に要した経費から控除します。			
設置助成金	対象要件	「大規模工場」対象 既所有地を行う工場の新・増設 工場1,500㎡以上 操業時新規雇用10人以上	「中小企業者」対象 既所有地で行う工場の新・増設 工場300㎡以上1,500㎡未満 常時雇用者5人以上 (物流施設にあつては新規雇用が見込めるもの)
	助成率	建物設備・機械設備費 5%以内（1億円限度） [準工業地域は2.5%以内]	建物設備・機械設備費 5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内]

高度化促進助成金	対象要件	中小企業総合事業団法施行令第3条に定める事業で、市長が認めるもの ・共同福利厚生施設 ・集団化事業等 ・工場アパート
	助成率	高度化事業に要する経費のうち市長が認める経費 対象経費のうち ・共同福利厚生施設 10%以内 ・上記以外のもの 2%以内
融	利率	利率1.55% (平成15年6月1日現在) 利率は変更になることがあります
	返済期間	融資期間 土地建物10年以内 (うち据置期間1年) 設備 7年以内 (うち据置期間1年)
	限度額	1億円 (投資額×2/3以内)
資	対象となる事業	雇用効果の見込みのある対象業種の工場等の新設・増設

(3) 産業育成研修制度

新しい産業の振興施策として、地域社会に貢献する人材育成を目的とし、一般市民を対象に産能大学等を通して通信研修を実施し、地域経済の活性化を目指しています。

・所定期間内に修了した人に対して受講料の7～8割を助成しています。

(4) 商工団体育成

商工団体の行う組合事業に対して補助金を交付し、その育成を図っています。

(5) 商店街施策

商店街振興組合等が、商店街活性化を目的に行う事業のうち、特に必要と認められるものに対して助成しています。

(6) 石川ブランド優秀新製品認定企業表彰

石川県機械工業見本市等において、「石川ブランド優秀新製品」と認められた市内中小企業に対して表彰し、奨励金を交付します。

(7) 中小企業退職金共済制度加入促進助成金制度

市内の主たる事業所を有する中小企業者で、平成14年4月1日以降新規に中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度に加入し、市の定めた要件を満たす場合は、1年間に限り共済掛金の20% (限度額は、従業員1人当たり年額 12,000円) を助成します。

(8) 中高年齢者等職業訓練奨励金交付制度

県内の公共職業能力開発施設や小松市内の認定職業訓練施設において、3カ月以上の職業訓練を修了した者で、本市に1年以上引き続き居住している45歳以上65歳未満の者又は障害のある人に対して奨励金を交付する制度です。

(9) 小松市緊急就職者雇用支援事業費

小松市内に居住している中高年齢者(45歳以上60歳未満)を国の緊急就職者雇用開発助成金支給対象期間満了後も引き続き雇用した小松市内の事業主へ6ヶ月間、月額一人20,000円を支給します。

(10) 技能功労者表彰事業

永く同一の職業に従事し、他の模範となる技能者を表彰することにより、技能者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的としています。

(11) 働く方達の生活安定資金

労働者生活資金融資制度

融資対象者は、労働組合組織のある方で、住宅資金で1億円、生活資金では、500万円が融資の限度となります。

労働者福利厚生資金融資制度

融資対象者は、労働組合組織のない方で、同様に住宅資金、生活資金の融資を行います。但し、住宅資金の限度額は7,000万円です。

勤労者小口資金融資制度

働いている者が、融資対象となります。限度額は100万円です。

勤労者育児休業生活資金融資制度

育児休業利用者に、休業期間中に必要とする生活資金を融資することにより、仕事と家庭との両立、継続就業を促進し、労働力の確保を図るものです。融資限度は、100万円です。

(12) 国際標準化機構規格認証取得支援事業費補助制度

市内に事業所及び工場等を有する中小企業者が国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証及び環境管理、監査の国際規格の認証取得に要する経費に対して補助金を交付します。（認証を取得した日から6ヶ月以内に補助金を交付すること）

- ・ ISO9000シリーズ 限度額30万円
- ・ ISO14000シリーズ 限度額50万円

(13) 小松市ものづくり交流団体活動促進事業

本市の中小製造業者の新製品・新技術・開発を促進するために、ものづくり交流団体が行う研究会等の開催に要する経費に対して補助金を交付します。対象経費の1/2以内とし、30万円を限度とします。

(14) 小松ブランド新製品等開発支援事業

今後成長が見込める医療・福祉・環境・情報通信等の分野における新製品・新技術開発を支援するため、本市の中小製造業者が行う販路開拓等に要する経費に対して補助金を交付します。対象経費の1/2以内とし、100万円を限度とします。

松 任 市

(1) 中小企業金融制度

松任市では、中小企業者の育成、勤労者の福祉増進及び雇用の拡大を図るため、各種の融資制度を設けています。

(2) 中小企業優秀製品開発者表彰

市内に事業所を有する中小企業又は団体において新製品又は加工技術を開発し、市内産業の振興と高度化に貢献した個人、法人又は団体を表彰します。

(3) 工場立地の促進に関する条例

本条例は、松任市における工場立地の促進を図るため、必要な助成措置を講ずるほか、工場立地の基盤の開発及び整備並びに立地環境の保全を行い、雇用の確保と産業の振興に資し、市民の福祉の向上を図ることを目的としています。

対象地区		工場立地法の規定により工場適地とされた本市内の地区及び市長が特に認める地区
助成金	助成対象	1. 用地については、3,000㎡以上であること。 2. 工場については、床面積1,000㎡以上で、用地取得後3年以内に操業を開始するもので製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、試験研究開発施設及び流通加工を伴う物流施設、その他市長が特に認める事業であること。 3. 操業時に常時雇用の従業員を10人以上有するものであること
	助成内容	1. 用地の取得及び造成に要した経費の5%以内で1億円を限度とする。 （市長が特に認めるときは、10%以内で2億円を限度とする。） 2. 工場の新增設に要した経費の5%以内で、1億円を限度とする。
融資	融資対象	1. 用地については、1,500㎡以上であること。 2. 工場については、床面積500㎡以上で、用地取得後3年以内に操業を開始するもので、製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、試験研究開発施設及び流通加工を伴う物流施設、その他市長が特に認める事業であること。
	融資内容	1. 用地の取得、造成及び工場の新增設に要する経費の2/3以内で1億円限度 2. 利率 1.70%（平成14年10月11日現在）利率は変更となることがあります 3. 融資期間 10年（うち据置2年以内）

(4) 未組織労働者信用保証料補給制度

松任市に居住する者（住宅資金については市内に居住しようとする者も可）石川県労働金庫より融資を受ける場合、石川県労働者信用基金協会の債務保証を受けることになるがその際の保証料を市が補給する。

区 分	補給期間	債務保証限度額	保証料率
生活資金 住宅資金	3年以内	有担保 5,000万円	0.15%
		無担保 500万円	0.80%

(5) 中小企業退職金共済制度加入促進助成金制度

市内に主たる事業所を有する中小企業者で、新規に中小企業退職金共済制度に加入する場合、1年間に限り共済掛金の20%（限度額は、従業員1人当たり年額12,000円）を助成する。

(6) 国際見本市出展事業奨励金制度

市内中小企業者が自社の製品を国際見本市等に出展しようとする場合、対象経費の1/2以内を（奨励金限度額30万円）奨励金として交付する。他の助成金の適用を受けていても可。

(7) 国際規格取得支援事業費補助制度

市内中小企業者が国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証及び環境管理、監査の国際規格「9000」・「14000」シリーズの認証取得に要する経費に対し30万円を限度として補助金を交付しています。

羽 咋 市

(1) 羽咋市の融資制度

羽咋市では、市内中小企業者の経営安定及び事業資金として各種融資制度を行っています。

追認保証小口事業融資

商工会の会員又は商工会の経営指導を受けている中小企業者であって、常時使用する従業員が40人以内（商業又はサービス業は10人以内）小規模企業者であること。

ただし、売上高が減少しているもので商工会が特に必要と認められたものは対象とし、県信用保証協会を通じて貸し出しされています。資金の用途は事業資金、限度額は1企業につき1,500万円。返済期間は運転資金5年以内、設備資金7年以内。利率、返済方法、担保等は金融機関の定めによる。

中小企業経営安定資金

商工中金に出資している事業協同組合、商店街振興組合等及びその組合員で商工中金を通じて貸し出しが行われ、運転資金10年以内、設備資金15年以内その他は金融機関の定めによる。以上中小企業の方々に対する融資制度がありますが詳細については、各金融機関、商工会へお問い合わせ下さい。

(2) 羽咋市の商工業振興にかかる助成制度

羽咋市商工業振興条例（市）

【助成対象要件】

(ア) 工場の設置……製造業や情報サービス業、先端技術産業、流通関連業、試験研究所の事業所を新設または増設すること。

投下固定資産の総額（土地・家屋・償却資産）が1億円を超え、かつ常用従業員をあらたに10人以上（増設の場合は5人以上）雇用すること。

(イ) 中小企業総合事業団法施行令に規定する高度化事業

【助成内容】

(ア) あっ旋等の便宜供与

(イ) 投下固定資産の総額の10%（増設、高度化事業は5%）。（2億円限度）。
新規地元雇用者数×50万円（2,000万円限度）

羽咋市国際規格認証取得支援事業

対象となる方	羽咋市に事業所を有する中小企業者
対象となる事業	国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証および環境管理、監査の認証を取得するために必要な登録審査料 ISO 9000シリーズ ISO 14000シリーズのそれぞれにつき1回を限度とする。
申請	認証を取得した日から30日以内
補助限度額	1回につき50万円を限度とする
問い合わせ	羽咋市商工観光課 TEL 0767 - 22 - 1118

(3) 羽咋市経営支援融資

中小企業者の経営安定と振興のため、事業資金の融資を行っております。

【ご利用いただける方】

羽咋市内に住所又は事務所を有し、原則として、1年以上継続して、同一の事業を営んでいる方で、市税を滞納していない者。

なお、最近3カ月間または6カ月間の月平均売上（生産）額が前年の同期の月平均売上（生産）額に比して、一定割合以上減少しているなど、経済状況が依存する産業の活動の低下により大きな影響を受けている方は、併せて利子補給金の交付を受けることも可能です。

【ご融資額】1事業所当たり運転資金1,000万円以内、設備資金1,500万円以内

【返済期間】運転資金 5年以内 ご希望により、1年以内の据置もできます。

設備資金 7年以内 ご希望により、1年以内の据置もできます。

【融資利率】1.60% ただし、毎年9月末日に利率を見直し、翌月より新利率を適用する。

【担保保証人】取扱金融機関所定による。

【信用保証】取扱金融機関所定による。

ただし、信用保証協会の倒産関連別枠保証扱いを受ける場合は、信用保証制度に基づく認定等が必要です。

【返済方法】元金均等返済

【利子補給額】融資額の1%以内

【申込期間】平成16年3月31日まで

【受付窓口】

1. 申込受付窓口は、取扱金融機関です。
2. 申込用紙及び倒産関連中小企業者の認定書用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
3. 倒産関連業者の認定は取扱金融機関を通じて市商工観光課でいたします。
4. 申込用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
5. その他、次の書類が必要となります。
 - (イ) 最近の決算書あるいは営業報告書（直近のもの）
 - (ロ) 印鑑証明（3か月以内）
 - (ハ) 住民票又は登記簿抄本（法人）
 - (ニ) 倒産関連中小企業者の認定を受け、利子補給金を受けようとする方は生産額または取引額が減少していることを証するもの
 - (ホ) その他金融機関所定の書類

【取扱金融機関】北國銀行羽咋支店、北陸銀行羽咋支店、興能信用金庫羽咋支店、能登信用金庫羽咋支店

七 尾 市

(1) 七尾市の中小企業のための融資制度や施策

七尾市では、中小企業者の事業の経営安定、観光施設整備及び機械設備近代化等に必要な資金など各種の融資を行っています。

商工団体への育成補助金

各商工団体の行う組合事業等に対して補助金を交付し、その育成をはかっている。

地場産業に対する奨励

伝統的な地場産業に従事する後継者技能者で、長年精励していたり、画期的な発明、考案をした方に地場産業奨励賞表彰を行っている。

七尾市における工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例

21世紀に若者が希望を持ち、生き生きとした産業都市づくりのための七尾市に進出される企業に必要な助成措置を講ずるとともに、既存中小企業の産業構造の高度化を促進させるための支援を行うものです。

本条例は、助成金と融資の二本柱で構成され、助成金・融資額については、それぞれ最高2億円までとなります。

区分	対 象 要 件	内 容	限度額
助 成 金	<ul style="list-style-type: none"> ・用地は、2,000㎡以上を取得・造成 ・工場は、700㎡以上を新設、又は増設 ・用地取得後、3年以内に操業開始 ・新設にあつては、操業時に常用雇用の従業員を10人以上有する ・増設の場合は、経費に応じて従業員を、新たに増員すること。 ア 10億円以上は5人以上 イ 10億円未満3億円以上は3人以上 ウ 3億円未満は2人以上 ・中小企業事業団法施行令第3条第1項に掲げる事業のうち、市長の指定を受けたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の取得及び造成費に要した経費の5%以内 	1億円
		<ul style="list-style-type: none"> ・新設、又は増設した工場建設・設備に要した経費の5%以内 工場適地である特定地域以外は、4%となる 	1億円
融 資	<ul style="list-style-type: none"> ・用地は、1,000㎡以上を取得・造成 ・工場は、300㎡以上を新設、又は増設 ・用地取得後、3年以内に操業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得若しくは造成に要する経費、又は工場の新設若しくは増設に要する経費に3分の2を乗じて得た額 	2億円

(2) 七尾市創業者支援補助金

対象者

中小企業基本法第2条に規定する「小規模企業者」で、市税等の滞納がなく、市内に1年以上住所を有し、市内で新たに事業を創業しようとする者、又は創業後1年以内の事業者。

補助対象経費

店舗建築費、営業者両等流動資産購入費、店舗に必要な備品費、開業に伴う諸費（広告宣伝費含む）、家賃、地代賃借料

補助率及び補助金の限度額

補助対象経費の1/2以内で、限度額100万円

(3) 七尾市中小企業経営安定保証料補給金

概要

市内中小企業者に対し、借入に伴う石川県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する。

保証料補給金の額

借入金の保証料金額の30%を限度とする。

輪 島 市

輪島市の経済を取り巻く環境は依然として厳しく推移しているが、その中においても競争に強い中小企業を育成するとともに、企業経営の安定化と近代化を支援し、主産業である漆器と観光の振興を柱として、次の施策の推進を図っております。

(1) 中小企業のための融資制度

追認保証小口事業資金

用途...運転, 設備 融資限度額...1,500万円

輪島市中小企業経営安定資金

用途...運転, 設備 融資限度額...運転2,000万円, 設備1,000万円

(2) 商工業の振興に関する支援制度

輪島市商業活性化推進支援制度

市内における商店街の賑わいと魅力を高めるため、商店街が実施する相乗効果の高い事業や空き店舗を活用して新たに小売業として開設する商業者を支援することによりまちの活性化につなげることを目的としています。

商店街対策

1. 空き店舗利用促進事業 改装費 (補助率 2/3 限度額500万円)
家賃補助 (補助率 1/2 限度額120万円)
2. 商店街魅力創出事業 ハード事業 (補助率 1/2 限度額500万円)
ソフト事業 (イベント開催)
単独 (補助率 1/2 限度額200万円)
共同 (補助率 2/3 限度額300万円)
3. 商店街情報化推進事業 (補助率 1/3 (1/2) 限度額100万円)
4. 商店街環境・リサイクル推進事業 (補助率 1/3 100万円)
5. モデル商店街バックアップ事業 (補助率 1/3 限度額100万円)

個店対策

1. 空き店舗利用促進事業 改装費 (補助率 1/3 限度額150万円)
家賃補助 (補助率 1/4 ~ 2/3 限度額80万円)
2. 業種業態転換事業 改装費 (補助率 1/3 限度額200万円)

輪島市中小企業等産業育成支援制度

既存企業や進出又は新規創業する中小企業等の育成を図り、雇用の拡大と地元定住の促進による地域の活性化につなげるため、輪島の資源を有効に活用した新商品の開発や販売促進等を支援します。

新商品等研究開発費補助金

- ・新製品等の研究開発に要する経費 (補助率 1/2 限度額200万円)

販売促進費補助金

- ・販路開拓を目的とする展示PR費 (補助率 1/3 限度額100万円)

開設準備費補助金

- ・新規事業所開設に要する施設整備費 (補助率 1/2 限度額300万円)

ITビジネスチャレンジ補助金

平成14年4月1日以降、インターネット上のオンラインモール等に登録を行い、3カ月以上商売を行った事業主に対し、その登録料の一部を助成する。

(補助率 1/3 限度額 5万円)

中小企業振興助成制度

市内中小企業の協同組合等が行う、企業高度化事業に対し、助成または、補助金の交付を行います。

限度額：事業に投下した固定資産評価額の100分の1

(3) 企業誘致の促進

輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

助成対象要件

新設...投下固定資産総額5,000万円以上で常用従業員5人以上

増設...投下固定資産総額5,000万円以上で新たに従業員5人以上雇用すること

助成金額

投下固定資産の20～7.5%以内。ただし、1億円を限度とします。

(4) 漆器産業の振興

漆樹植栽事業の推進

昭和46年から60年まで、10万本の漆樹を植栽、その後も継続して毎年2,000本の苗木を無料配布し、漆樹の植樹を奨励し、漆器業者に国産漆の安定した供給を目指している。

輪島漆器商工業協同組合の育成

輪島漆器商工業協同組合が行う、後継者育成事業、販路開拓事業等を助成している。

集積活性化事業の推進

漆器需要の構造的変化に対応して新たな需要を開拓し、漆器産業の活性化を図ることを目標として、輪島漆器商工業協同組合が主体となっていく集積活性化事業を、助成支援する。新商品の開発、需要開拓、情報収集等を総合的に行い漆器産業の活性化を目指す。

後継者の育成 輪島塗技術後継者奨励金制度

月額50,000円/人 最長36カ月支給

輪島塗（木地、塗り）部門に新たに修行し、輪島塗製造技術を習得しようとする40歳以下の人が対象になります。

(5) 観光産業の振興

公営海水浴場、公園、遊歩道、駐車場等、観光用施設の整備、千枚田並びに間垣等の観光資源の保全事業に対し助成を行っています。

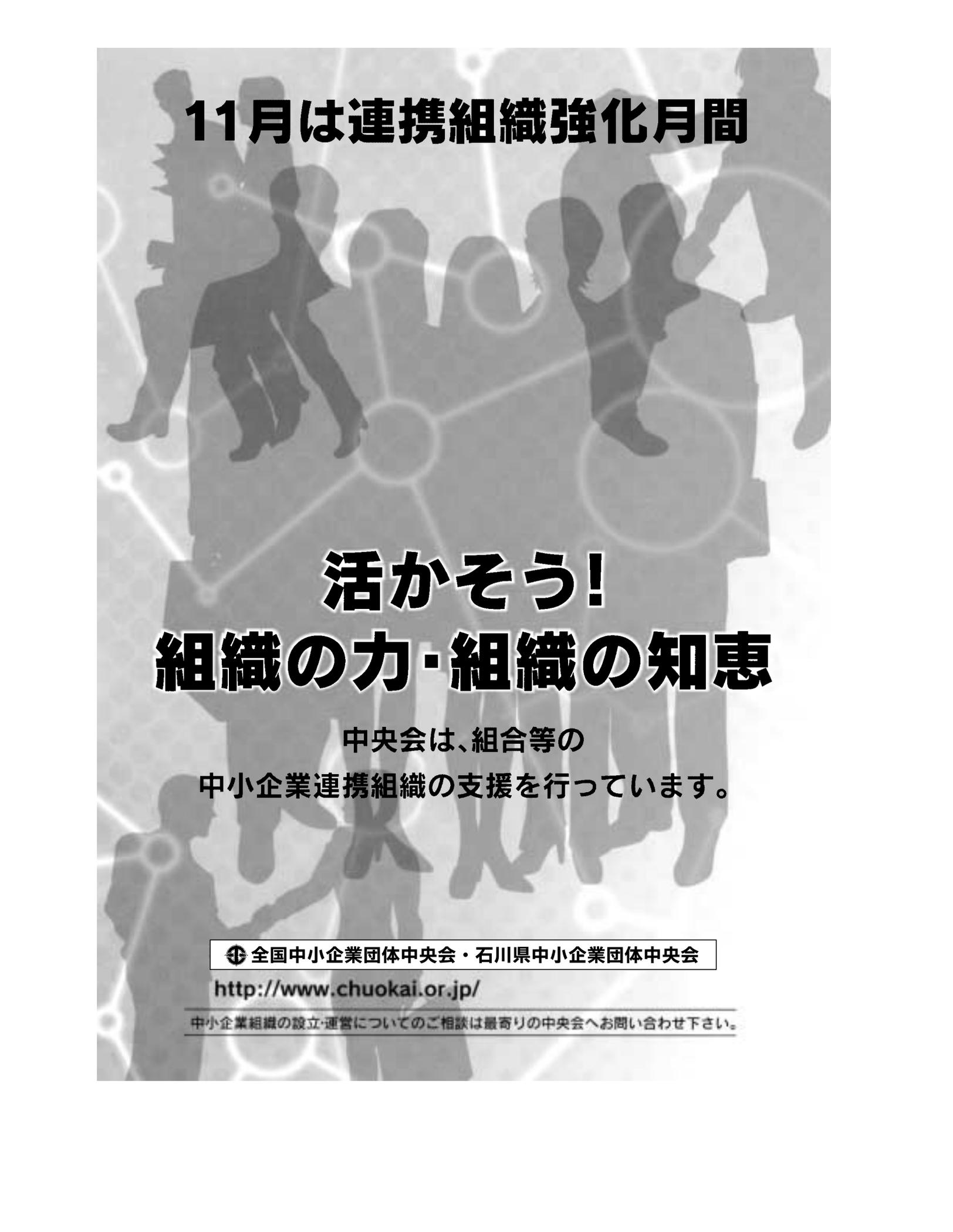
さらに観光客誘致については観光協会と協力して出向宣伝をするとともに、ポスター、パンフレット等を作成し配布しています。

(6) 労働対策

地域の出稼労働者を中心とした雇用機会の確保については、職業安定所と密接な連絡を図っています。

また地区労働組合協議会に対しては健全な組織活動を促進するため助成を行っています。さらに労働者の生活の安定、住宅対策の推進を図るため石川県労働金庫へ利子補給補助を行っています。

なお、各市の金融制度一覧については、本会発行の金融の手引き（平成15年8月発行）をご参照下さい。



11月は連携組織強化月間

**活かそう！
組織の力・組織の知恵**

中央会は、組合等の
中小企業連携組織の支援を行っています。

 全国中小企業団体中央会・石川県中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp/>

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は最寄りの中央会へお問い合わせ下さい。

本誌編集に貴重なご意見，ご指導を頂いている編集委員の方々。

活性化情報編集委員

石川県商工労働部経営支援課
主 幹 川 口 正 人

商工組合中央金庫金沢支店
次 長 南 園 良 春

ウイング北陸総合衣料商業協同組合
専務理事 村 田 純 一

石川県中小企業団体中央会
専務理事 河 内 宏

中央会情報No.93

発 行 / 平成15年10月

発行者 / 石川県中小企業団体中央会

